

特別支援教育関係
ボランティア活用事例集

平成19年3月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

はじめに

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会です。

その実現のため、障害者基本法や障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が政府全体で推進されており、その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められています。

そうした中で、文部科学省では、小・中学校等の通常の学級に在籍している発達障害のある子どもを含め、すべての障害のある子どもの教育的支援のために、制度の改正や事業の実施など様々な施策を通じて特別支援教育を推進してきました。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

その特別支援教育を適切に実施するために、文部科学省では、全都道府県教育委員会に対し、平成15年度から「特別支援教育体制推進事業」を委嘱し、特別支援教育の体制を整備する取組を全国で推進していただいております。

この事業は、幼稚園から高等学校までを対象に実施しており、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携した「個別の教育支援計画」に基づき、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を目指しています。

本事業も4年目を迎え、各推進地域を中心に全国で体制の整備がなされつつあります。そうした中、新たに地域の人材を特別支援教育のボランティア等として活用する試みも始まっております。

このたび、支援体制の一層の充実を図るため、上記のような先行の優良事例を集めた事例集を作成し、配布することとしました。

関係各位において、今後、地方財政措置により拡充が期待されている特別支援教育支援員の配置や、新たに特別支援教育体制推進事業の対象となる学生支援員の活用など、特別支援教育の体制の充実を図られる際の参考にしていただければ幸いです。

終わりに、本事例集の作成に当たりまして、各教育委員会の指導主事並びに関係地域・学校の教職員の皆様の多大なご協力をいただきました。この紙面をお借りして、ご協力いただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

平成19年3月

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課長 瀧本 寛

目 次

はじめに

第1章 特別支援教育体制の推進について

1	特別支援教育体制の推進の経過	1
2	学校を支える体制整備の現状	1
3	体制整備の人材確保について	2
	平成18年度 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能 自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果	
表1	全体集計表	3
表2-1	都道府県市別集計表<全校種計>	4
表2-2	都道府県市別集計表<幼稚園>	5
表2-3	都道府県市別集計表<小学校>	6
表2-4	都道府県市別集計表<中学校>	7
表2-5	都道府県市別集計表<高等学校>	8
(参考)	調査項目について	9

第2章 都道府県・市町村・学校の取組

青森県

八戸市	教育支援人材バンクを活用した特別支援教育	11
-----	----------------------	----

岩手県

岩手県	特別支援教育ボランティア養成講座	13
-----	------------------	----

宮城県

宮城県	学生手作り！広報アニメーション	15
仙台市	個別の配慮が必要な子どもへの支援体制の工夫 学生ボランティア活用の視点から	17

山形県

山形市立第五小学校	大学の研究室と連携した学生ボランティアの活用	19
-----------	------------------------	----

福島県

福島県	学習支援ボランティアによるLD等への支援の実際	22
-----	-------------------------	----

栃木県

鹿沼市	特別支援学級におけるボランティアの活用について	24
-----	-------------------------	----

埼玉県

埼玉県	「支援籍」学習を地域で支えるボランティアの育成・活用	27
-----	----------------------------	----

千葉県

- 船橋市：特別支援教育におけるボランティア活用について…………… 29
千葉県立船橋養護学校：子どもたちの豊かな生活を目指して…………… 31

東京都

- 港区：NPO法人と協働で行う支援事業の取組…………… 33
文京区：「バリアフリーパートナー」の活用…………… 35
江東区：区独自の学習支援講師配置事業…………… 37
北区：北区特別支援教育巡回指導員による支援…………… 39
板橋区：大正大学フレンドリースタッフの活用…………… 41
足立区：学習支援講師による巡回指導の実際…………… 43
府中市：専門性を有する大学院生によるボランティア活動…………… 45

神奈川県

- 横浜市：アシスタントティーチャーの活用を通して…………… 47
川崎市：学生派遣を校内委員会の成長の契機に…………… 50
相模原市：新入学時における初期指導の工夫…………… 52

富山県

- 富山県：スタディ・メイトの養成と活用…………… 54

岐阜県

- 岐阜県：発達障害のある児童生徒を支援する特別支援教育アシスタント…………… 56

静岡県

- 静岡市：学生スクールボランティア…………… 58

愛知県

- 刈谷市：大学との連携による学生ボランティアの活用…………… 60

三重県

- 三重県：NPOとの連携による支援マニュアルの作成…………… 62

滋賀県

- 彦根市：学校教育活動支援事業…………… 64

京都府

- 京都市立光徳小学校：丁寧に関わると子どもは伸びる…………… 66
宇治市：「いきいき学級支援員」設置事業…………… 68

大阪府

柏原市：大学連携を生かした学校支援ボランティア	70
-------------------------	----

兵庫県

神戸市：通常の学級におけるLD等への特別支援事業	72
--------------------------	----

島根県

出雲市：学校や地域に吹く新しい風～スクールヘルパー制度～	74
------------------------------	----

岡山県

岡山市：特別支援教育における学校支援ボランティアの活動	76
-----------------------------	----

広島県

広島市：特別支援教育アシスタントによる支援	78
-----------------------	----

山口県

山口県：夏季休業中のボランティア養成の取組	80
-----------------------	----

徳島県

徳島市：学習支援ボランティアによる支援の実際	82
------------------------	----

第3章 まとめ

1 ボランティア等の活用場面について	85
2 人材の確保方法について	86
3 資格等について	86
4 成果	87
5 課題	88
6 実践から示唆されたこと	89

参考資料

資料1 特別支援教育の対象の概念図	91
資料2 平成18年度特別支援教育体制推進事業実施要項	92
資料3 特別支援教育体制推進事業（平成18年度）	95
資料4 学生支援員について	96
資料5 学生支援員の活用	97
資料6 特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係る地方財政措置の 予定について（通知）	98
資料7 「特別支援教育支援員」の地方財政措置予定について	99

第 1 章

特別支援教育体制の推進について

第1章 特別支援教育体制の推進について

1 特別支援教育体制推進の経過

平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について」（協力者会議最終報告）において、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含む障害のある児童生徒への適切な支援体制の整備が指摘された。

また、平成15年からの10年間を見通した「障害者基本計画」が閣議決定された。この計画においては「障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する」ことが述べられている。障害者基本計画の前半5年間、平成19年度までの具体的な計画である重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）においては、

- ・小・中学校における学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドラインを平成16年度までに策定する。
- ・盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する。
- ・盲・聾・養護学校に関して地域における教育のセンター的役割を果たす学校についての制度的検討を行い、平成15年度中に結論を得るとともに、その検討状況も踏まえて特殊教育に係る免許制度についても改善を図る。

などの内容があげられている。

これらを受け、文部科学省としては平成15年4月より、特別支援教育体制を推進するための事業を全都道府県に委嘱し、平成19年度までを目途に支援体制を整備することを目指し実施してきた(平成15・16年度は特別支援教育推進体制モデル事業、平成17年度からは特別支援教育体制推進事業)。

この間、平成16年には障害者基本法の見直しが行われ、平成17年4月には発達障害者支援法が施行された。平成18年4月1日からは、LD及びADHDが新たに通級による指導の対象となり、同年6月には特別支援教育体制に転換するための学校教育法等の一部改正案が国会において可決、平成19年4月1日に施行されることが決定された。更に平成18年12月に施行された改正教育基本法第4条には、「障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられる」ようにしなければならないことが規定された。

2 学校を支える体制整備の現状

こうした状況の中で、体制整備は全国的に進んできた。平成18年度の特別支援教育体制推進事業の内容は以下のようなものであった。

- ① 調査研究運営会議の設置
- ② 特別支援連携協議会の設置
- ③ 幼稚園、小・中学校及び高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する総合的な支援体制の整備（推進地域の指定、校内委員会の設置、特別支

援教育コーディネーターの指名，巡回相談の実施，専門家チームの設置，個別の教育支援計画の策定）

- ④ 特殊学級や通級指導教室の弾力的な運用についての研究
- ⑤ 盲・聾・養護学校における特別支援教育の推進（特別支援教育推進校の指定，盲・聾・養護学校におけるセンター的機能，特別支援教育コーディネーターの指名，個別の教育支援計画の策定）
- ⑥ 特別支援教育コーディネーターの養成研修
- ⑦ 関連事業との連携
- ⑧ 保育所の追加
- ⑨ ボランティア等の地域人材を活用した支援体制の在り方についての優良事例の収集

平成18年度には，幼稚園だけでなく保育所においても支援体制整備を進めることと，ボランティア等の地域人材を活用した支援体制の在り方についての優良事例の収集が新たに加わった。

文部科学省では，平成15年度から，学校における体制整備状況について各都道府県別に調査を進めてきている。その結果を示したのが次頁以降の表1及び表2-1～2-5である。

小・中学校については，昨年度と比較できる全ての調査項目で前回は上回っており，全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。また，小・中学校については，「校内委員会の設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」は，9割以上で，「実態把握」は，約8割の学校で実施されている。「巡回相談員の活用」は，約5～6割，「個別の指導計画の作成」は約3～4割，「個別の教育支援計画の作成」は，約2割で実施されている。これらの学校には，LD等のある子どもたちがおり，実際に個別の対策が行われていることがわかる。

今年度新たに調査した，幼稚園と高等学校については，小・中学校と比較すると，全体として体制整備が遅れており，地域による取組の差が大きく，更なる体制整備が必要である。

今年度新たに調査項目に追加した教員の「特別支援教育に関する研修状況」については，全体で約4割の実施率である。実施率の高い順に，幼稚園（約6割），小学校（約5割），中学校（約4割），高等学校（約1割）となっており，一層の推進が必要である。

3 体制整備のための人材確保について

これらの体制整備に加え，平成17年度の事業報告書において多くの都道府県教育委員会担当者が指摘しているのが，支援に直接携わる人材の不足であった。人材確保については，多くの自治体が工夫を凝らしており，ボランティアの活用も全国的に広がっている。

平成19年度政府予算案には，地方交付税措置として，「特別支援教育支援員」が配置できる予算が計上されている。

また，上記の特別支援教育体制推進事業についても，19年度から「学生支援員」を活用できる事業内容とする予定である。これらを活用しながら，各学校において体制整備が更に進められ，特別な支援を必要とする子どもたちへの支援が充実することが望まれる。

表1 平成18年度 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等におけるLD, ADHD, 高機能自閉症等のある
 幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果

全体集計表

(%)

調査項目	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			全体			
	H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	
1) 校内委員会の設置	設置済	32.7	—	—	96.3	(89.4)	(77.4)	94.7	(84.3)	(69.2)	25.2	—	—	81.0	(87.8)	(74.8)
	設置予定	6.1	—	—	1.5	(3.4)	(4.8)	2.2	(5.0)	(5.8)	2.6	—	—	2.3	(3.9)	(5.1)
	合計	38.8	—	—	97.7	(92.8)	(82.2)	96.9	(89.3)	(75.0)	27.8	—	—	83.3	(91.7)	(80.0)
2) LD・ADHD・高機能自閉症等についての実態把握の実施	実施済	62.2	—	—	86.8	(76.0)	(63.5)	76.5	(63.7)	(52.6)	29.4	—	—	75.6	(72.2)	(60.1)
	実施予定	5.8	—	—	6.5	(11.2)	(12.3)	11.0	(14.4)	(13.6)	4.5	—	—	7.3	(12.2)	(12.7)
	合計	68.0	—	—	93.3	(87.2)	(75.8)	87.6	(78.1)	(66.2)	34.0	—	—	82.9	(84.4)	(72.8)
3) 特別支援教育コーディネーターの指名	指名済	29.4	—	—	93.3	(79.1)	(50.6)	90.9	(75.3)	(46.4)	18.5	—	—	77.4	(77.9)	(49.3)
	指名予定	5.6	—	—	2.8	(5.5)	(8.9)	3.9	(6.6)	(8.8)	2.3	—	—	3.4	(5.9)	(8.8)
	合計	35.0	—	—	96.1	(84.7)	(59.5)	94.8	(81.8)	(55.2)	20.9	—	—	80.8	(83.8)	(58.1)
4) 個別の指導計画の作成	作成済	18.0	—	—	42.3	(31.6)	(20.0)	30.2	(22.9)	(14.8)	3.6	—	—	32.5	(28.9)	(18.4)
	作成予定	7.7	—	—	20.0	(24.2)	(18.7)	19.0	(22.4)	(15.8)	3.6	—	—	16.6	(23.7)	(17.8)
	合計	25.7	—	—	62.3	(55.8)	(38.6)	49.1	(45.4)	(30.6)	7.2	—	—	49.1	(52.6)	(36.1)
5) 個別の教育支援計画の作成	作成済	10.5	—	—	20.9	(14.3)	(9.1)	17.6	(11.5)	(7.8)	3.2	—	—	17.1	(13.4)	(8.7)
	作成予定	7.1	—	—	20.4	(22.9)	(15.1)	18.1	(20.6)	(13.4)	2.8	—	—	16.4	(22.2)	(14.6)
	合計	17.5	—	—	41.3	(37.2)	(24.2)	35.7	(32.0)	(21.2)	6.0	—	—	33.5	(35.6)	(23.3)
6) 巡回相談員の活用	活用済	60.4	—	—	66.0	(56.4)	(48.3)	49.8	(40.5)	(32.7)	19.7	—	—	56.8	(51.4)	(43.5)
	活用予定	4.8	—	—	6.6	(8.6)	(7.8)	7.8	(9.7)	(7.8)	3.0	—	—	6.3	(9.0)	(7.8)
	合計	65.2	—	—	72.6	(65.0)	(56.1)	57.6	(50.2)	(40.5)	22.6	—	—	63.2	(60.4)	(51.2)
7) 専門家チームの活用	活用済	35.6	—	—	33.4	(24.9)	(19.9)	25.1	(17.4)	(13.0)	8.7	—	—	29.2	(22.6)	(17.8)
	活用予定	4.1	—	—	5.9	(9.3)	(7.7)	6.1	(8.9)	(6.6)	2.1	—	—	5.4	(9.2)	(7.4)
	合計	39.7	—	—	39.3	(34.2)	(27.6)	31.2	(26.3)	(19.6)	10.8	—	—	34.6	(31.8)	(25.1)
8) 特別支援教育に関する教員研修の受講状況	受講済	56.3	—	—	50.3	—	—	36.3	—	—	14.7	—	—	38.9	—	—
	行政研修受講済	47.4	—	—	28.5	—	—	18.9	—	—	6.0	—	—	21.5	—	—

※ 学校はいずれも公立校である。
 ※ 「済」は平成18年9月1日現在で既に実施している学校の割合、「予定」は平成18年度末までに実施する予定がある学校の割合を示す。
 ※ 「8) 特別支援教育に関する教員研修の受講状況」のうち、「行政研修受講済」については、「受講済」の内数である。
 ※ 「8) 特別支援教育に関する教員研修の受講状況」については、平成15年4月1日～平成18年9月1日の間に特別支援教育に関する研修や講義(概ね90分以上)を受講した教員の割合を示す。なお、行政機関、学校が開催する研修への参加の他、校長会、学会、公益法人、NPO、民間団体等が開催する研修への自主的な参加も含む。
 ※ 「—」は、「データなし」を示す。
 ※ 各項目の詳細は、「(参考)調査項目について」を参照のこと。

調査項目について

1) 校内委員会

学校内に置かれたLD, ADHD, 高機能自閉症等のある児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

2) LD, ADHD, 高機能自閉症等の実態把握

平成11年7月の「学習障害児に対する指導（報告）」で示されたLDの実態把握基準（試案）及び平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で示されたADHD, 高機能自閉症の実態把握のための観点（試案）に照らして行った実態把握。

なお、「LD, ADHD, 高機能自閉症等」の「等」には、アスペルガー症候群を含む。

3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

4) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画。

5) 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

6) 巡回相談

LD, ADHD, 高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を巡回し、教員に対して、LD, ADHD, 高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

7) 専門家チーム

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対してLD, ADHD, 高機能自閉症等か否かの判断、望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

8) 特別支援教育に関する教員研修

○研修：特別支援教育に関する研修、特別支援教育に関する講義（講義名に明記されているもの。演習・協議等を含む。）を含む教員研修のうち、特別支援教育に関する内容が概ね90分以上のもの。

※行政機関、学校が開催する研修への参加の他、校長会、学会、公益法人、NPO、民間団体等が開催する研修への自主的な参加も含む。

○調査対象教員：校長、園長、教頭、副校長、教諭、養護教諭、講師（いずれも本務者）

○調査対象期間：平成15年4月1日～平成18年9月1日

※ 各項目の詳細については「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（文科省HP掲載）をご参照ください。

第2章

都道府県・市区町村・学校の取組

教育支援人材バンクを活用した特別支援教育

青森県八戸市

概要

八戸市では平成 13 年に「八戸市教育支援ボランティアセンター」を設立し、地域の人材（資格を必要としない一般の方）を学校教育や社会教育に活用するため、「教育支援ボランティア人材バンク」を設置している。当センターではコーディネーターを配置し、依頼者（学校等）とボランティアの調整を行っている。

現在は、児童生徒の障害の多様化が進んでおり、各学校より「特別な支援を要する児童生徒のサポート」を要請されるケースが多くなってきている。

平成 18 年 12 月末現在、特別支援ボランティア登録者は 18 名、そのうち 13 名が小・中学校で、2 名が養護学校で活動している。

本稿では実際に支援の依頼があったケースをもとに現状と課題について述べていく。

キーワード

八戸市教育支援ボランティアセンター
特別支援ボランティア

教育支援ボランティア人材バンク

1. ボランティア派遣に関する事例について

(1) コーディネーターNさんの記録について

派遣依頼：平成 18 年 1 月に八戸市教育支援ボランティアセンターへ特別支援の申し込みがあった。

対象児童：小学校高学年在籍

脳性まひ・弱視あり、国語、算数の個別の支援を依頼

顔合わせ：校長・教頭・ボランティア（Sさん）・コーディネーター（Nさん）の 4 者
自己紹介

支援内容説明後に校舎・教室の確認

対象児童との顔合わせ

従事する時間・連絡方法の確認

1 月末より週 2 回、各 1 時間で開始

Sさんに依頼した理由

- ・ 依頼側の学校の比較的近くに居住している。
- ・ ボランティア希望が、特別支援、教育相談として登録されている。
- ・ 今までの実歴やボランティア経験等があり適任である。

(2) 児童の変化とボランティア（Sさん）の思い

ボランティア（Sさん）は、児童が望む課題を決めて、50 分間にわたり算数の授業の補

助をしている。児童の学習のために、Sさん自身も算数の予習をし、活動に臨むようにしている。

Sさんが支援活動に従事するようになってからの児童は、会話は困難ではあるが、単語の羅列などで自分の意志を伝えることができるようになるといった変化が現れた。児童の担任教諭（依頼者）は、Sさんが支援することによって、児童が教室内でも活発になってきたと述べている。

Sさんはボランティア活動の経験はあったが、特別支援教育に関しては経験がなかった。しかし「当初は戸惑いもあったが、直接には関わらない先生の言葉かけなど学校側からの温かい心遣いに触れ、がんばってみようと思った。」と述べており、学校側のボランティアに対する気遣いが活動を続けていける要因となっている。

またSさんは「ボランティアをするのは、人のためではなく自分のため。ボランティアの経験によって、自分自身も成長していると感じる。長続きのコツは、楽しみながら無理せず、気長にやっていくこと。」とも述べている。

2. 特別支援ボランティアの成果と課題について

当事例を通じて明らかになったことは、児童が困っていることに対して特別に支援をしてくれる人がそばにいて、児童自身も成長できるという点、学校側も安心して授業が進められ、他の児童のためになる点、子どもたちと接することによってボランティア自身も成長できるということである。

このように、学校現場でボランティアが活動することによって様々な効果が見られたが、同時に課題も明らかになった。

1点目は、ボランティア従事者の負担である。概要で述べたとおり、八戸市では特別支援に関するボランティアが少なく、遠方からの従事者が多く存在する。Sさんの場合は比較的居住地に近い学校で活動できているが、バスで出向しているケースもある。当市の教育支援ボランティア事業は無償であるため、それに伴い交通費等がボランティア自身の負担（保険の掛金のみ対応）となる。今後はボランティア従事者の有償化も検討する必要がある。

2点目は、特別支援ボランティア登録者が少ないという点である。年1回特別支援ボランティア研修会を開催しているが、ボランティア人材を確保するまでに至っていない。児童生徒の障害の多様化により、学校側からボランティアへの支援の要請が今後増加することが予想されるため、経験豊富な退職教員等を活用するといった方法も検討していかなければならないと考える。

3. 終わりに

本稿では、特別支援教育に関して、実際に支援の依頼があったケースをもとに成果や課題について述べてきた。事例より特別支援教育にボランティアを活用することによって、支援を受ける児童はもちろんのこと、ボランティア自身も活動を通じて成長することができていることが明らかになった。今後も当市では特別支援教育にボランティアを活用していくが、学校とボランティアが負担にならないよう行政が支援していくことが継続に当たって必要となってくるのではないかと考える。

特別支援教育ボランティア養成講座

岩手県

概要

県立の盲・聾・養護学校の資源を生かし、特別支援教育のセンター的機能の一環として、特別支援教育を支えてくれるボランティアを養成する講座を、平成18年度、県内3か所で開催した。

要請したボランティアは今後、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活の支援に活用するなど、学校と地域が一体となった支援体制の整備を促進する。

キーワード

ボランティア養成講座 盲・聾・養護学校のセンター的機能 学校生活の支援

1. 特別支援教育ボランティア養成講座の実施について

(1) 事業のねらい

特別支援教育現場への市民（盲・聾・養護学校の保護者を含む）、大学生、高校生等（資格は問わない）の参加を促すことにより、障害のある幼児児童生徒に対する社会一体となった支援の充実に資する。（基本的に無償で旅費等の支給は現在検討中である。）

盲・聾・養護学校を市民による特別支援教育に関する理解・啓発の場として活用することにより、盲・聾・養護学校における開かれた学校づくりと専門性の向上を一層促進する。

(2) 講座の開催方法及び内容

① 開催地域及び事業推進校

平成18年度は、盛岡市、花巻市、一関市の3地域で開催することとして、松園養護学校（盛岡市）、花巻養護学校（花巻市）、一関養護学校（一関市）の3校を、事業推進校として指定した。事業推進校は、周囲の盲・聾・養護学校や地域の社会資源の協力を得ながらボランティア養成講座を開催する。

② 開催方法・内容等

ア 開催する講座は年間8回（1回2時間程度）の講座を開催した。

イ 対象者は一般市民（盲・聾・養護学校の保護者を含む）の他、大学生・高校生等を対象とし、平成18年度内に、3地域を合わせて20名程度のボランティア養成を目標とした。

ウ 講座の内容

各推進校において、以下の内容などについて講義や演習等のカリキュラムを工夫する。

- ・ 様々な障害の理解（LD・ADHD等を含む）
- ・ 学校における教育活動の実際
- ・ 障害の特性に応じた支援の実際
- ・ 教育現場におけるボランティアとしての心構え

エ 外部講師の活用

講座の講師は推進校及び周辺の盲・聾・養護学校教員が務めることとするが、可能な限り県外からの講師も含む外部講師の招聘を行い、盲・聾・養護学校の教職員

にとっても有効な研修の機会とするよう工夫する。

③ 特別支援教育ボランティアの認証と活用

- ア 年間6回以上の講座を受講した受講者を特別支援教育ボランティアに認証する。
- イ 認証された特別支援教育ボランティアについては、盲・聾・養護学校における行事や授業支援のほか、小・中学校等における障害のある児童生徒等の学習活動の支援への積極的な参加を促す。

(3) その他（県教育委員会の役割）

- ・ 各推進校との連携の下、各地域及び周辺の大学・高校等に対する事業の周知を行う。
- ・ 事業担当者による会議を招集し、各校による連携及び取組内容の調整を図る。
- ・ 養成後の特別支援教育ボランティア名簿を作成し、各学校による活用を促す。

2. 取組の状況

(1) 参加の状況

3地域の各講座とも地域の方々の関心が高く、毎回、少ない会場でも10名弱、講座の内容によっては30名を超える参加者があった講座もある。6回以上の講座を受講し認証を受けた方の数は合計42名（一般：29、学生：13）となった。

(2) 講座の実施内容

以下は3地域のうち、盛岡地区で行われたボランティア養成講座のカリキュラムである。

回	日時	場所	講座内容
1	7月24日（月）	松園養護学校	開講式、校長講話
2	7月26日（水）	松園養護学校	スウェーデンの福祉事情
3	8月17日（木）	松園養護学校	講演「軽度発達障害児への理解と支援－医療の立場から」
4	10月3日（火）	盲学校	視覚障害児の支援の実際－授業見学、 ワークショップ「視覚障害児の調理活動」
5	10月30日（月）	盛岡聾学校	聴覚障害児の支援の実際－授業見学等
6	11月9日（木）	盛岡養護学校	肢体不自由児の支援の実際－授業見学、授業体験
7	11月20日（月）	みたけ養護学校	知的障害児の支援の実際－授業見学
8	11月22日（水）	盛岡高等養護学校	障害のある生徒の就労支援について－授業見学
9	12月14日（木）	松園養護学校 ことりさわ学園	授業体験（大掃除）、 講話「これからのボランティア活動について」
10	12月25日（月）	松園養護学校	語る会「ボランティア活動について語ろう」 修了式

この他の地域では、県外の大学教授、地域の小学校の担当教諭、ボランティア団体の代表等を講師に迎えた講座も展開してきた。

参加者は皆積極的に受講し、自分がボランティアとして活動する場面を想定して、具体的に子どもたちと関わる機会のある内容を求める声が多かった。

3. 課題と今後の方向性

今後、認証を受けたボランティアの登録作業と具体的活用についての作業が残されている。

今年度よりの取組であるので、手探りで進めてきた面も多く、今後、講座を実施してきた事業推進校から具体的な反省点を提示してもらい、県内各盲・聾・養護学校の担当者間で協議し、目的の達成に向けた更なる展開を目指す予定である。

学生手作り！広報アニメーション

宮城県

概要

宮城県では、特別支援教育に対する県民の理解促進を図ることを目的として、将来、特別支援教育の教員を目指す学生やアニメーション制作に興味をもつ学生がボランティアで、その若い感性を活かしながら、初めて手作りの特別支援教育の広報アニメーションを作成した。

キーワード

県民の理解促進

手作り

アニメーション

1. 事業内容

- 障害のない子どもたちやその保護者をはじめ広く県民に対し、アニメーションで分かりやすくホームページで紹介しながら、特別支援教育への理解を定期的・継続的に発信していくことを目的とする。
- 県内の特別支援教育を学ぶ学生の協力を得ながら、養護学校や学習システム整備モデル事業実施校等と協力・連携を図り、それぞれの学校を視察し、成果や意義を紹介するアニメーションをパーソナルコンピュータで制作する。
- 連載したアニメーションを編集・収録し、各学校及び関係機関に配布し、研修会等での活用を図る。

2. 取組に当たって

(1) アニメーションの制作概要

- 宮城教育大学 学生ボランティア（アニメーション制作スタッフ）：6人
内訳（養護学校教育専攻4年生4人・英語教育専攻4年生1人・美術教育専攻3年生1人）
- 養護学校や学習システム整備モデル実施校等と協力・連携し、取材後に、パーソナルコンピュータを活用して、1話3分以内程度のアニメーションを制作する。
- 年間2～3話のアニメーションを制作する。
- ※制作費用は県費による。スタッフ学生には交通費のみ支給している。

【年間スケジュール】

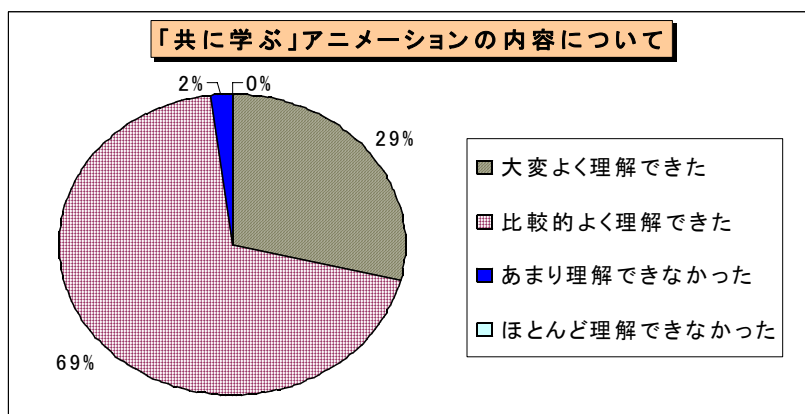
- ・5月から10月の期間で、養護学校等を訪問取材し、アニメーションを制作する。
- ・11月以降、制作したアニメーションを定期的にホームページに連載する。
- ・年度末にアニメーションを編集し、各学校及び関係機関へ配布する。

(2) アニメーションの作成の指導助言等

- ・宮城教育大学障害児教育担当教授
- ・宮城県教育庁障害児教育室指導主事等
- ・宮城県教育研修センター情報教育班指導主事

3. 取組による成果と課題

「共に学ぶ第1話」 【障害児教育フォーラム参加者のアニメーション視聴後の感想】
 -善司くんの1日-



感想文抜粋 (○：成果 ●：課題)

- 台詞のない映像というのが画期的でおもしろかったです。広報していく上での大切な資料となっていくと思います。小・中学校の道徳等でも生かせる資料ではないかと思いました。
- 私も大学生なので、同じ大学生として尊敬します。私も自分のできることを考えて、行動に移していけたらと思いました。
- 肢体不自由児がモデルで分かりやすかったが、知的障害、情緒障害児を主人公にした場合のアニメーションだとどうなるのかということも考えながら拝見しました。
- 未就学児、小学校低学年児に今回のアニメーションを鑑賞してもらう際には、配慮が必要ではないでしょうか。

【10月28日：「障害児教育フォーラム」にて第1話披露】

アニメーション制作エピソード

- いざ、学校取材！
早朝、6時県庁前。全員集合。
- 「共に学ぶ第1話」-善司くんの1日-のストーリーの吟味
視聴者ターゲットは小学生（中・高学年）
「共に学ぶ教育」の理解推進を図るために「分かりやすさ」からスタート。
第1話「肢体不自由」→第2話「視覚障害」→第3話「知的障害」（予定）
- 大学生は忙しいのです！・・・感謝！
アニメーション制作スタッフは4年生が中心。授業の外に演習や教育実習、教員採用試験等があり、制作スケジュールの調整が難しい。
- こだわりのアニメーションが遂に完成！
30秒間のアニメーションの制作依頼に対して、スタッフの熱意で3分間に延長！

<アクセス方法>

宮城県教育庁障害児教育室ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/syougaiji/>)からアクセスして下さい。ただし、フラッシュプレイヤーが必要です。障害児教育広報啓発アニメーション「共に学ぶ第1話」をインターネット配信しています。

個別の配慮が必要な子どもへの支援体制の工夫 学生ボランティア活用の視点から

宮城県仙台市

概要

仙台市立中山小学校では、これまでも学生ボランティアによる児童への支援を行ってきたが、教師との連携不足や、支援内容が単発になるなど、十分な成果が上げられなかった。そこで、今年度、校内体制の見直しと学生ボランティアへの研修や支援対象児童の固定化を実施した。その上で、保護者と学校、学生ボランティアとの共通理解の上に立った個別の指導計画の吟味を行い、指導内容の焦点化、明確化を図った。その結果、児童の成長を担任や保護者と確認しながら対応できるようになった。

キーワード

校内支援体制 学生ボランティア研修 共通理解 支援シート 支援ノート

1 実践の目的

- ① 児童の支援の充実を図るために、校内支援体制を整備する。
- ② 個別に支援の必要な児童への学生ボランティアによる支援システムの構築を図る。

2 実践の方法

- ① 校内支援体制を見直すとともに、配慮の必要な児童の特性について共通理解する。
- ② 大学や相談機関などの関係機関との連携を図る。
- ③ 学生ボランティアによる支援システムを立ち上げる。
- ④ 活動記録の累積・分析を通して、学生ボランティアによる支援の焦点化を図る。

3 実践の概要

- ① 校内支援体制の見直し
 - ・ 個別の指導について担任だけの問題とせず全教職員がしっかり受け止め、対象児童へのよりよい支援の在り方を検討できる場として校内支援委員会を位置付ける。
 - ・ 特別支援コーディネーターが学生ボランティアのとりまとめを担当し、研修計画や支援を行う。
- ② 学生ボランティアの受け入れ
 - ・ 原則として一過性ではなく、ある程度長期にわたって支援活動が可能である学生に支援を依頼する。（活動内容や期日、時刻が折り合えば可能）
 - ・ 学校での支援に関して、守秘義務、活動内容等について説明し、了解を得る。
- ③ 学生ボランティアによる支援の開始までの手順

学生ボランティアニーズ調査(各担任に行う)
 → 個別の指導計画吟味(支援シート、個別の指導計画)
 → ボランティア週配当計画表作成 → 支援の開始
 → 支援ノートによる共通理解 → ボランティア連絡会による支援の吟味

支援シート→
ボランティア週配当計画表

曜日	月	月
ボラ時間	Aさん	Bさん
1	4年2組TT 国語	1年1組TT 国語
2	4年2組TT 算数	なかよし 学級 生活(TT)

氏名	年 組	担当 学生ボランティア
STEP1 <担任として気になる点> 授業への集中が続かない。 指示が通らない。		STEP2 <子どもの長所> 計算が得意。 算数は意欲的。
STEP3 <子どもの目指す姿> 算数の時間を中心として意欲を高め、集中を持続させていく。		STEP4 <担任の支援> 算数の計算の時間の設定。 よさを周囲や家庭に伝える。
STEP5 <ボランティアの支援> できたところを担当に伝え、 大きさにほめる。		<変容と評価> 笑顔とともに意欲的に取り組んだ。家でもほめられたことで自信をつけ、計算以外の内容でも座ってられるようになった。

④活動記録の蓄積・分析と指導方針の決定(支援ノートの活用)

- ・ 支援活動が終了したら、学生ボランティア活動記録(支援ノート)をつけ、支援を振り返ったり、担任と意見交換する手段として活用している。
(支援内容と活動状況、他の児童等との関わり、感想等)

支援ノート(抜粋)・・・担任の先生との共通理解

7/11	〇〇君は、単位の理解が不完全でした。 割り算の筆算も式に立てると逆になりました。 <u>でも紙に書いて説明すると熱心に頑張っていました。</u>	(担任から) → ここが〇〇君のすばらしいところです。 紙に書いて説明したのは、goodでしたね。これからも個別のサポートをよろしく、良い点をまた見つけてね。
------	---	---

⑤学生ボランティアの研修の実施

ア) 随時研修 (随時:担任と学生ボランティアによる打ち合せの時間)

イ) 定期研修 (年4回:学生ボランティア連絡会として、日常的な問題の解決に向け今後の方針などを共通理解する場としている。また、事例を基に、担任と意見交換を行う場とも活用している。)

※学生の声は全教職員にも知らせ、校内で共通理解を図っている。

ウ) 計画研修 (年3回:主に外部講師を招聘し、より専門的な見地から本校の取組について助言を受ける校内研修への参加している。)

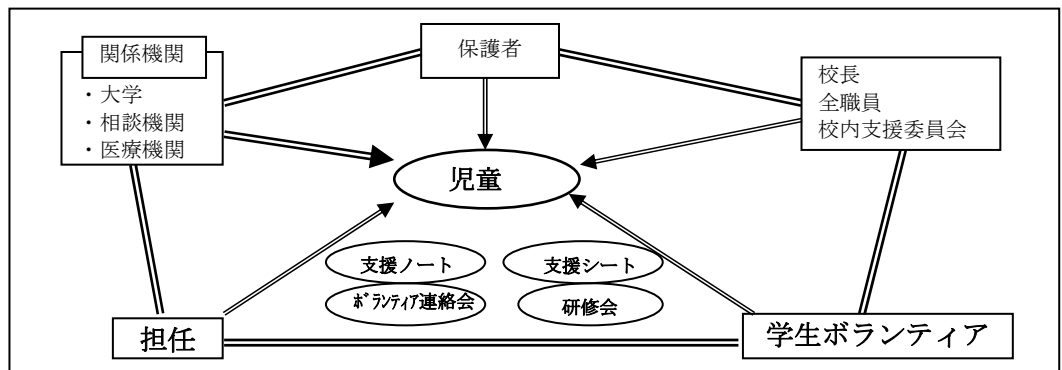
エ) 個人研修 (随時:学生ボランティアが行っている個々の課題に対する自己研修)

⑥関係機関との連携や課題の引き継ぎ

大学の特別支援教育センターとの事例検討による連携 [学生の所属大学]

学生の所属している大学の特別支援研究センターの教授を招き、学生ボランティアと一緒に支援困難事例について対策を協議し、支援シートの作成を行った。その結果、児童に大きな改善が見られた。

⑦全体構想図



4 実践のまとめと今後の課題

(1) 実践のまとめ

- ①学生ボランティアを含めた機動力のある校内体制をとることによって、問題を担任のみのものとするのではなく、学校全体で受け止めたり対応することができるようになった。
- ②教職員が学生ボランティアと一緒に、発達障害に関する研修を行い、実態の把握と関係機関との連携を進めることによって、児童への指導方針と指導内容が明確になった。その結果、保護者も安心できる支援体制が組めるようになった。
- ③指導内容をしっかり伝え、学生ボランティアとしての関わりを明確にすることによって、児童も違和感なく学生ボランティアの支援を受け入れ、意欲をもって活動することができるようになってきた。

(2) 今後の課題

- ①学生ボランティアとの一層の連携強化
- ②学生ボランティアの人材確保と質の向上
- ③学生ボランティアの日程調整及びこの支援システムの継続

大学の研究室と連携した学生ボランティアの活用

山形市立第五小学校

概要

特別支援教育が平成19年度から本格実施になる。本校では、特別な支援を必要とする子どもへの支援に、学生ボランティアを活用している。学生ボランティアを活用するに当たっては、「どのような学生と」「どのように連携するか」という学校の活用の目的を明確にして効果的な支援ができるようにしている。更に、特別支援教育を専門としている大学の研究室との連携も強化し適切な人材を確保している。

キーワード

大学の研究室との連携 専門性の高い学生 特別支援教育ボランティア 学習支援教室

1. 悩むより行動！

特別支援教育推進上の課題がいろいろ論じられているが、本校も同じである。担任は、目の前の児童を深く理解すればするほど「この子にはこんな指導をしなければ・・・でもどうしたら？」と悩んでしまうことが多い。担任を責めることはできない。指導方法等の技術的な専門性を全ての教員が身に付けているわけではない。特別な支援を必要とする児童に対しては適切な指導計画による個別支援が必要であり、そこに人手不足という問題が生じる。

本校では、「わからない。できない。」と悩むより、「わからなかったら勉強しよう。困ったら大学の先生に相談しよう。知恵を出し、工夫してできることは取り組もう。無理なことでも、ボランティアなどの協力を得ることができたら実践しよう。」という方針で、まずできることから始めることにした。

大学の研究室と連携した学生ボランティアの活用は「これならできる。これは効果があるぞ。」と考えた取組の1つである。

2. 大学の研究室と連携した学生ボランティア活用の実践

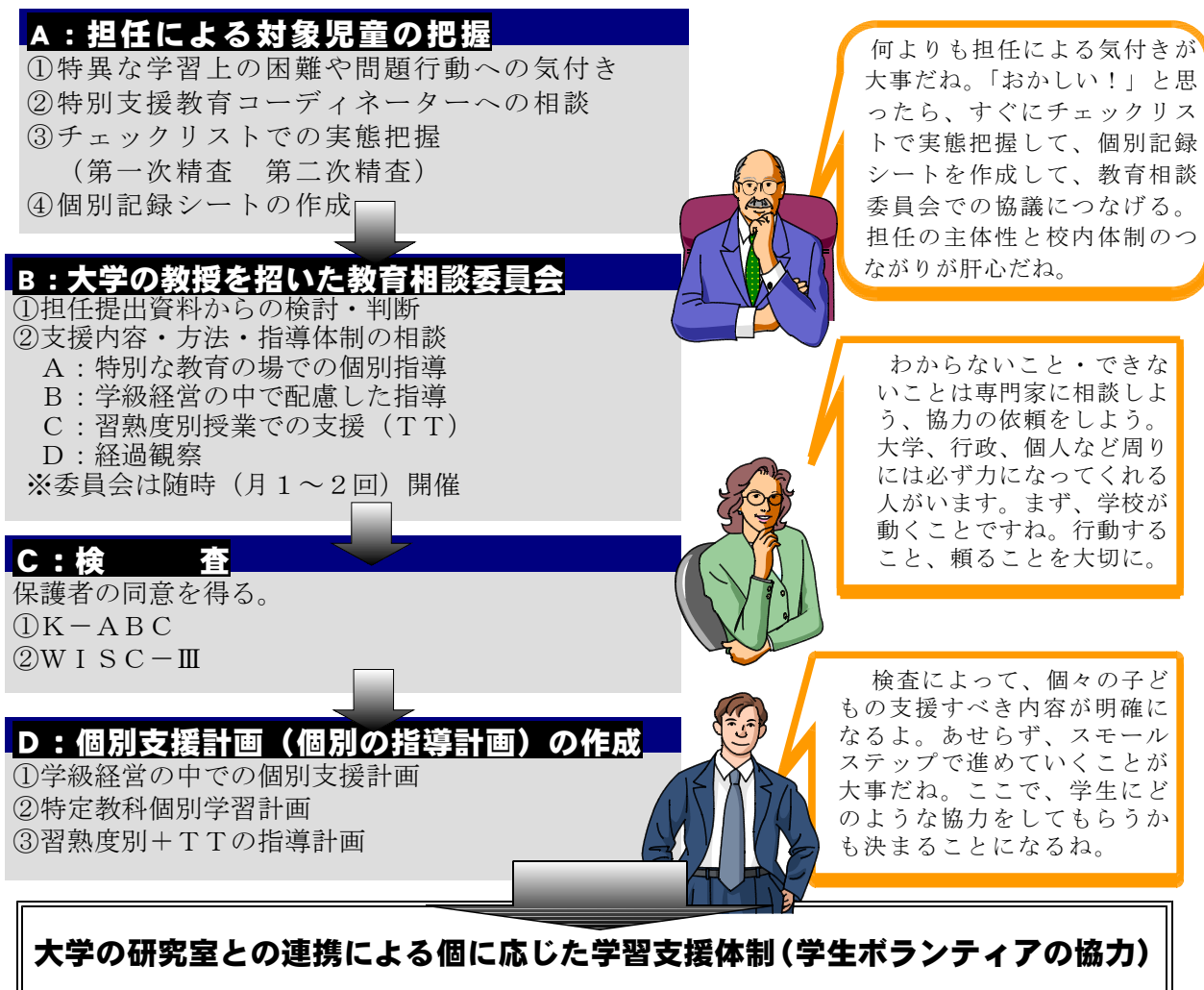
(1) すぐ近くに大学がある本校の長所を生かして

本校は、山形大学が徒歩で約5分の所にある利点を生かし、数年前から特別支援教育を専門としている研究室及び教育相談や学級経営等を研究している研究室と連携を図りながら教育活動を進めている。また、近年、教育ボランティアを積極的に希望する学生が増えていると聞いている。本校が大学のすぐ近所であることもあり、授業の1コマを受けるような気持ちでボランティアを希望してくる学生が非常に多い。上記2つの研究室の学生も多く、特別支援教育に対する関心も高い。

大学の先生は自らの研究仮説を実証する場として、研究室の学生は実践研究や将来に向けて教師としての資質・能力を向上させる場として学校現場を求めている。学校も専門家である大学の先生に相談したいこと、学生に協力してもらいたいことがたくさんある。必要とし合う両者が連携し、協力し合うことによって大きな効果を得ることができると考えた。

(2) 効果的な学生ボランティアの協力を得るための校内体制

本校では、特別支援教育の対象児童の把握から、個別支援計画の作成まで、下に示すような手立てをとっている。その上で、個の実態に応じたどんな協力が必要か検討し、2つの研究室の学生に特別支援教育のボランティアをお願いしている。



※ボランティアは教員を目指す学生で無償、保険は大学で入っている。

(3) 今年度のボランティア内容 (※週2日間以上のボランティアのみ記載)

学生(学年)	ボランティア内容	時数/週
学生A(4年)	LDの児童2名への漢字指導協力	4
	高機能自閉症の児童1名への作文指導協力	3
	情緒障害特殊学級でのTT	8
学生B(4年)	不登校傾向の児童への支援 他3、5年対象児童在籍学級でのTT	8
学生C(4年)	高機能自閉症の児童1名への支援を中心としたTT	3
学生D(4年)	発達に遅れの見られる児童2名への支援を中心としたTT	3
学生E(4年)	情緒障害特殊学級でのTT	3
学生F(4年)	高機能自閉症の児童1名、不登校傾向の児童1名の支援を中心としたTT	4
学生G(3年)	高機能自閉症の児童1名への支援を中心としたTT	2
学生H(3年)	高機能自閉症の児童1名への支援を中心としたTT	2

平成18年度後期 学生ボランティアによる「特別支援対象児童」の学習支援計画

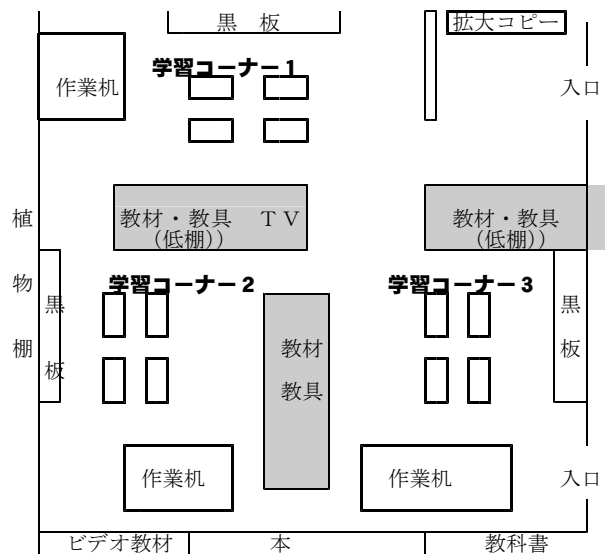
	月		火		水		木		金	
	氏名	支援対象	氏名	支援対象	氏名	支援対象	氏名	支援対象	氏名	支援対象
スキルタイム	学生A	K児 L児	学生A	K児 L児	学生A	K児 L児	学生A	K児 L児	学生A	K児 L児
1校時 8:55 ~9:40	学生B 学生A 学生I	S児 O児 3年学級	学生F	4年学級	学生A 学生J	O児 5年学級	学生B	P児	学生A	O児
2校時 9:45 ~10:30	学生I 学生B 学生C 学生D	3年学級 P児 2年学級 2年学級	学生F	4年学級	学生A 学生J	特学(情) 特学(知) 5年学級	学生B	P児	学生A 学生G 学生H	特学(知) 4年学級 2年学級
3校時 10:55 ~11:40	学生I 学生B 学生C 学生D	特学(情) 5年学級 2年学級 2年学級	学生F	4年学級	学生A 学生J	特学(情) 4年学級	学生B	3年学級	学生A 学生G 学生H	特学(情) 4年学級 2年学級
4校時 11:45 ~12:30	学生I 学生B 学生C 学生D	特学(情) 5年学級 2年学級 2年学級	学生F	4年学級	学生A 学生J	特学(情) 4年学級	学生B	3年学級	学生A	特学(情)
給食・掃除 12:30 ~14:10			学生E	特学(情)	学生A	特学(情)			学生A	特学(情)
5校時 14:10 ~14:55			学生E	特学(情)						

※取り出し個別指導への協力は「学習支援教室」において教頭、教務の指導のもとに実施している。
 ※学級集団の中で配慮が必要な児童に対する支援の協力は学級担任の指導のもとに実施している。
 ※「特学(情)」は情緒障害特殊学級、「特学(知)」は知的障害特殊学級のことである。

3. 成果と今後の取組について

特別支援教育について高い専門性を有する2名の大学教授及び研究室の学生ボランティアと連携した校内支援体制ができたことは、以前には難しかった多くの課題を解決する上で大きな力となっている。その1つは、特別支援教育について学んでいる専門性のある学生ボランティアによって、児童個々の課題に応じた学習支援が可能となったことである。もう1つは、特別支援教育について高い専門性を有する2名の教授から対象児童の支援について助言をもらうことによって、校内の教員だけでは難しい確かな児童理解と支援方法が可能となったことである。本校の教員にとって、特別支援教育の重要性や支援方法を学ぶ活きた研修の機会となっている。何よりも、対象児童の学習面や不登校傾向等の生活面等で大きな成果が上がっていることは、今後の取組への意欲につながるものとなった。

平成17年度に、空き教室を改造して開設した「学習支援教室」で、教頭、教務主任が中心となり、学生ボランティアの協力を得て、9名の児童の個別支援をしている。今後、大学の研究室と連携した支援体制を活かし、更に多くの児童に充実した支援ができるようにするために、学習支援教室担当教員の配置が望まれる。



〈学習支援教室〉

学習支援ボランティアによるLD等への支援の実際

福島県

概要

福島県では、平成18年度より、ボランティア登録者対象のボランティアセミナーにおいて、「LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の理解と支援」についての講習を行い、さらに1,050名の学習支援ボランティアに研修を行った。研修を受けた学習支援ボランティアの中から、実際に「個別支援のボランティアを行ってみたい」という希望者による小・中学校でのLD等への個別支援を開始した。県内7教育事務所及び市町村教育委員会のボランティアコーディネーターが学校からの個別支援の依頼を受け、学習支援ボランティアを学校へ派遣している。

キーワード

個別支援ボランティア ボランティアセミナー 小・中学校におけるLD等への支援
ボランティアコーディネーター

1 学習支援ボランティア派遣までの流れについて（A市）

A市では、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒支援のために「個別支援ボランティア」を小・中学校に派遣している。派遣の手続きは次のとおりである。

- ① 学校から地域教育課生涯学習係指導員（A市教育委員会）へ派遣要請
- ② 地域教育課生涯学習係指導員は、ボランティアコーディネーターとして、学習支援ボランティア登録者の中から、LD等の児童生徒の個別支援の経験者又は希望者の中から派遣
- ③ 「個別支援ボランティア」は、学校と連絡事前打ち合せ等を行ってから支援開始

※ボランティアは学生、大学院生、一般、地域の方で資格は必要としない。無償。



図 学習支援ボランティアの派遣

2 「個別支援ボランティア」の支援事例から

（1）支援対象児童の様子

小3年男子。落ち着きがなく、授業中の離席が多い。担任一人ではどうしても指導に難しさがあった。校内委員会によるケース会議では、授業中の個別支援と離席時の個別支援が必要であると判断されている。

（2）支援の実際

ア 本事例での「個別支援ボランティア」のBさん（主婦）は、県教育委員会主催のボランティアセミナーで「軽度発達障がいについて」の講義を受講した後、更に自らインターネ

ットや書籍で「軽度発達障がい」についての事前学習を行ってから、学校の支援に入っている。

イ 学校との打ち合せでは、「離席した時に、対象児童の支援をしてほしいこと」「授業中に個別支援を必要としている時に対応してほしいこと」「対象児のみならず、他の児童も支援を必要としている時には対応してほしいこと」が校長より伝えられた。

ウ Bさんは、実際に個別支援ボランティアとして学級で支援に入ってみると、支援を必要としている児童が、「授業中にどのようなことで困っているのか」「授業の中でどのような支援が必要なのか」が、よく分かってきた。Bさんは、支援を必要としている児童が落ち着かなくなる時間を観察し、支援が必要な時間と具体的な支援内容を支援タイムテーブルとして作成し、支援に当たっている。

エ 具体的な支援としては、①授業中にノートを取ることができない時などは、ボランティアがノートを取っておき、放課後や休み時間等にノートを書かせる、②作文が時間内に書くことができなかった時など、放課後に個別支援を行って完成させる、などの支援を行っている。

オ Bさんは、支援を必要としている児童が集団の中で困っている姿を見ると何とか支援をしてあげたいと感じ、支援を通して対象児童ができなかったことができ嬉しそうな顔をする姿を見るとボランティアとして喜びを感じている。

カ 当初は、午前中だけのボランティアであったが、Bさんは、支援を必要としている児童のことを考えると午前中で帰ることができなくなり、実際には午後も支援を行っている。

キ Bさんは、支援を必要としている児童への具体的な指導方法について、担任に提案したいと思う内容もあるが、ボランティアという立場から、それをどのようにして担任に伝えたらよいのかという悩みも出てきている。

3 学習支援ボランティアの効果的な活用に向けて

(1) 学習支援ボランティア活用の可能性について

学習支援ボランティアとして個別支援に入ったBさんは、支援の難しさは感じるものの、自らの支援で支援を必要とする児童が学習を理解できるようになった姿を見て、充実感と喜びを感じている。担任、保護者、個別支援ボランティアが児童の変容した姿をみて、喜びを共有することができる関係を作っていくことが、今後学習支援ボランティア活用のためには有効である。また、学習支援ボランティアに、LD等の理解に関する研修を実施することで、地域における特別支援教育の理解啓発にも繋がり、大変有効であった。

(2) 校内委員会の運営方法について

特別支援教育コーディネーターが調整役として、担任のみならず、実際に支援に当たった個別支援ボランティアをも交えたケース会議を行うことで、支援を必要としている児童への具体的な支援策や担任自身の障害観や児童の見方の変容も含めた指導方法の変容も期待できる。

4 広域連携協議会へのボランティアコーディネーターの参画について

A市では、幼稚園からの個別支援ボランティアの派遣依頼も多く、ボランティアコーディネーターとしては、保健師等との連携の必要性も感じている。今後、ボランティアの積極的活用を進めていく上では、ボランティアコーディネーターと関係機関との連携が必要である。広域連携協議会等にボランティアコーディネーターを参画させていくことが有効である。

特別支援学級におけるボランティアの活用について

栃木県鹿沼市

概要

鹿沼市では、「開かれた学校と地域に生きる子どもたち」を目指して、地域との交流活動の在り方について様々な試みを行っている。その1つとして、学校からのニーズも高い特別支援学級におけるボランティア活動が挙げられる。市教委主催のボランティア養成講座を受講した方々が講座終了後ボランティア登録をして各小・中学校の特別支援学級に入り、特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら、子どもたちの支援を行っている。

キーワード

サポートボランティアグループ

学校との連携

定例会

1. 取組の内容について

(1) サポートボランティア「どんぐりの会」について

鹿沼市では、特別支援学級の子どもたちの支援を行うサポートボランティアグループ「どんぐりの会」が平成14年度に立ち上げられた。年度当初に市教委主催のボランティア養成講座を開催し、その講座が終了した後、受講者の方々に作られたのが「どんぐりの会」である。初年度は、市内2～3校を対象とした事業であったが、徐々に市内特別支援学級設置校に広くボランティア（一般及び地域の方で、資格の必要は無く、無償）が配置されるようになっていった。（平成13年度には、適応指導教室サポートボランティア養成講座も実施され、受講後は、サポートボランティアグループ「ウィズ」会員として市内適応指導教室「アメニティホーム」「ニューホープ」にて活動を行っている。）

「どんぐりの会」では、会則により、会長1名、副会長2名、会計1名、事務局2名の計6名の役員が決められており、この役員を中心に毎月1回の定例会をもって会員相互の交流を深めている。

(2) 各学校との調整について

鹿沼市では、「特別支援学級担任者研修会」が毎月1回行われている。各小・中学校の特別支援学級担任が集まり、合同行事についての話し合いや情報交換、研修などを行っている。市教育委員会では、特別支援教育担当指導主事が、各学校のボランティア希望をアンケートにより確認しておく。アンケートでは具体的に、各学校が希望する曜日や時間帯、簡単な支援内容なども記入してもらい、これをもとに各会員（どんぐりの会）がどの学校に行けるかの調整を行う。

また、各学校の特別支援学級担任と「どんぐりの会」会員が顔合わせをし、「どんぐりの会」会長から会の主旨や活動報告などをする。具体的な活動については、後日、学校ごとに担当者との打ち合わせをし、実際のボランティア活動を開始する。

なお、このような活動の流れについては、事前に担当指導主事が校長会で報告し、承認を得ている。

(3) サポートボランティアの具体的な活動について

①事前の打ち合せ（学校ごと）

学校が希望する時間帯とボランティアの方の都合の調整を行う。ボランティアの方々は、仕事や家庭をもっている場合が多いので、長く続けてもらう意味でも無理はせず、継続可能な体制作りをする。（例 毎週月曜日の3～4時間目など、1週間に1～2日程度、時間を決めて活動している場合が多いが、随時来校してもらう形や行事に同行してもらう形など学校の必要に応じて実施している。）また、この打ち合せ時に、簡単に児童生徒の様子や関わってもらう内容について学校の担当者から説明をする。

なお、各学校で知り得たことに関する守秘義務については、会則にも示されており、毎月の定例会などでもその厳守について確認している。

②実際の活動

サポートボランティア「どんぐりの会」では、特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒等への必要な支援を行うことを目的としている。支援の形としては、特別支援学級での学習を支援する場合と交流学級での学習を支援する場合がある。また、学校によっては、通常学級に在籍する児童生徒でニーズのある子どもたちへの支援を要望するケースもあり、特別支援学級未設置校でのボランティア活動の例もある。ボランティアの方と学校との連携においては、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター等各学校で担当者を決めて、来校予定表を作成する等の調整を図っている。

③「どんぐりの会」定例会

毎月1回の定例会は、鹿沼市立教育研究所がある鹿沼市民情報センターで行われている。定例会では、それぞれの活動報告を行いながら、支援を行う中での課題について、相談し合ったりしている。この定例会に市の特別支援教育担当指導主事が参加することにより、ボランティアの方の思いを知り、各学校間との連携及び児童生徒への支援が円滑に行われるように助言等を行っている。

2. 協力、連携を行った機関や団体

①鹿沼市立教育研究所

特別支援教育担当指導主事が、会の運営全般（日時・場所の調整・確保、養成講座の実施、各会員間及び学校との連絡等）において協力する。

②上都賀教育事務所

サポートボランティア養成講座における講師を依頼。

（平成17年度第1回講座「ボランティアとは」 講師 ふれあい学習課副主幹）

3. 取組による成果と課題

①成果

- ・ボランティアの方の支援により、集団に適応しにくい児童生徒への支援や個に応じた指導、スモールステップでの指導などニーズに応じた支援の充実を図ることができた。
- ・ボランティアの方の温かい声かけや励ましによって、子どもたちが人との関わりや触れ合いを体験し、学ぶ機会を多くもつことができた。
- ・子どもだけでは難しい交流の時間も、ボランティアの方についてもらうことで、参加できる場面があった。
- ・定例会で活動上の悩みについて話し合ったり、成果などを報告し合ったりすることで会員相互の交流を深め、研修等への参加を通して、各会員が自己の向上に努めようと

する姿が見られた。

②課題

- ・発達に課題をもつ児童生徒との関わり方には難しさがあり、ボランティアは子どもへの支援の仕方について悩むことが多い。特に自分の気持ちを表現することや人との関わりが苦手な児童生徒との接し方に迷い、活動への自信を失ってしまう例もあった。(子どもとの関わり)
- ・毎日の継続的な活動ではないため、児童生徒によっては関わり方が更に難しい。しかし、このような児童生徒の支援の在り方について相談や共通理解の場が十分に取れない現状がある。(学校との連携)
- ・定例会の話し合いや実際の活動の中で、保護者としての立場とボランティアとしての立場の区切りをつけていくことが難しい。(会員としての自覚)
- ・養成講座終了後も会員として実際に活動してもらえる方ばかりではなく、実際に学校から出される要望に対し、対応できるボランティア数が十分ではない。
- ・「どんぐりの会」の活動は、非常勤講師等による学習支援とは異なる側面をもっているが、その点についての共通理解が学校及び会員間において不十分である。
- ・会員の保険や活動に必要な諸経費に対する補助や一定期間継続した活動に対する認定制度を望む声もあり、市としての体制作りの面で検討の余地がある。
- ・守秘義務の厳守についての意識には個人差があり、繰り返し確認をしている。

子どもサポートボランティア「どんぐりの会」会則
(名称)
第1条 この会は、子どもサポートボランティア「どんぐりの会」と称する。
(組織)
第2条 この会は、個別支援学級・通級指導教室に入級・通級している児童生徒への支援・援助を行うボランティアスタッフとして活動できる人をもって組織する。
(目的)
第3条 この会は、個別支援学級・通級指導教室に入級・通級している児童生徒に対して、本人の必要に応じて学習や生活の援助を行う。また、行事に対して支援・援助をする。
(会議)
第4条 この会は、次の会議をもち、意思決定を行う。 1) 毎月1回の定例会 第3金曜日午前10時～12時 2) その他、必要に応じて代表が報集する会議
(活動)
第5条 この会は、個別支援学級・通級指導教室担当者の指導監督のもと児童生徒への支援・援助をする。
(守秘義務)
第6条 この会は、活動上で知り得た内容についての秘密を保持する。また、知り得た情報は、口外してはならない。
(研修)
第7条 この会は、定期的に研修を行い、研鑽する。
～ 略 ～

第4回 子どものためのサポートボランティア養成講座			
教育研究所 Ⅸ (60) 3145			
鹿沼市では「開かれた学校と地域に生きる子どもたち」を目指して、地域との交流活動のあり方について様々な試みを行っています。この試みの1つとして、ボランティア養成講座を開催します。			
講座終了後、ご希望の人にボランティア登録をしていただいで、鹿沼市の小・中学校個別支援学級などで、子どもたちを支援していただきます。			
対 象 個別支援学級等のボランティアに興味・関心の ある市民			
			
定 員 20人			
	日 時	と ころ	講 座 内 容
第1回	5月25日(木) 10:00～12:00	鹿沼市民情報センター 学習室C	・開講式 ・講話「ボランティアとは」
第2回	5月30日(火) 10:00～12:00	鹿沼市民情報センター テレビ会議室	・講話「子どもたちへの援助の仕方」
第3回	6月1日(木) 10:00～12:00	鹿沼市民情報センター学習室 C	・講話「発達障害について」
第4回	6月8日(木) 10:00～12:00	小・中学校	・実習「子どもたちと活動しよう」
第5回	6月16日(金) 10:00～12:00	鹿沼市民情報センター 子育て情報室B	・受講生・教員との話し合い ・閉講式

*資料は、一部抜粋

*会則中の個別支援学級は平成19年度から特別支援学級に名称変更

「支援籍」学習を地域で支えるボランティアの育成・活用

埼玉県

概要

埼玉県では、平成16年度から「ノーマライゼーションの理念に基づく教育」の推進を図っており、障害のある子とない子が一緒に学ぶ機会を拡大していくための新たな仕組みである「支援籍」の普及を進めている。こうした中で、盲・聾・養護学校の児童生徒が、「支援籍校」である地域の小・中学校で学習活動を行う際には、様々な支援の手が必要となることから、福祉部との連携のもと、県社会福祉協議会に委託する形で、「支援籍」学習を地域で支えるボランティアの育成、活用に取り組んでいる。

キーワード

ノーマライゼーション 支援籍 ボランティア育成事業 地域で支える

1. 支援籍について

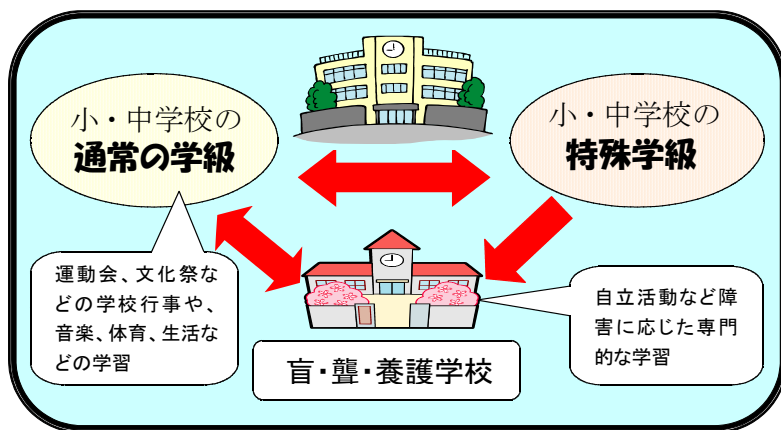
(1) 支援籍とは

障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く本県独自の学籍である。

例えば、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に支援籍を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。

また、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、特殊学級や盲・聾・養護学校に支援籍を置いて学ぶケースもある。

< 支援籍 >



イラストについては ©MPC 版「スクールカット集から一部使用しました。

(2) 学習活動の内容

【学校行事等】運動会、文化祭、音楽鑑賞会、合唱コンクール、社会科見学、マラソン大会、卒業生を送る会 等

【教科学習等】生活、音楽、体育、図工、美術、総合的な学習の時間、学級活動 等

【その他】清掃、給食、休み時間、部活動 等

2. 支援籍学習を支えるボランティア

(1) ボランティア育成事業

支援籍を全県に普及させるため、これを支えるボランティア、また、ひいては将来、障害者を地域において支えるボランティアとして活躍する人材育成を図ることを目的として行っている。

平成18年度は、福祉部との部局連携の取組として、埼玉県社会福祉協議会及び28市町の社会福祉協議会の協力により実施している。

(2) ボランティア育成研修の内容

<入門・体験研修>

- ・障害の理解、関わり方の理解
- ・障害児との交流・介助体験 等

<スキルアップ研修>

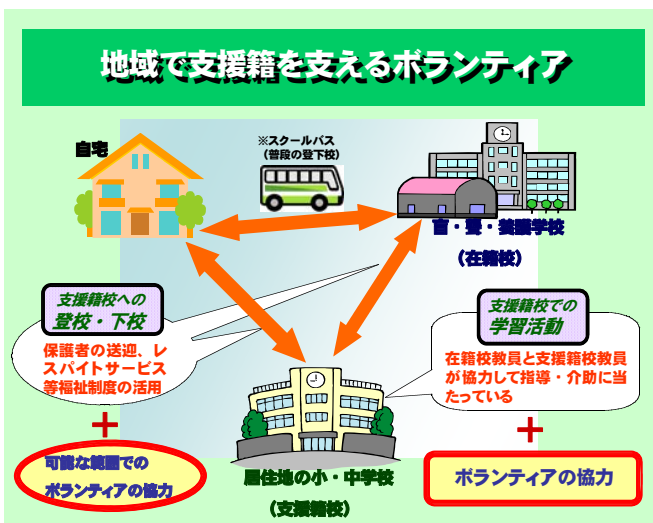
- ・養護学校等における具体的な介助研修・実習 等

※ボランティアは地域の方で、特に資格は必要としておらず、無償である。



<スキルアップ研修の例>

(3) ボランティアの活動例



<学習活動における支援内容例>

車椅子の移動、活動の援助、指示理解・コミュニケーションの援助 等

<その他>

通学時の付き添い 等

<ボランティアによる支援の様子>



事例的にはまだ決して多いとは言えないが、在籍校の教育体制を補完する形も含め、こうしたボランティアによる支援の輪を広げることにより、支援籍学習の拡大と地域のノーマライゼーションの進展を図っていきたいと考えている。

特別支援教育におけるボランティア活用について

千葉県船橋市

概要

本市は人口575,970人、面積は85.64k㎡（平成18年12月1日現在）の中核市である。
平成15年度・16年度には特別支援教育推進体制モデル事業の「LD・ADHD等総合推進地域」として、平成17年度から特別支援教育体制推進事業の「LD・ADHD・高機能自閉症等推進地域」として県の指定を受け、特別支援教育の推進に取り組んできている。
ボランティア活用については、平成14年度から民間ボランティアの活用、平成18年度からは学生ボランティアの活用を実施している。

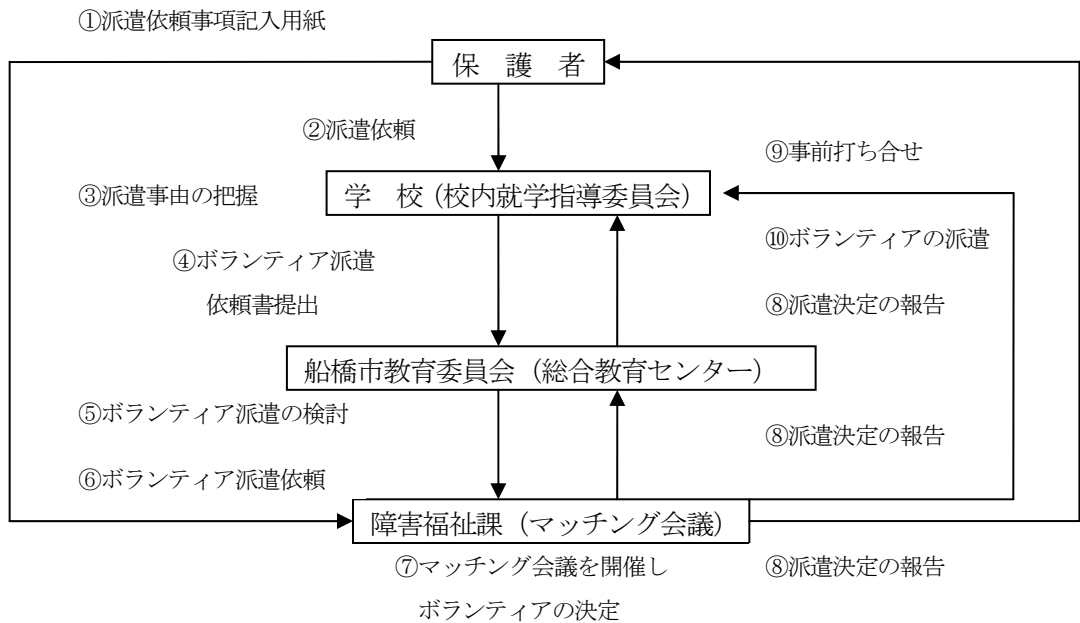
キーワード

他課と連携した民間ボランティア活用 大学と連携した学生ボランティア活用

1. 保護者支援の面から・・・障害福祉課と連携した民間ボランティアの活用

平成18年度現在、小学校55校、中学校27校を対象として、通級指導教室（言語6教室、情緒4教室）、特殊学級（知的42学級、情緒6学級、難聴1学級、弱視1学級）、そして市立養護学校1校を設置している。市内には県立養護学校1校も設置され、障害のある児童生徒が適切な指導及び支援が受けられる機会と場が整備されてきている。

特別支援教育に関する環境整備は徐々に充実してきているが保護者の願いは多様である。障害のある児童生徒が在籍している小・中学校は、できる限りの対応をしているが、現行の制度では、支援が十分できない状況もあるため、保護者等の協力を得ている場合もある。保護者支援の1つとして身体障害者手帳や療育手帳を持つ児童生徒の保護者から依頼があった場合、障害福祉課と連携して、下記の流れでボランティア派遣を実施している。



ボランティア活動の内容は、肢体不自由のある児童生徒の移動・着替え・トイレ介助・学習補助や、聴覚障害のある児童のノートテイク、通級指導教室へ通う児童の送迎、知的障害のある児童の教科学習のサポート等、多岐にわたっている。

障害福祉課に登録されたボランティアと保護者からの依頼とをマッチングさせるための「マッチング会議」や、小・中学校での校内就学指導委員会等を通し、保護者・学校・船橋市障害福祉課・船橋市教育委員会（総合教育センター）が連携して、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送れるための支援を行っている。

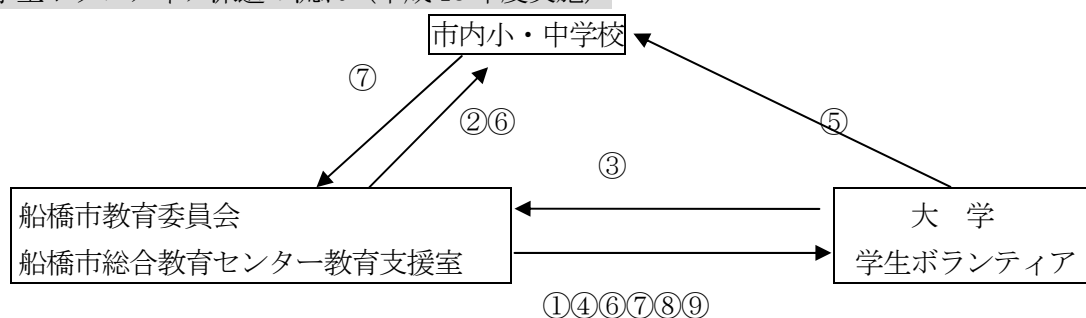
※ボランティアは民間の方で、資格等は特に必要としていない。

2. 学校支援の面から・・・大学と連携した学生ボランティアの活用

本市では、平成 15 年度から、各校で特別支援教育コーディネーターの指名や、校内委員会の設置が始まり、特別支援教育コーディネーター研修会の実施、巡回相談員の派遣、専門家チーム会議の実施、特別支援連携協議会の開催等に継続して取り組んできている。

通常の学級における特別支援教育の充実に向け、今年度LD・ADHD・高機能自閉症等のある児童生徒の学習支援のため、教職を志望する学生をボランティアとして派遣している。学生にとっても、教育現場における有効な体験になるよう、事前に説明や研修を実施している。派遣校では、個別の指導計画を作成し、学生ボランティアは、担任やコーディネーターと協力し、指導計画に基づいて学習支援を行っている。

学生ボランティア派遣の流れ（平成 18 年度実施）



- ① 教育支援室は、大学へボランティア学生募集の説明・依頼をする。
- ② 教育支援室は派遣校を指定する。
- ③ 大学はボランティア学生を募集し、ボランティア学生カードを取りまとめ、その写しを作成し、教育支援室へ送付する。
- ④ 教育支援室は、派遣に際し、学生への説明・面接・研修を実施する。
- ⑤ 教育支援室は指定校に学生を派遣する。
- ⑥ 教育支援室は、派遣中、学生・学校への聞き取りを行い、状況把握を行う。
- ⑦ 指定校は、年度末に支援活動状況報告書を、教育支援室を経由して、大学に提出する。
- ⑧ 教育支援室は大学に対してまとめの報告をする。
- ⑨ 次年度に向けて、大学と教育支援室との間で本事業に関する協議を行う。

学生ボランティア派遣を開始して7ヶ月経過している。派遣校では、学生が授業にTTとして入ることで、個別指導が必要な子どもへの支援が可能になり、学生と子どもたちの年齢が近いこともあり、子どもたちが気軽に相談ができ、学級が活性化するなど好評である。

平成 18 年度は、3 大学の学生を市内 15 小中学校に派遣している。うち千葉大学とは、「船橋市教育委員会並びに千葉大学教育学部による教育連携に関する協定書」（平成 18 年 10 月 10 日）を取り交わしたところである。

※学生ボランティアは、教職等を目指している大学生・大学院生である。

子どもたちの豊かな生活を目指して

千葉県立船橋養護学校

概要

本校は肢体不自由児養護学校である。子どもたちのほとんどが車椅子を利用して、自宅と学校との往復以外に外出する機会はあまり多くなく、どうしても生活経験が狭くなりがちである。そんな子どもたちにいろいろな世界を知ってほしいと、小学部では各方面にボランティア（地域などの一般の方々）の依頼をしている。校内での人形劇公演や、読み聞かせの「おはなし会」実施、近隣へ出かけるときの車椅子介助ボランティアなどが主な内容である。

キーワード

人との関わり 世界を広げる 地域との関わり 見る、聞く、触れる体験

1. 人形劇公演について

平成 13 年の 2 月、小学部の集会に船橋市内のアマチュア人形劇団「MあんどB」がやってきて、人形劇を上演した。初めてみる本格的な人形劇に、子どもたちは目を丸くして惹きつけられていた。子どもたちの嬉しそうな様子を見て、劇団の方も喜び、「是非今後も人形劇の上演を続けていきたい」との申し出を受けたのである。

平成 14 年度には「MあんどB」が中心となり、船橋地区アマチュア人形劇団連絡会所属の劇団が、定期的に来校し上演してくれることになった。現在は年間 6 回、6 つの劇団が交代で来校し、人形劇、音楽劇、パネルシアター、ボードビルなど多彩な内容の公演を行っている。5 年目となる今は、劇団の方たちも子どもたちの喜ぶポイントをつかみ、台詞の言い回しや効果音などに工夫を凝らし、時には子どもたちが飛び上がるほどびっくりしたり、大笑いが止まらなくなったりするような場面が繰り返されている。毎回登場する人形がかわいく、面白く、子どもたちは上演後の人形との握手を楽しみにしている。

2. 「おはなし会」の実施について

「おはなし会」は船橋市内の「塚田おはなしの会」がボランティアで来てくれ、子どもたちにいろいろな絵本の読み聞かせや紙芝居などを見せている。1 回 10 名前後の小グループで行い、学期ごとに 1 グループ 1~2 回、実施している。

ボランティアとして来てもらうようになったのは、平成 16 年度からで、今年度で 3 年目である。回を重ねていくうちに子どもたちの絵本に向かう様子が変わり、お話やことばのリズム、掛け合いの面白さ等々を、楽しむことができるようになった。小集団で取り組むことで、絵本などをより身近に感じ、その雰囲気や読み手の温かさなども感じるようになる。

最近では子どもたちから次回のお話のリクエストが出てくるなど、子どもたちがお話を好きになり、その世界を広げることができていることを感じる。

3. 車椅子介助ボランティアについて

本校の周辺は坂道や細い道が多く、また車の量も多いため、学校を離れて近くの公園に行くのにも注意が必要である。それでも子どもたちにいろいろな場所に行く機会を作りたいと考え、地域のボランティアグループに協力をお願いしている。

平成 15 年から「法典ひまわり助け合いの会」と連絡を取り、近隣へ出かけるときの車椅子の介助をお願いしている。主に近くの公園へ出かけたり、スーパーへ買い物に行ったりすることが多いが、ボランティアのおかげで定期的に校外学習を計画できるようになった。校外に出ることで季節ごとの様子を見たり感じたりすることができ、地域の人に養護学校のことを知ってもらう機会も増え、多くの方が声をかけてくれるようになった。10 名程度のボランティアが入れ替わり介助に来てくれるが、今ではすっかり顔なじみになり、ボランティアが玄関にいと「公園に行ける」と分かり喜ぶ子もいる。人と話をするのが苦手な子どもも、次第にボランティアとの会話ができるようになり、「〇〇してください。」と自分から言えるようになってきた。

この経験を生かし、電車を利用して出かける校外学習でもお手伝いしてもらう計画もたてた。この時は校外学習の事前学習の中で、子どもたちが自分でボランティアに依頼の電話をかけている。電話でのやりとりなどを経験することで、将来自分がボランティアを頼む時に、どのように依頼すればよいのかなどを学習してほしいと考えている。また、事後学習ではお礼の手紙を書くなどして、学習のまとめをしている。

車椅子介助を依頼するようになって、いろいろな所に気軽に出かけられるようになったことや、いろいろな人と関わる経験ができるようになったことで、子どもたちの世界が広がっている。

4. 地域との関わり

校外学習に出かける先の 1 つに、梨園がある。この地域では梨の栽培が盛んで、子どもたちが地域のことを知るための手立てとして、梨園の見学や梨の生長の様子を学習している。ここでも一年を通して丁寧に梨の木の変化を教えてもらったり、実際に受粉や収穫の体験をさせてもらったりしている。

また、毎年地域の子ども会が校内の花壇に花を植えてくれるが、今年はその活動と一緒に参加したり、町内会の方たちが行っている清掃活動に参加したりして、多くの人が町や学校を支えてくれていることを学ぶことができた。

低学年の集会では毎年船橋レクリエーション協会の協力で、昔遊びや巨大シャボン玉、郷土芸能の踊りを教えてもらっている。身近な素材を使った簡単で、面白い遊びの数々に、子どもも大人も夢中で取り組んでいるのである。

5. 子どもたちの豊かな生活を

これら多くのボランティアの協力で、子どもたちが今まであまり経験できなかった活動に取り組めるようになってきている。身体に不自由があるということは生活していく上での不自由がとても多いものである。学習を進めるに当たっても、机上の学習だけでは理解しにくいこともあり、実際に行って、見て、聞いて、触れて学習することが大切だと考えている。これからは校内だけでは、提供できないいろいろな学習を、多くの方たちに協力してもらいながら進め、子どもたちの生活を豊かなものにしていけるように取り組んでいきたい。

※ボランティアは、特に資格を必要とせず、無償で依頼している。

NPO法人と協働で行う支援事業の取組

東京都港区

概要

共生社会（ノーマライゼーション）の進展に対応し、従来の心身障害教育の対象だけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難に対して必要な支援を行うことが求められている。港区では、NPO法人を委託事業者とした協働事業を展開し、特別支援教育の一層の充実を図っている。

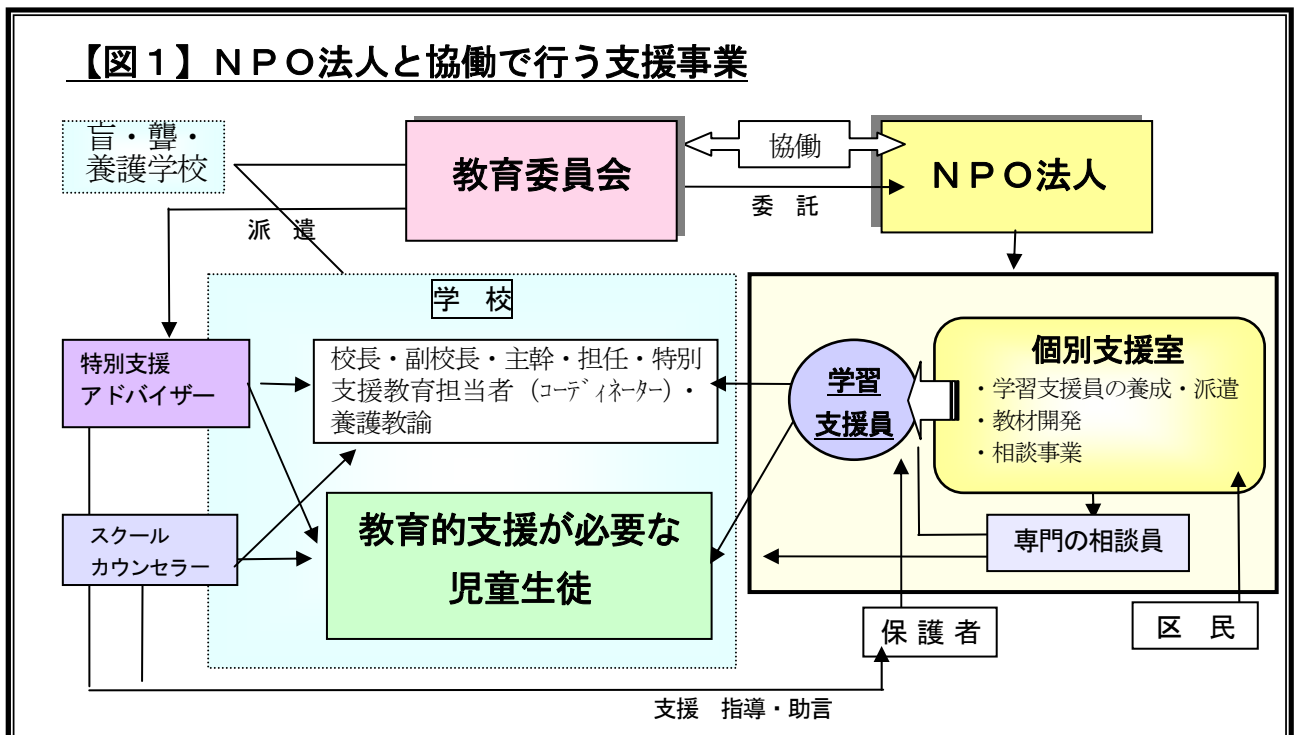
キーワード

教育委員会とNPO法人の協働事業 個別支援室 学習支援員 教育的ニーズ

1. NPO法人と協働で行う支援事業の構想

港区では、特別支援教育推進の一環として、港区内小・中学校に学習支援員を派遣している。LD等を含めて障害のある児童生徒は、日々、目に見えない壁にぶつかっているが、周囲の適切なサポート等により、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服していくことができる。学習支援員は、担任と協力して、児童生徒の生活や学習を支援することになる。そのため、学習支援員には、子どもたちが何に困っているのか、その原因は何か、どのような支援をすればいいのかといった知識と実務訓練が必要である。そこで、港区では、NPO法人との協働事業を推進し、学習支援員の養成、学習支援員の学校派遣、児童生徒一人一人の状況に応じた教材開発、相談活動等の充実を図っている。事業全体の仕組みは、【図1】の通りである。

【図1】NPO法人と協働で行う支援事業



2. 教育委員会とNPO法人の協働事業の内容

LD等を含めて障害のある児童生徒が通う学校では、担任を中心に教育活動が展開され、管理職や特別支援教育担当者・養護教諭等がその活動を組織的に支援している。更に学校を外部から支援する役割として、特別支援アドバイザー（学識経験者）やスクールカウンセラーが児童生徒の生活や学習の様子を観察し、学校に指導・助言する仕組みを整えている。港区ではこれに加え、協働事業者のNPO法人が「個別支援室」を運営し、以下の取組を行っている。

(1) 学習支援員の養成と学校派遣

14日間の養成講座を開講し、特別支援教育の仕組みや港区の現状と取組、軽度発達障害に関する基礎知識等の講座を受講した者を学習支援員候補者として登録する。この受講者の中から、学校への学習支援員派遣を行う。

※1時間1,500円で1日6時間（交通費含む）日数は学校からの要請による。地域の方や学生、保護者の方々などである。

(2) 相談事業

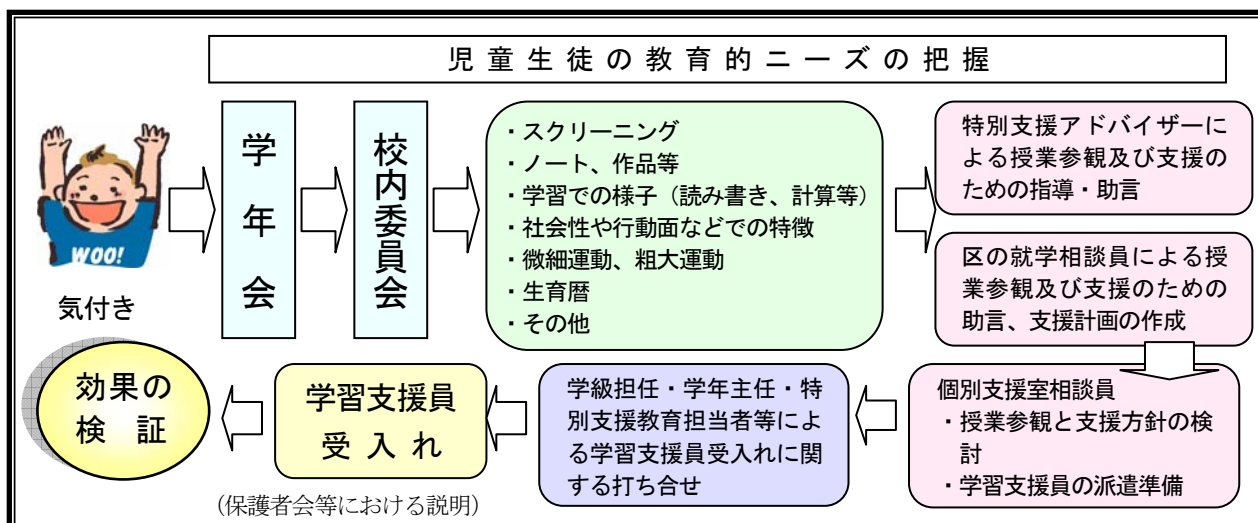
個別支援室では、専門の相談員が保護者や学校の相談を受けている。その結果として学習支援員の派遣が決定すると、相談員は特別支援アドバイザーの指導を受けながら当該児童生徒の支援計画を作成し、派遣に向けた準備を行う。

(3) 教材開発

LD等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難に対して必要な支援のための教材開発を行う。

3. 学習支援員受入れについての学校の体制

学校では、学習支援員の受入れに当たって、特別支援教育に関する校内委員会や専門家による指導・助言等により当該児童生徒の教育的ニーズを把握すると共に、教職員の共通理解や協力体制の充実、保護者への理解に努めるなど、以下のような体制を整えている。



4. まとめ

平成18年10月現在、学習支援員の派遣は39名、延べ回数は350回となっている。今後は、NPO法人との連携を一層深め、事業の充実を図ると共に、関係諸機関との連携支援ネットワークを更に広げ、LD等を含め障害のある児童生徒やその保護者への適時・適切な支援や情報提供を行うことができる体制を整備していくことが必要である。

「バリアフリーパートナー」の活用

東京都文京区

概要

バリアフリーパートナーに求められる支援は、区立小・中学校及び区立幼稚園（以下「小学校等」という。）に在籍する、特別な支援を要する幼児児童生徒へのサポートである。教育委員会は、小学校等から提出されるバリアフリーパートナー支援計画書兼支援者報告書の内容を精査し配置を決定する。バリアフリーパートナーは、原則として小学校等が募集をしているが、教育委員会が登録者を紹介することもある。

キーワード

バリアフリーパートナー 教育委員会への登録 研修の実施 NPO法人との連携

1. 趣旨

障害の有無に関わらず、全ての人と共に生きる社会を実現するためには、共に支え合う心と、きめ細かな支援が必要である。教育の場においても、文部科学省から「特別支援教育」の方針が示され、幼児児童生徒一人一人がニーズに応じた教育を受けられるような支援が求められている。

そこで、文京区においては、平成16年度から通常の学級に在籍するLD・ADHD等の子どもたち及び心身障害学級に在籍する子どもたちに対する支援をより一層充実するために、バリアフリーパートナー（学校ボランティア）を登録・紹介する体制を整えた。

2. バリアフリーパートナー運営事業体制及び支援内容

(1) 支援内容

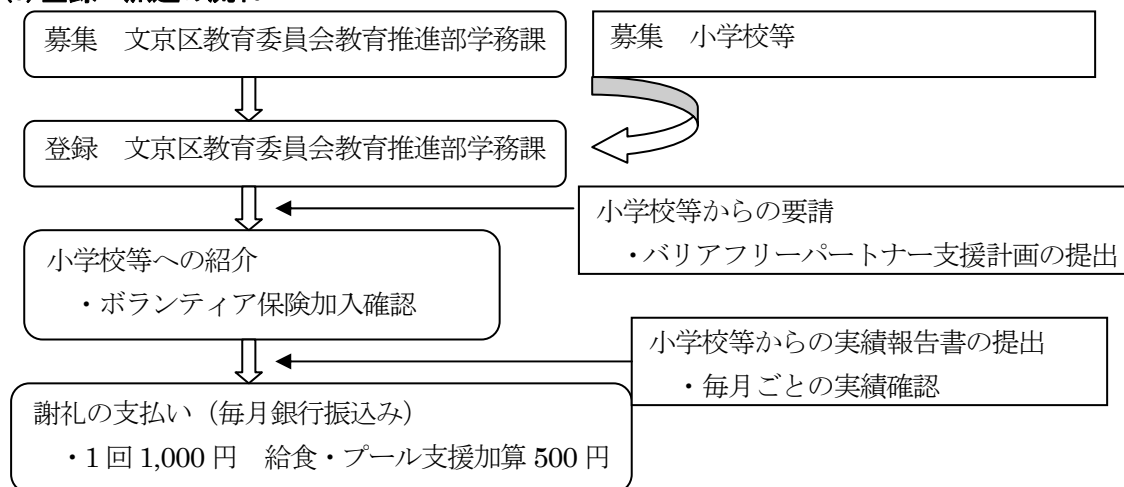
文京区には幼稚園10園・小学校20校・中学校11校があり、また、そのうち4小学校、2中学校に心身障害学級（東京都の呼称）を設置している。その全てを対象としている。

主な支援内容としては、幼稚園においては、保育中における保育室・プール・園庭での見守りや園外保育の付き添い等、小・中学校においては、授業中や校内行事における教室・プール・校庭での見守りや校外授業（社会科見学、音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室など）の付き添い等が挙げられる。また、心身障害学級においては、通常の学級との交流及び共同学習を行う際によりきめ細かな支援が必要となるため、活動の見守りや付き添い等が支援内容となる。

(2) バリアフリーパートナーの要件及び謝礼

バリアフリーパートナーには、特別な資格を求めておらず、子どもたちに、温かい気持ちで接することができる方を第一に考えている。熱意のある大学生・大学院生や主婦等の区民の方を広く公募している。したがって、学校ボランティアと位置付け、謝礼についても交通実費相当額として、最低半日を単位として1回1,000円と設定している。なお、給食を共にして支援する場合やプールにおける授業を支援する場合は、それぞれ1回500円を加算する。

(3) 登録・派遣の流れ



3. バリアフリーパートナー活用のための工夫について

(1) 小学校等における支援体制

小学校等は、バリアフリーパートナー支援計画に基づき、校内での支援体制を整えると共に、バリアフリーパートナーの育成及び計画的・継続的活用を図っている。特に、特別な支援を要する幼児児童生徒のニーズに応じた具体的な支援内容について、学校側とバリアフリーパートナーとが事前に十分な打ち合わせをするようにしている。

(2) NPO法人との連携

事業運営の一部をNPO法人「えこお」に委託し、バリアフリーパートナー事業を協働して推進している。事業全体の約15%程度はNPOが担っており、人材の確保が急務となっている現状で、効果を上げている。また、人材育成の面でも研修等で連携して進めており、量的質的な両面からの連携を深めてきた。

(3) 研修の実施

バリアフリーパートナーの専門性を高めるため、特別支援教育への理解と幼児児童生徒への接し方など基本的内容について、年2回研修を行っている。講師は、文京区教育委員会指導室の指導主事等が行い、具体的な事例も交えながら支援のポイントについてアドバイスをし、実践的な内容としている。

4. 成果と今後の課題

(1) 成果

- 幼児児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を推進することができた。具体的には、平成16年度は従事者88名で延べ1,958回、平成17年度は従事者108名で延べ3,544回、平成18年度は従事者99名で延べ2,291回(12月1日現在)の実績がある。
- 通常の学級における集団への適応について段階的な支援の充実を図ることができた。
- 心身障害学級における通常の学級との交流及び共同学習の充実を図ることができた。
- 小学校等における特別支援教育の体制づくりを推進するための具体的な手立てとして機能させることができた。

(2) 今後の課題

- バリアフリーパートナーを有効に活用するために、教員一人一人が障害についての理解をより一層深め、具体的で的確な指示を行うことができるようになることが課題である。

区独自の学習支援講師配置事業

東京都江東区

概要

江東区では、平成14年度から、通常学級に在籍する学習や生活の面で特別な支援を必要とする児童・生徒への学習支援等を目的として、学習支援講師配置事業を開始した。

保護者の同意を得た上で、年度の初めに小・中学校長等から派遣申請を受け、個に応じた指導の一層の充実を図るため、区が非常勤講師として採用した教員免許状を有する人材を「学習支援講師」として配置している。

キーワード

学習支援講師

集団行動

個別指導

校内体制の整備

保護者の同意

1 学習支援講師配置事業

(1) 学習支援講師の派遣

現在最も多い申請理由は、LD・ADHD・高機能自閉症等によると思われる学習上の困難に対する支援である。学習支援講師の配置に当たっては、派遣申請のあった全ての学校に指導主事が視察に行き、児童生徒等の実態及び学校の指導体制を把握し、講師を適切に派遣している。

(2) 支援内容

学習支援講師は、主に、学級担任等の補助者として当該児童生徒等を支援しているが、派遣対象の児童生徒の学習等を支援するだけでなく、他の児童生徒の学習環境を確保している。特に、友達とトラブルが起きやすい休み時間にも支援に当たっている。

数年にわたって同じ学習支援講師が関わることにより、その児童生徒の生活に落ち着きが見られるようになり、集団での学習に適応することができるようになったという成果が数多く報告されている。

(3) 派遣実績

週当たり4時間から24時間と児童・生徒の状況によって配置時数に差はあるが、平成18年6月末現在、学習支援講師を配置している公立学校は38校で、対象児童生徒数は116名おり、昨年度に比べて9校、25名の拡充を図っている。

2 活用事例

(1) 小学校

① 低学年事例

児童Aは、集団行動に課題があり、現在、週14時間支援を受けている。基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることを重視し、担任と連携して学習等に対する意識付けを行っている。講師の支援により、入学当時から比べると授業中に集中できるようになり、保護者も大変喜んでいるが、物事に一人で取り組むには、まだ時間がかかる。

② 低学年事例

児童Bは、多動傾向があり、友だちとのトラブルがあることから、現在、週9時間支援を受けている。講師による集合、整列、作業の始めの個別指導により、集団に適応できるようになってきた。

③ 中学年事例

児童Cは、友だちとのコミュニケーションに課題がある。学習支援講師との関わりは3年目で、週6時間支援を受けている。算数の授業では、担任と連携して支援体制を組み、児童Cに応じた学習課題に取り組んでいる。講師がいる時は、落ち着いて学習に取り組んでいるが、いない時には、担任による個別指導が必要である。

④ 高学年事例

児童Dは、多動傾向があり、友だちとのトラブルがあることから、現在、週9時間支援を受けている。講師が付き添い、受容的な態度で接することによって、活動に落ち着いて取り組めるようになり、友だちとのトラブルが少なくなってきた。

(2) 中学校

① 事例1

生徒Eは、自閉傾向があり、現在、週8時間支援を受けている。講師と生徒の信頼関係が厚く、生徒が感情をコントロールすることが困難な場面でも、コミュニケーションを図ることにより、落ち着きを取り戻すことができるようになった。学習に取り組む姿勢が確実に向上し、他の生徒の理解も深まっている。

② 事例2

生徒Fは、多動傾向があり、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないため、現在、週8時間支援を受けている。講師が生徒に寄り添い、授業中、休み時間にも丁寧な指導に当たっている。水泳をはじめ、授業において個別指導を行うことによって、苦手な教科についても意欲的に取り組む姿勢が見られるようになった。

3 今後の方向性

本区においては、「教育改革江東・アクションプラン 21」における、個に応じた教育の充実の一環として、発達障害等の児童生徒に対する学習支援を位置付け、学習支援講師配置事業の継続・拡充を図っている。今後の課題としては、以下の3点が考えられる。

(1) 学習支援講師の育成

学習支援講師が、学習面等で支援を必要とする児童生徒等に適切に関わるために、区費の臨床心理士等による研修を実施し、実践的指導力の育成を図る。

(2) 校内体制の整備

学習支援講師を効果的に活用するために、大学の専門家等による研修を実施し、特別支援教育コーディネーターの養成を図り、校内委員会等の校内体制を整備する。

また、校内委員会等からの要請に応じ、巡回相談等のスタッフを派遣し、児童生徒等の障害の有無等を判断する医学・心理の専門家等の指導などに結び付ける。

(3) 特別支援教育に関する理解啓発

全ての学校や保護者、地域に障害のある児童生徒等に対する理解と認識を普及啓発するために、各学校が研修や広報活動に活用できる資料を教育委員会で作成する。

北区特別支援教育巡回指導員による支援

東京都北区

概要

北区においては、平成16年度より東京都教育委員会の指定を受け、特別支援教育推進体制の構築に取り組んだ。特別支援対象児童生徒に対する支援システムを立ち上げ、校内委員会での検討を経て、より専門的な支援が必要な場合、専門委員会の助言を得て巡回指導員による支援を行っている。

非常勤講師を巡回指導員として拠点校（特別支援学級設置校）に配置し、巡回相談員（特別支援学級教諭、特別支援学校教諭、臨床心理士等）と共同で支援に当たっている。

キーワード

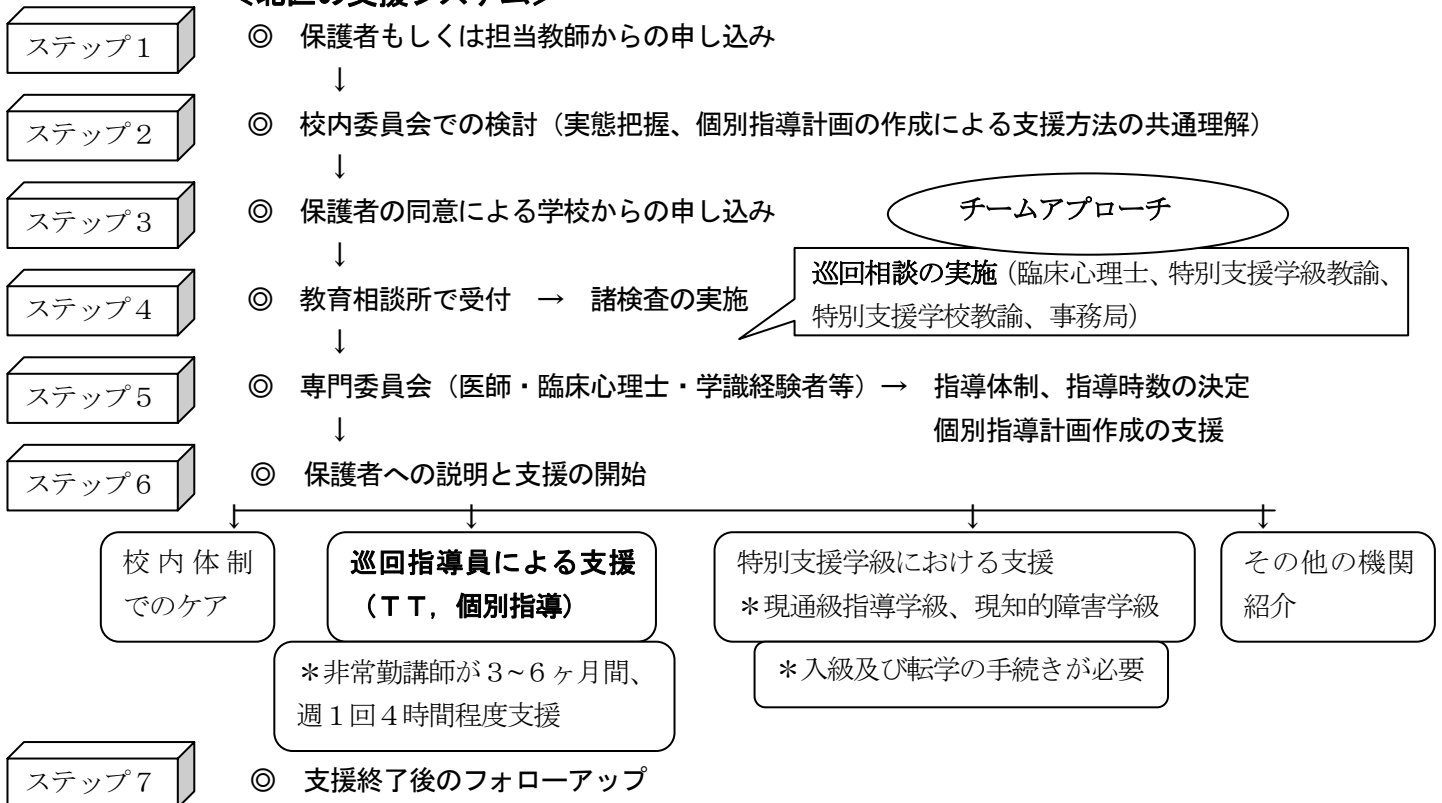
区の支援システム 専門委員会 個別指導計画に基づく支援
教員免許状を有する人材派遣 巡回支援チーム（巡回相談員・巡回指導員）による支援

1 北区の支援システム

(1) 区の特別支援学級教諭の専門性とマンパワーの活用

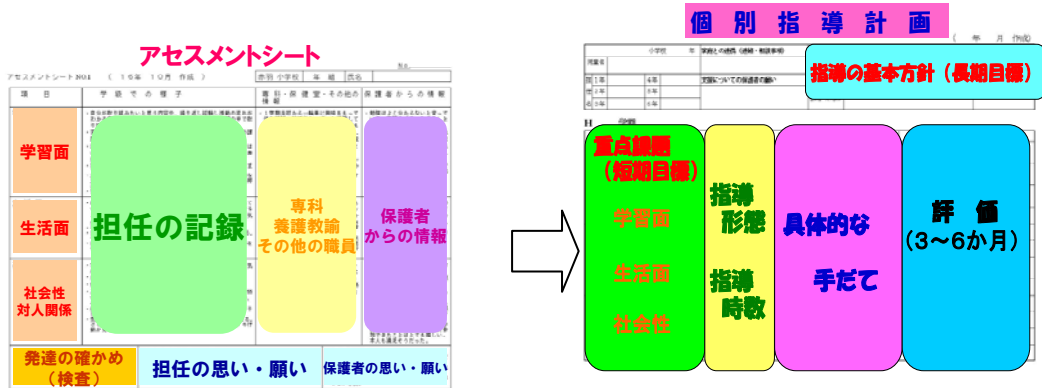
特別支援学級の現況：小学校38校、中学校18校、幼稚園7園のうち、言語障害・難聴学級2校（小学校）、情緒障害学級3校（小学校1校、中学校2校）、知的障害学級設置校12校（小学校8校、中学校4校）

<北区の支援システム>

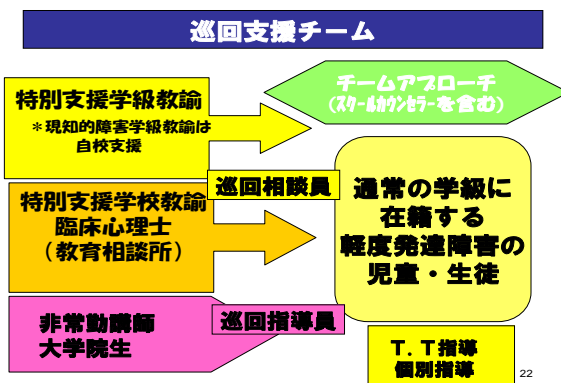


(2) 児童生徒の「困り感」の解消を目指す支援 ～校内体制の充実～

特別支援教育推進の核となる特別支援教育コーディネーターが、校内委員会の運営及び関係機関との調整を行っている。また、児童生徒の「困り感」に着目した実態把握と支援を目指して演習も含めた研修会を受講し校内委員会で伝達している。保護者から情報や願いを聞き取り、各校でコーディネーターを中心に個別指導計画を作成し、支援の方向性の共通理解を図っている。



2 巡回相談員と巡回指導員による共同の支援



- ◎ 校内委員会での話し合いと支援の方向性の確認
<支援のポイントを明確にする>
[例] 学習面<漢字学習への意欲の向上を図る>
- ☆ 担任の支援～注意を喚起する声かけ、座席の配慮等
- ☆ 巡回指導員の支援～次の作業や課題に移る時に、意識が向く声かけをする。(声かけ、メモでの指示等)
- ☆ 家庭では～本児のペースで漢字の宿題を進める (練習回数減らしたプリント)
- ◎ 3~6ヶ月で指導や適応の状況を振り返る。
- ◎ 支援終了後は校内委員会と巡回相談員がフォローアップする。

(1) 行動観察の実施

専門委員会に申し込みのあった段階で巡回相談員と巡回指導員がチームを組んで行動観察を行う。観察後、管理職、担任、コーディネーターと共に実態の把握を行い支援の方針を話し合う。

(2) 巡回指導員による支援

巡回指導員は、一人当たり概ね4ケースを担当している。専門委員会の指導体制、指導時数の決定を受け、別室での個別指導、または学級でのT T指導を行っている。概ね週4時間の指導のうち、3時間を指導、1時間を指導記録作成、担任との打ち合わせに充てている。拠点校に戻った際、指導記録をもとに、特別支援学級教諭の指導を受け、有効な手立てや支援の方法を確認している。巡回指導員は小学校、中学校、特別支援学校等の教員免許を有している者を非常勤講師として配置し、コーディネーター研修会、専門委員会に出席し、専門性の向上を図っている。

3 成果と課題

校内委員会での支援方針の共通理解のもと、巡回相談員と巡回指導員によるチームでの支援を行い、支援児童・生徒の集団への適応状況等に改善がみられた。巡回指導終了後のフォローアップの在り方が今後の課題である。

大正大学フレンドリースタッフの活用

東京都板橋区

概要

板橋区教育委員会では、大正大学人間学部人間福祉学科と連携し、臨床心理学専攻の学生を板橋区立学校に派遣していただいている。各学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に、学校と協議して、個別の学習支援をはじめ相談や観察等を、臨床心理学の専門的な知識を活用し、大学の教授とも相談しながら、担任教諭や関係職員と共通理解のもとで実施している。

キーワード

専門的な知識 フレンドリースタッフ 配慮を要する児童生徒への支援
特別支援教育との関わり

1. フレンドリースタッフとは

フレンドリースタッフは、各学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に、臨床心理学を専攻している学生の専門的な知識を活用し、学校と協議しながら、支援を行うボランティアである。学級担任との打ち合わせや、その日の活動などを毎回記録し、児童生徒の変容や支援の効果を的確に把握し、次の支援に生かすようにしている。これらの記録は、特別支援教育を行う上での基礎的な資料になると共に、学級経営を行う学級担任にとっても十分に参考になるものである。

2. 区立小学校への派遣

区立小学校への派遣については、概ねADHD（注意欠陥多動性障害）、広汎性発達障害（自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群）、または学習障害等の児童の支援を行う。1週間に1日程度であるが、対象児童につきっきりで支援を行うため、子どもとの信頼関係を築きやすく、児童の言動の観察やその記録から、どのような支援が適しているかを、学級担任や養護教諭、管理職と協議しながら方針を決めていく。また、教室から出て行ったり、パニックに陥っていたりした子どもを、別室で落ち着くまで話を聞いたり、一緒に行動して心の安定を図ったりすることにより、この間、学級担任は担当学級の指導に当たることができ、円滑に授業を進めることができる。その結果、対象児童だけではなく、他の児童も落ち着いて学習に取り組むことができるので、フレンドリースタッフの導入による効果は大きいものがあると捉えている。

3. 区立中学校への派遣

区立中学校への派遣については、概ね不登校傾向の生徒への支援を行うことが多い。保健室や別室に登校し、教室に入ることができない生徒に、学習支援や話し相手になることで心の安定を図る。また、これらの生徒と一緒に学校生活を送る中で、子どもたちの相談相手になったり、スクールカウンセラーと連携してカウンセリングを行ったりする。その後、校内の教育相談部会等へ報告し、校内で共通理解を図りながら生徒の支援を行う。このようにし

て思春期の発達段階特有の悩みや不安等を抱える子どもたちに、積極的に関わることで不安を和らげる役割を果たしている。これらの活動から、子どもたちが、1日1～2時間程度ではあるが、教室に入ることができるようになった事例も報告されている。



区立小学校での相談支援



区立中学校での個別支援

4. 特別支援教育との関わり

来年度から本格的に実施される特別支援教育については、校内委員会とともに巡回指導・相談員が各学校の特別な配慮を必要とする児童生徒の支援を行っていく予定である。フレンドリースタッフは、巡回指導・相談員と同様、特別な配慮を必要とする児童生徒について、学校が作成する個別の指導計画をもとに支援を行っていくことになる。

5. 成果

- ・臨床心理学専攻の学生であるため、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援や相談を専門的な知識を活用しながら行うことができる。
- ・学校が人的支援を必要としていることはもちろんであるが、学生にとっても、直接子どもと関わっていくことは貴重な経験となり、今後の学生の進路についても大きな意味をもってくる。
- ・特別支援教育開始後も、以前から特別な配慮を必要とする児童生徒と関わっているので、フレンドリースタッフの意見を参考に、個別の指導計画を作成することができる。作成後も個別の指導計画に沿って、巡回指導・相談員、担任教諭等と十分に連携した支援を行っていくことができる。

6. 課題

- ・学生であるため、活動できる曜日や時間が限られるとともに、担任教諭や学校との打ち合わせをする時間を確保することが困難になることがある。また、大学の授業の受講状態によって急にボランティアをやめてしまうことがある。
- ・ボランティアが途中で支援を打ち切りにしなければならない場合、その後の子どもに悪影響を与えることがある。また、学生ボランティアであるため、毎年必要数の人材を確保していくことができない。大学と連携して、学校支援ボランティアに関して、単位として認定してもらうなどの対応策が必要である。

学習支援講師による巡回指導の実際

東京都足立区

概要

区特別支援指導委員会で必要と認めた通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対して、学習支援講師（区非常勤講師、教員免許所有者）8名が週1回程度巡回指導を行う。巡回指導対象の児童生徒に対して、巡回支援チーム（指導主事、臨床心理士、校長OB、通級指導学級担任等）による巡回支援を実施し、巡回指導計画作成及び個別指導計画（東京都様式）作成への助言を行う。

キーワード

校内委員会の充実 巡回支援チームと学習支援講師の連携協力
巡回支援・巡回指導結果の校内体制への引継ぎ

1 巡回支援・巡回指導の手順

(1) 校内委員会で学習支援講師の要請を判断

- ①保護者の了解を得て、巡回支援・巡回指導を申請する。
- ②学習支援講師に依頼する内容を明確にする。

(2) 特別支援指導委員会で巡回支援・巡回指導の決定

- ①申請書（校内委員会所見、専門家所見等）及び添付資料（諸検査結果）をもとに、巡回支援・巡回指導の決定及び支援方法を判断する。

(3) 巡回支援・巡回指導の実施

- ①巡回支援により児童を観察し、巡回指導計画を作成する。
- ②保護者の承認を得る。
- ③週1回程度巡回指導として、個に応じた指導を実施する。
- ④担任は個別指導計画を作成し、支援・指導を行う。
- ⑤巡回支援チームと学習支援講師がケース会議により、巡回指導内容等を検討する。

(4) 特別支援指導委員会で巡回支援・巡回指導の評価

- ①巡回指導は3ヶ月を1クールとし、巡回支援・巡回指導を評価する。
- ②最長2クール6ヶ月までの継続決定、今後の支援方法を判断する。

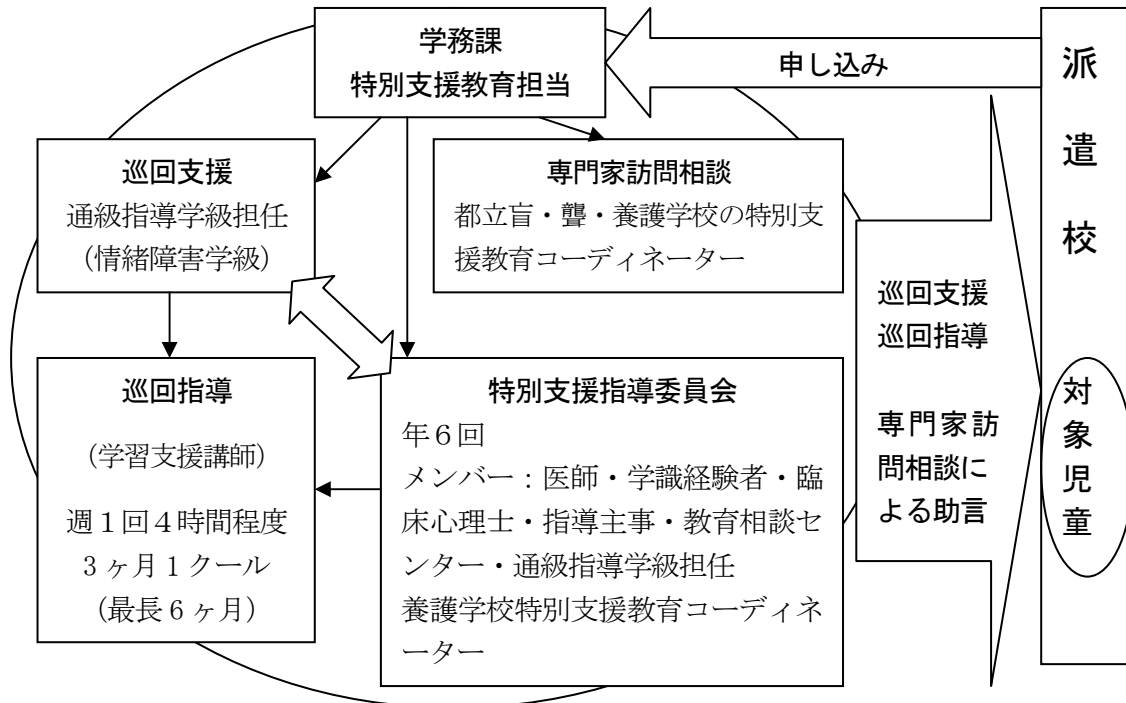
(5) 巡回支援・巡回指導の結果を踏まえ、校内体制で支援・指導の継続

- ①巡回支援・巡回指導の結果及び特別支援指導委員会で判断された支援方法等をもとに、担任は個別指導計画を改善し、巡回支援以降の支援・指導をすすめる。

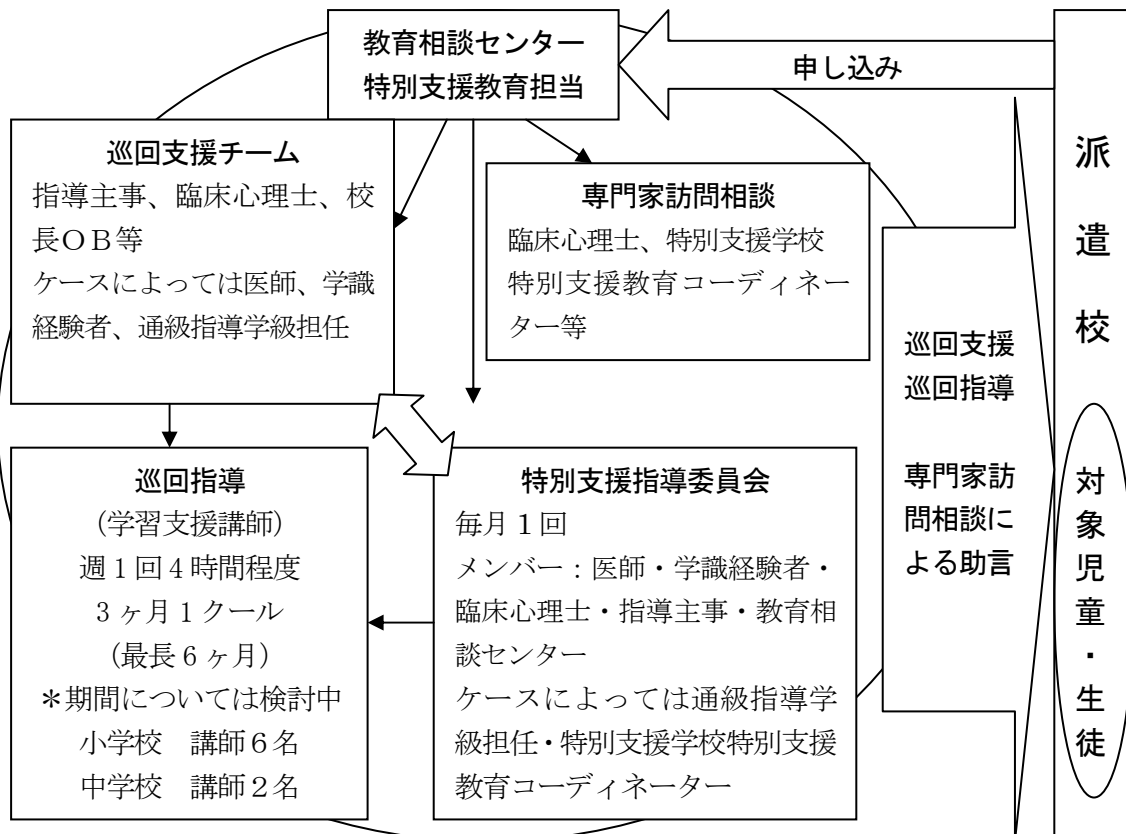
2 成果と課題

- ①成果：学習支援講師の支援により、児童の支援目標の一部は達成し、新たな課題が明確になった。
- ②課題：学習支援講師の指導内容等が個別指導計画に十分に生かされるようにする。

平成 18 年度モデル事業 「通常の学級への支援体制」の流れ



平成 19 年度 「通常の学級への支援体制」の流れ



専門性を有する大学院生によるボランティア活動

東京都府中市

概要

本市においては、『府中市学校教育プラン 21』に基づき『特別支援教育推進計画』を策定し、特別支援教育実施のための基盤づくりを総合的に推進している。

特別支援教育における大学連携のボランティア活動としては、府中市教育委員会研究協力校・府中第九小学校に、将来、臨床心理士を目指す大学院生を受け入れ、学校現場と大学（白百合女子大学大学院・臨床心理研究室）の相互に大きな成果を上げている。

キーワード

専門性を有する大学院生 対等の関係（スタッフ） 課題解決型の特別支援教育

1. 背景

学校教育現場で特別支援教育を推進するに当たっては、対象児の把握、障害に基づく指導法、そして、保護者の対応等と、専門的知識と技能が必要である。また、大学において臨床体験は、学問的内容を実践力として身に付ける上でも貴重な場である。

本市では、平成 15 年 12 月、白百合女子大学に申し入れ検討を加え、平成 17 年度より府中第九小学校を府中市特別支援教育推進モデル校・府中市教育委員会研究協力校として指定し、課題解決型の特別支援教育を推進すると共に、府中市と同大学と連携し基本計画を立て、専門性を生かしたボランティア活動を実施してきた。

2. ねらい

- ・臨床心理を学ぶ学生のアカデミズムを、本校の教育現場に生かし、課題解決の実践に生かすようにする。
- ・大学院生と本校職員及び児童との望ましい関わり方を実践の中から見出し、組織的な解決をするためのモデルを他校に提案できるようにする。

3. 活動計画

- ・全ての活動内容は府中市と白百合女子大学の協定に基づいて行う。大学院生は大学指導教員と校長の指導監督の下で活動する。
- ・大学院の受講単位の 1 つとして行われる。
- ・前期 5/21～7/21、後期 9/29～1/19 この他、本校の実情に応じ、大学院生の自主的判断で、この期間の金曜日、及び各種行事・研究授業日等に来校することもある。

<その他>

- ・府中市立府中第九小学校内では、スタッフの一員として迎え、対応は勤務に準ずる。
- ・大学院生に事故等が発生した場合は、白百合女子大学が担保する。
- ・出席確認は、本校で作成した書式（出勤簿に準ずる）で出席の確認をする。
※ボランティア活動は無償である。

4. 活動内容

(1) 平成 17 年度

- ・平成 17 年度は、白百合女子大学において臨床心理学及び発達心理学を専攻する大学院生

が毎週金曜日を中心に3名派遣された。主として軽度発達障害及びその周辺にあると思われる児童の教育活動における教育的・心理的な支援活動を行うことが目的であるが、学校教育のシステムを理解してもらうことと、ありのままの教師の障害児理解を含めた意識の把握が、支援をより効果的にするために必要と考え、全クラスを回り対象児を当初から特定せずに「気にかかる児童」の把握という視点で、児童のグループダイナミクスを含めて観察及び支援活動を行った。

- ・大学院生は毎回の活動記録を作成し、小学校と大学に提出した。大学の指導教員は、隔週に学校を訪問して連携活動の様子を観察するとともに、学校スタッフ、大学院生との協議会を定期的に行い、大学院生のスーパービジョンと活動記録の点検を行った。

- ・年度終了時には、小学校において大学院生と指導教員による活動のまとめの報告と修士論文の発表を行った。

(2) 平成 18 年度

17年度の成果を生かし、校内体制に位置付け、早い時期より課題解決型の特別支援教育を推進のために府中九小の一員として、下記のように活動を進めることができた。

①第一期間 (5/12～7/21)

- ・児童の実態把握・研究協力及びサポート会議への参加。

5年生→3年生→6年生→ふたば学級(心身障害学級)→4年生→2年生→1年生と一巡して観察記録の作成、適宜に担任・特別支援教育コーディネーターとの打ち合わせを行う。

- ・中間報告(レポート・発表)7/28(金)全職員対象に行う。

②第二期間 (9/8～12/22)

- ・授業支援、相談活動、特別支援教育研究協力及び研究授業におけるサポート会議への参加。

- ・3人が集中的に関わる学級の選定を行い、観察記録の作成を行う。

- ・10/13(金)府中市教育委員会研究協力校・研究発表会(本校)に協力する。

③第三期間 (1/12～1/26)

- ・本年度の活動を集約するために、特別支援教育コーディネーター等と打ち合せて、対象児のクラスへ入り活動する。

- ・最終報告(レポート・発表)3/26(月)13:00～全教職員対象に行う。

5. 成果と課題

- ・これまで大学生等の派遣は、あくまでも小学校の教育活動の補助的な役割としてのボランティアが多かった。しかし、児童に主体的に関わる専門性を有する大学院生の派遣は、小学校教職員と対等の関係(スタッフ)の中で行われる高度なボランティア活動となった。

- ・小学校教職員は、大学院生が入ることにより、観察の視点や記録のとり方また指導教官による専門性の高いアドバイスから学ぶことができた。その成果として、児童理解や指導法、更には課題解決の方法等に自信をもって対応できるようになってきている。

- ・今後の課題として、大学院生の派遣が1年であること、また、どこまで教職員と共同・協力できるか、大学院生の実力レベルと責任、関わる時間的制約等が浮き彫りにされた。

- ・専門領域が異なることにより、1つの現象に対しての見方や対応の方向性が異なる場合があった。このことは真剣に児童の課題解決に取り組む双方にとって当然のことであり、重要なことである。しかし、現実には時間的にも、相互理解の場の確保の面でも制約があり、まだ隔たりのある場合がみられた。今後、管理職・担任教師・養護教諭・まなびの学級担任(通級制情緒指導教室 ※東京都の呼称)等の関係者と大学院生及び指導教員とのより緻密な連携により、教育と心理の領域が専門的知識や経験を率直に出し合って、課題解決型の特別支援を進めていきたいと考える。

アシスタントティーチャーの活用を通して

神奈川県横浜市

概要

横浜市では、教育委員会の教職員人事課のアシスタントティーチャー派遣事業がある。趣旨は、教員志望の大学生ボランティアを100名派遣すると共に学生のインターンシップの場の提供や、優秀教員の育成・人材確保に役立てることにある。特別支援教育課では平成16年度から平成18年度に特別支援教育指導体制モデル校事業を実施し、同派遣事業を活用し各学校に2名配置した。その目的は大学との連携の中、教師の補助者として支援することにある。

キーワード

アシスタントティーチャー 特別支援教育 大学との連携
ティームティーチング (TT)

1. 取組の内容について

横浜市では、平成16年度より平成18年度にかけてLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への特別な教育的支援の充実を図り、学校全体として児童生徒の個々のニーズに対応した校内の体制づくりのため、特別支援教育指導体制モデル校事業（各2年間、小学校21校、中学校6校）を実施したが、その際に、アシスタントティーチャーを2名配置した。横浜市教育委員会のアシスタントティーチャー派遣事業に登録した大学生のうち、主に大学で特別支援教育や心理学を専攻した教師志望の学生をモデル校に配置した。そして大学との連携を図り、専門的な指導、助言を学校教育に活かしていくことや、教員の補助者として27校に46名配置（小学校1～2名、中学校1名）した。

(1) アシスタントティーチャーの配置手続き

<アシスタントティーチャー派遣事業実施要領より>

- ①教職員人事課に横浜市アシスタントティーチャーとして登録をする。
(大学の教官の紹介の場合は、事前に登録用紙を送付し、協力を得る。授業やゼミなどの際に、アシスタントティーチャーの事業を紹介し、希望の大学生は登録用紙に記入し、教官が特別支援教育課に紹介する。)
資格は大学で教職課程を履修し教員を目指している学生で、横浜市アシスタントティーチャーとして登録したもの。学年は問わない。
- ②モデル校に紹介し、校長と面談する。
- ③面談後、了解した大学生は、書類の手続きを経て、学校に2名配置される。
- ④活動時間は週1回～2回・3時間までとする。
- ⑤謝金無し。交通費相当分として活動1回につき1,000円を支給する。
- ⑥アシスタントティーチャーが派遣された学校は、活動記録を作成し、教育委員会に提出する。

(2) モデル校2校の実践事例報告

(特別支援教育指導体制モデル校事業A校での事例より)

A校では支援が必要な児童が在籍する学級に2名のアシスタントティーチャーをそれぞれTTとして配置した。支援を行うための役割を明確にし、担任との情報交換や支援の

内容、守秘義務、支援する際に気を付けたい行動を説明し、学生に確認してから開始している。

①トラブルの多い児童に対してTTとしての指導支援

話を聞けずに歩き回り、注意をするとよけいに喜んで逃げ回り、友だちとのトラブルが多く、自分の気に入らないことがあると攻撃的になる児童に対し、集団の中で望ましい行動がとれるように保護者と連絡を取り、週1回、主に午前中3時間アシスタントティーチャーがTTとしてその児童に支援をした。

②支援内容

- ・本児童の行動を記録し、何故このような行動をとるのか分析し、アシスタントティーチャーと一緒に内容を絞り、具体的な支援を行った。その後、支援シートの導入やその結果をトークン方式で実施した。また、授業の方法にも配慮し、本児童の活躍の場面やグループでの学習指導の工夫をした。
- ・道徳の時間を使って、担任とアシスタントティーチャーとが寸劇をして望ましい行動形成を図った。例として、注意の仕方、あたたかい言葉かけ、お礼の言い方等であった。

指導後しばらくして、担任とアシスタントティーチャーと指導の見直しをするなど細かい支援を実施していった。その結果、本児童の行動が変わり、友だち関係や学習へ意欲的になるなど変わってきた。

(特別支援教育指導体制モデル校事業B校での事例より)

B校においても、アシスタントティーチャーに関する支援の際の心得や記録の仕方、内容の確認、児童との関わり方、対応に苦慮した際の相談、守秘義務などを説明し、支援を開始している。また、年度途中で懇話会を開き、担任や特別支援教育コーディネーター、教務主任、学年担当職員などが参加し、アシスタントティーチャーへの感謝やアシスタントティーチャーとして支援の中で悩んでいることや戸惑いなどを聞き、意見を交わし、将来、教員になるための「子どもの見方、とらえ方」などに話が発展するなど充実した話し合いがなされている。

① 学級や特別支援教室（学習ルーム）のTTとして

理解に困っている児童への支援を中心に行う。教師の指示を分かりやすく、補足説明したり、やり方が分からない児童に寄り添って、活動の手助けを行ったりする。

② 休み時間での対人関係への支援

支援ニーズ児童の様子を見守る。そのためアシスタントティーチャーは他の児童とも一緒に遊ぶなど、支援を受ける児童が「特別な子である」と周りの児童に思われぬようにする。

③ 給食・そうじの時間での安全管理面や日常生活での支援

- ・担任が給食を取りに行っている間、教室に残っている児童の見守りをする。
- ・そうじではふざけている児童へ注意をしたり、一緒にそうじに取り組んだりする。

2. 取組にあたって、協力や連携を行った関係機関や団体など

(1) 大学との連携

A校の場合、横浜国立大学との連携が大きな成果を上げた。大学では平成17年度より教職課程を目指す学生を特別支援教育の対象児童への支援をするアシスタントティーチャー講座を設けた。受講した場合は、単位取得が認められ、担当教官が実際に学校へ訪問し、大学生の支援の様子を見て、支援の仕方について助言がなされるなど、学生にとって

も学校にとっても専門的な視点で指導を受けることができる。

学生が関わる対象児童について大学教官と一緒に行動を分析し、支援の内容を整理し、「個別教育計画」（個別の指導計画を含む横浜市独自の様式）の助言、支援の内容に関して相談したり、TTとして授業の際の記録をまとめた内容に関して助言を受けたりし、その結果を学校での次の支援に生かしていった。

学校全体に関しては、定期的に授業参観を通して指導への助言、教室の環境整備等について助言を受けた。特に行動面での内容に関して支援シートやトークンの導入など専門的な視点での内容を指導に取り入れ、効果を上げた。

全職員には、講演会の講師として「発達障害について」の理解研修を行い、年度末にはアシスタントティーチャーの取組についての事例を通した報告会を実施した際に助言を得るなど大学との連携した支援がなされた。

3. 取組による成果と課題等

(1) 取組による成果

- ・児童にとって、アシスタントティーチャーから自分が分からないときに、すぐに教えてもらえることにより、「少しずつ分かるようになってきた。」「勉強がおもしろくなってきた。」などの感想が挙がるようになってきた。
- ・担任は、アシスタントティーチャーと一緒に対象児童を支援することにより、互いに意見を交換したり、次の対応を検討したりするなど、一人で悩まず、協力した支援ができるようになった。また、教師が休み時間や給食などで教室を離れたり、移動したりする場合は、アシスタントティーチャーが対象児童や他の児童に関わってもらうことにより安全管理面での対応が可能となり、心理的にも安心して指導に当たることができた。
- ・大学の教官の専門的なアドバイスを得ながら指導に活かすなど学校と大学との連携した指導がなされ、その結果、学習や行動の変容がなされた。
- ・教員を目指す学生が、在学中に児童に教える機会を経て学生の方が児童から学んでいるという実感や生の授業に参加する中で教師の授業の進め方や児童との関わり方を見て大学ではできないことが多く経験できた。また、関わる中で教師を志望する気持ちが高まり、アシスタントティーチャーから実際に教師になった学生が相当数いる。

(2) 課題と今後の方向性

- ・アシスタントティーチャーの対応時間数（3時間）や回数が少なく、支援を期待する学校としては、一貫した時間設定が難しい。学生は大学の授業や教育実習などで定期的に時間を設定できず、一定の継続した支援や打ち合せなど組みにくい。また、互いに支援内容や活動方法に関して不明確な面もある。必要に応じた人数の確保が難しい。
- ・教職課程のある全大学にアシスタントティーチャーの講座を設け、教員のインターンシップとし、教職課程の科目として位置付け、教育実習の事前指導として、大学の教官より指導を受けながら一貫して一定の学校に支援者として支援を行なうことにより特別支援教育の理解が増す。また、教師の学級経営や児童生徒理解に触れることができ、教員となった場合、学校での指導に生かすことができる。
- ・学校は、特別支援教育が必要な児童生徒に対し、人的対応が喫緊である。どの学校においても大学生が教師とTTとして児童生徒の支援を行えるように、大学生を教育実習の他に学校教育に受け入れられる体制を検討すべきである。

学生派遣を校内委員会の成長の契機に

神奈川県川崎市

概要

特別支援教育体制充実事業において、学生派遣を位置付け、希望のあった学校に学生を派遣した。学校には、個別の指導計画作成と学生の指導を条件とし、派遣される学生には定期的にグループカンファレンス、必要に応じてスーパーバイズを位置付けることによって、次の成果を得た。学校には、個別の指導計画に確認された支援方針や支援方法に基づいて、その一部を学生に託す主体性が育まれた。学生には、受身的な実習ではなく、見立てや支援方法の再吟味という課題をもった探求になった。

キーワード

個別の指導計画 学生派遣 校内委員会の活性化
グループカンファレンス インターンシップ活用

1. 学生派遣を受け入れる学校の成長

(1) 学生派遣の考え方

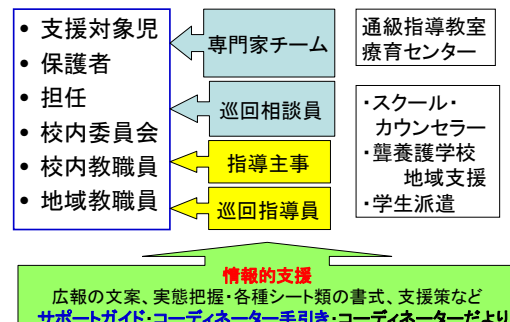
本市では、平成16年度より3年間、全市の小・中学校を対象に、特別支援教育体制充実事業を展開してきた。165校が、コーディネーター養成研修に参加し、巡回相談員を活用する1年間を決め、取組を行うものである。もちろん、専門家チームも学校の取組を支援するが、より日常的な実践をバックアップするために、平成17年度より巡回指導員（退職教員）を派遣し、授業観察後、担任とのコンサルテーションや校内委員会で支援を検討する取組も始めた。

これらは、主に担任や教職員集団を支援するもので、ニーズのある児童生徒との関係から見ると間接的なサービスである。しかし、学校や保護者にとって、直接、児童生徒を支援する人的資源を求める声も切実である。実際、NPOや大学と連携して、学生などの人的資源を活用している学校も増えてきた。その取組の中には、自傷他害を防ぎ、教室離脱時の安全を確保する緊急性のあるものもあるが、支援者を付けること自体を支援のようにとらえ、支援者に方針が伝えられなかったり、校内委員会の活動とも別枠であったりする学校もあるように見受けられた。そこで、本事業の中では、直接サービスに寄与しつつも、校内委員会の活動が活性化するような枠組みを大事に考え、学生派遣を始めた。

(2) 学生派遣希望校への条件

毎年、年度当初、コーディネーター連絡協議会では、巡回指導員や聾養護学校の地域支援も含め、各学校が活用できる地域資源を説明する。そこで「学

地域レベルの支援資源



生派遣」の詳細を伝え、派遣希望の学校を募る。希望する学校には、個別の指導計画も添付で求め、学生の指導教官を定めてもらう。

この過程で、コーディネーターは保護者と相談を深め、校内委員会で協議し、担任やその他の教師の支援を検討した上で、学生をどの部分の支援に活用するかを明らかにしなければならない。派遣される学生が決まったら、校長面接の後、コーディネーターか指導教官が、個別の指導計画をもとに事前に支援についての説明を行う。

もちろん、支援を開始した後も、学生は支援について校内教職員から指導を受けられる。この過程で校内委員会が力を付け、コーディネーターも鍛えられる。

2. 学生にとって

(1) 提携先

平成 15 年度より、お茶の水女子大学（生活科学部）と提携し、インターンシップ活用を始めていた。その後、明星大学、本年度より法政大学とも提携を増やしてきた。大学の教育課程に位置付けられた実習の単位を取得できる。これらとは別に、平成 17 年度半ばより早稲田大学教員養成 GP も導入し、1 中学校に組織的に学生チームの派遣も開始した。どちらも保険加入が条件で、交通費・報酬はない。その分、学生には、校種や、支援したい子どものタイプなどの希望もとり、主体的な問題意識をもって支援に臨むよう配慮してきた。

(2) 学生を育てる枠組み

学期に 1 回、あるいは 2 ヶ月に 1 回程度、総合教育センターでグループカンファランスを行う。どういう子どもを支援しているかを報告し合い、校内委員会やコーディネーターの活動の様子も共有し合う。観察から特性を見立て、支援方法を検討し合う力も培う。年度末には、子どもと自分との成長と支援課題をまとめる。支援過程で、必要に応じて総合教育センター指導主事がスーパーバイズを行う。

教職志望者には、対集団では育ちにくい個人の困難さに共感する力を育てていく場になる。臨床家志望者には、クリニックモデルでは見えにくい環境との相互作用や教師・他児との軋轢から受ける子どもの痛みを肌で感じ、他者に本人を理解してもらい橋渡しをする支援も試みる場になる。

3. 成果と課題

支援の人を配置することが支援と誤解されやすい中、派遣の条件を提示したことにより、校内委員会の協議や個別の指導計画作成が促進された。もちろん、担任も学級内支援を行いやすくなり、支援される本人や周囲の子どもたちにもメリットがあった。

学生は、年度末に書面で振り返りを行う。今後は、学校が学生活用を評価するシステムを整備していくことが課題である。

今後は、更に質量ともに充実した派遣が求められる。学校側の受け入れ態勢や研修が十分でないままの量的拡大は避けたい。そのために、ボランティア活用のガイドラインを整備するとともに、適正な評価システムを導入する必要がある。また、提携大学とのパイプを太くし、より統合的な研修システムや地区ごとのカンファランスなど機能的な体制整備も必要と考える。

新入学時における初期指導の工夫

神奈川県相模原市

概要

近年、新入学時に学校になじめない1年生が増えている。相模原市 A 小学校では、こうした1年生への対応策として、幼稚園や保育園の指導を参考にしながら、学校教育を行う上での基本的な生活・学習スキルをトレーニングする1ヶ月の指導プランを作成した。そのプランの推進システムとして教育支援ボランティアを依頼し、環境の激変から来る子どもの不安やストレスを解消し、小一プロブレムといわれる状況の克服を試みた。

キーワード

小一プロブレム 生活・学習スキルトレーニング 教育支援ボランティア

1. 導入のきっかけについて

ここ数年、自己中心的で、情緒的にも不安定さをもち、結果として周りの人間関係をうまく築くことができない子どもが入学してくる。毎年、こうした傾向のある子どもは増加しているように思える。静かに自分の席に着いていられない子ども、短い時間でも話を聞くことができない子ども、思いどおりにならないと感情的になりやすい子ども等、学校という集団生活になじめない子どもが確実に増えている。それは障害のあるなしだけではなく、幼稚園から小学校への成長過程ということも考慮しても、一昔前には見られなかった子どもの姿である。

最近、小一プロブレムという言い方で多くの学校がこうした子どもの出現に戸惑っているのが現状である。これまでの教師としての経験や技術だけでは対応できない。こうした傾向のある子どもがたとえ少数であっても、クラス担任だけの対応では限界があり、大きなエネルギーを費やすことになる。

このような状況を改善し、1年生の学校への適応を円滑にスタートさせたいと考え、A校ではこの4年間、生活・学習スキルトレーニングプランとそれを推進するシステムを作り、新入学時における初期指導を実施してきた。

2. 生活・学習スキルトレーニングプランと推進システム

上述したような子どもに対応するためには、個別の課題ごとに担任が対応する従来の方法ではなく、一定期間（4月の1ヶ月間）計画的に1年担当の教師が連携をとりながら新入生に対応する綿密なプランとそれを推進するシステムが必要である。

(1) 生活・学習スキルトレーニングプランの作成

このプランは、入学時の子どもが学校という集団生活を営む基盤になる生活・学習スキルとして、友だちと気持ちよく挨拶できるなどの基本的な生活習慣や、人の話をよく聞くことができるなどの基本的な学習習慣などを意識し、計画的・意図的に指導していくためのプランである。小学校という集団の中で生活し、学習していくためにはこうした生活・学習のスキルを身に付けておくことが大切であり、このことが「学び」の成立には必要な条件であると考えている。

プランを作成するに当たって、次の点に留意した。

- ①どの子どもにも違和感なく取り組める入学から4週間のプランにする。
- ②幼稚園や保育園との連続性を意識して、45分という単位時間を柔軟に配分したプランにする。

- ③無駄なく、多様な集団を構成して、対人関係がつけられるプランにする。
- ④具体物を使った体験活動を大切に、興味や関心を高めるプランにする。
- ⑤基本的なスキルについては、繰り返し行えるようなプランにする。
- ⑥従来の学習形態にとらわれず、活動にマッチした環境を用意できるプランにする。

これらを考えながら4月の1ヶ月、教師は学年団としてクラス担任を固定せず指導に当たることにしている。

(2) 推進システムの構築

こうした生活・学習スキルトレーニングのプランを実施していくためには、子どもの情緒を安定させ、環境の違いから来るストレスをできるだけ緩和するシステムが必要である。本校では学年団の教師をサポートするために保護者、地域の方、学生を対象に教育支援ボランティアを募った。子どもの不安を解消し、プランを効果的に推進するためである。

授業の計画や立案、教材の準備、授業の実施は、当然教師が行うが、体操着の着替えやトイレの仕様など身近自立に個人差の大きい1年生の子どもへの対応は、担任一人では十分に行うことができない。それらを充実させるためには子どもの生活・学習スキルの支援としてボランティアが必要である。このボランティアを1年生以外の子どもの保護者や学生、地域の方（特に資格は必要とせず、無償）にお願いしている。

3. 生活・学習スキルトレーニングプランの実践とその効果

4月の1ヶ月間、生まれ月をもとに仮のクラス編成をし、学年担当の教師全員で子どもの指導に当たる学年団担任制を導入した。教師は毎日ローテーションで各クラスの指導に当たり、全ての子どもの観察し、十分に把握することに努める。この時、仮の各クラスには、どの時間も教育ボランティアが2人ずつ配置できるようにしておくことで、子どもにはきめ細かな対応ができ、安心して学校生活や学習への取組が可能となった。プランの大切な推進役であるこの教育ボランティアとは毎日事後に綿密な打ち合わせが不可欠である。着替え、トイレ等の手助け、集団に入れない子どもへの個別対応、学習習慣の定着のための支援など細かく打ち合わせをし、次の日の子どもへの具体的な対応を改善することはプランの効果を上げる手立てである。

プランは幼稚園や保育園の延長に作成されており、子どもは環境の変化による大きなストレスを感じることなく、学校生活に適応できた。また、学校にきて、不安であったり、戸惑いがあったりする子どもも、すぐそばに教育ボランティアの大人がいて、いつでも相談にのってくれる体制ができているため、精神的にゆとりをもつことができた。こうしたプランとシステムを構築することで子どもの情緒は安定し、学校生活にスムーズに適用できるのである。



スタディ・メイトの養成と活用

富山県

概要

LD・ADHD・高機能自閉症等の児童の学校生活を支援するための有償ボランティア（スタディ・メイト）を、知的障害及び肢体不自由養護学校7校において70名養成し、市町村が小学校に派遣する経費の補助を行った。スタディ・メイトを希望する地域の方で、教員免許等を有する方の他、経験や熱意のある方を募集。養成講座（7回）修了者名簿を市町村に提供した。運営協議会を開催し、スタディ・メイト通信を発行した。

キーワード

スタディ・メイト LDの児童への人的支援 養成講座 養護学校等のセンター校
修了者名簿 通信発行

1. スタディ・メイトの養成

本県では、平成17年度より県内全域で「特別支援教育体制推進事業」に取り組み、一定の成果がみられるようになってきているものの、小・中学校等の通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等（以下「LD等」という。）の児童生徒への人的支援を求める声は高く、18年度、LD等の児童の学校生活を支援するための有償ボランティア（スタディ・メイト）を小学校に導入した。

導入に当たって、LD等の障害や支援の在り方についてスタディ・メイトに一定の知識と経験を有してもらうために、知的障害及び肢体不自由養護学校7校において養成講座を実施した。本県では、各盲・聾・養護学校が、それぞれセンター校として支援に当たる学校や地域を分担している。スタディ・メイト派遣後のバックアップが円滑にできるようにと考え、センター校の支援の分担を基に、養成講座を受ける養護学校を指定した。

(1) スタディ・メイトの募集（4月～6月）

県広報等でスタディ・メイト希望者を募集した。資格等については以下のように定めた。

- ・教員免許状所有者及び準ずる者。（準ずる者；保育士・看護師等の免許状所有者、当該事業に関する識見や経験、理解や熱意のある者。）
 - ・教員免許状及び理学療法士等福祉の専門職の資格取得を目指す者。
- 申し込みは、小学校で受け付けた。77名の応募があった。

(2) 養成講座の実施（6月～9月）

養護学校7校における研修は、県総合教育センターにおいて半日7回分の研修内容を作成し、各養護学校はこの内容に基づいて養成講座を実施した。研修内容の作成に当たっては、盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーター養成講座の内容を参考にした。

共通の研修内容を提示したことで、各校で一定の水準を保つことができたと思われる。

研 修 内 容	講 師
守秘義務等服務に関すること(1回)	小学校長
小学校における特別支援の実際(1回)	小学校特別支援教育コーディネーター
LD等の障害の理解(2回)	大学教員 養護学校特別支援教育コーディネーター
行動のとらえ方と支援(4回)	養護学校特別支援教育コーディネーター等
体験研修；児童生徒との関わり方(6回)	養護学校特別支援教育コーディネーター等

養護学校における養成講座は、スタディ・メイトに大変好評だった。養成講座について、受講者の多くから次のような評価をいただいた。

- ①発達障害についての基礎的理解ができた。
- ②障害のある子どもとの関わり方を体験的に学ぶことができた。
- ③養護学校の教育について理解を深めることができた。
- ④養成に当たった養護学校の特別支援教育コーディネーター等との結び付きができた。
- ⑤他のスタディ・メイトとの結び付きができた。

④、⑤からは、一人で小学校に派遣されるスタディ・メイトにとって、抛り所ができたことが伺える。特に④は派遣後のフォローに直結する大切なことである。

2. スタディ・メイトの派遣 (10月～)

養成講座を修了したスタディ・メイト 70 名に修了証を交付し、修了者名簿を市町村に送付した。その名簿に基づき市町村が希望する小学校とスタディ・メイトの調整を行い、派遣した。18年度は、養成が修了してからの派遣となったため、派遣期間は18週である。

(1) 活用範囲等

スタディ・メイトの支援の対象は、小学校低学年の医師の診断のあるLD等の児童とし、支援は1日4時間として、児童の実態等に合わせて学校が時間設定をした。市町村は、1回当たり2,000円をスタディ・メイトに支払い、県はその半額を補助した。

18年度は、12市町の22小学校に28名のスタディ・メイトが派遣された。

(2) 通信の発行

事業の円滑な実施と充実を目指し連絡協議会を開催したところ、子どもが落ち着いた、学習に参加できる時間が長くなった、子どもがスタディ・メイトの来るのを心待ちにしている等の成果の報告があり、事業について概ね好評を得た。このようなスタディ・メイトの活用とその効果について広く啓発するために、スタディ・メイトや担任、校長等の寄稿による通信を発行し、市町村教育委員会、小学校、養成に当たった養護学校等に配布した。

3. 今後に向けて

市町村からは、幅広く活用するために活用範囲について見直してほしいという要望が強く、多人数特殊学級への支援にも活用したいという意見が寄せられた。19年度、「特別支援教育支援員」が地方財政措置されることを受け、市町村の要望はほぼ解決できる。県内全ての市町村が、19年度、特別支援教育支援員を配置したいと考えており、県に期待することとして、①特別支援教育支援員の養成研修、②支援員の資質向上研修の要望が強く寄せられている。スタディ・メイト養成研修の経験を生かし、今後も前向きに取り組んでいきたい。

発達障害のある児童生徒を支援する特別支援教育アシスタント

岐阜県

概要

平成16年度から始めた県単独事業「特別支援教育アシスタント設置事業」は、通常の学級の中で、様々な困難さを有するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等、発達障害のある児童生徒に対して、特別支援教育アシスタント（有償ボランティア）を配置し、支援を行うものである。現在、設置要望数は、増加の一途をたどっており、市町村教育委員会と共に、体制整備を行っているところである。

キーワード

発達障害 通常の学級 特別支援教育アシスタント（有償ボランティア） 資質向上研修

1. 事業について

(1) 経緯について

本県では、平成11年度より、緊急雇用創出事業特別交付金を財源とし、発達障害のある児童生徒のための「学校支援員」を配置してきたが、事業縮小に伴い、平成16年度より、新たに、有償ボランティアを活用した「特別支援教育アシスタント事業」を創設することとした。本事業は、「特殊教育から特別支援教育に向けての体制づくり」を進めていく中で、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒を支援の対象にしていくことが喫緊の課題と考え、全国に先駆けて、制度化を行ったものである。

(2) 支援対象児童生徒について

通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等、発達障害のある児童生徒を支援対象としており、各小・中学校長からの要請に基づき、必要度の高いケースから優先配置している。

(3) アシスタント配置数と支援対象児童生徒数について

初年度である平成16年度は、「学校支援員」との併用であったため、57名の配置であったが、平成17、18年度は、150人配置と増員している。同一校で、複数の児童生徒を支援する場合もあり、18年度実績で、のべ270人を支援対象としている。

2. 「特別支援教育アシスタント」について

(1) 特別支援教育アシスタントの任用要件について

特別支援教育アシスタントは、学校職員と協調して、児童生徒に当たることができる者とし、該当学校長の推薦を要する。なお、教員免許など資格は必要とせず、主婦や教職を目指す学生等、地域在住の様々な方に協力してもらっている。

(2) 特別支援教育アシスタントの役割について

発達障害のある児童生徒に、個別に関わり、通常の学級の中で、仲間と共に学び生活できるように支援する。落ち着きがない時や、特別な配慮を要する際には、担任の指示により、別室での支援を行う場合もある。



小・中学校に配置

落ち着きがない時



特別な配慮が必要な時



小・中学校の通常の学級で学ぶ発達障害のある児童生徒が 仲間と共に学び生活できるように支援する有償ボランティア

(3) 研修について

本事業を進めるに当たって、アシスタントの資質向上を目指した研修を充実することが必要と考え、平成18年度より、研修を実施している。ボランティアの立場であることを考慮し、任意研修としたが、129名の参加者があった。参加者からは、更なる研修の充実を求める声が多く、研修内容や方法について検討をしているところである。

※アシスタントは学生、一般など地域の方で、資格は特に必要とせず、報酬は1回（4時間以内）、2,000円1日続けて行う場合は4,000円とした。週5日間、年間35週以内とした。

3. 成果について

(1) 関係者の声について

○保護者：「学習に落ち着いて臨むことができるようになって、とても喜んでいました。」
「友だちとのトラブルも減り、自分の感情をコントロールできるようになったと思っています。」
「自分からがんばろうとすることが増えてきてよかったと喜んでいきます。」

○小学校担任：「アシスタントが児童に寄り添うことにより、その児童の落ち着きが出てきただけでなく、他の児童の学習における集中力が生まれ、授業に集団で立ち向かう姿が生まれてきた。」

(2) 市町村への波及効果について

本事業の事業効果を踏まえ、市町村が、それぞれの地域の実情に応じた類似事業を次々と立ち上げ始めており、地域人材の活用が広がりを見せている。

4. 課題について

(1) 市町村との役割分担について

本事業は、市町村立の学校への支援であり、本来、市町村教育委員会の役割である。国の財政措置がなされたことも踏まえ、県としての先導的補完的な役割も達成しつつあると考える。今後、市町村との役割分担を検討すると共に、県としては、高等学校への支援など、方向性を見直す必要がある。

(2) 地域人材の活用について

団塊の世代など、地域には多くの人材があり、協力を得る方途を更に考えたい。

学生スクールボランティア

静岡県静岡市

概要

静岡市立幼稚園、小・中学校の教育課程実施の充実を支援するとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげる。

学校(園)の教育活動(教育課程内の活動及びそれに準ずる活動)上、学生の補助を必要とするものについて、学生が主体的な意欲に基づき「学生スクールボランティア」として活動を行う。

キーワード

学校サポート推進協議会

学生スクールボランティア

ボランティア保険

1. 学生スクールボランティアの募集について

- ①静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、学校に対して、必要とする学生スクールボランティアについて、「教育委員会」のホームページへの掲載依頼書の提出を求める。
- ②教育委員会は、各大学に学生スクールボランティア派遣のために学校サポート推進協議会への参加を依頼する。
- ③連携大学(以下「大学」という。)は、掲示物等を使い学生に広報する。
- ④教育委員会は、教育委員会ホームページに、募集一覧を掲載する。
ホームページの更新は随時、教育委員会が行う。(毎月末を予定)

2. 学生スクールボランティアの応募について

- ①学生は、自ら支援活動を希望する場合、大学窓口に連絡する。
- ②大学は、希望する学生に学生スクールボランティアの説明を行うと共に、支援活動に適切と判断した場合、学生の派遣を了承する。大学の説明は、教育委員会作成のパンフレットにて行う。
- ③了承を受けた学生は、学校に連絡する。
<各大学の窓口>
静岡大学…教育学部附属教育実践総合センター
常葉学園大学…教職センター
東海大学海洋学部…清水教学課
東海大学短期大学部…静岡学務課
静岡英和学院大学・短期大学部…ボランティアセンター
静岡県立大学…学生部学生課
常葉学園短期大学…教務課

3. 学生スクールボランティアの決定について

学校は、学生に支援活動内容の説明を行い、活動に適切と判断した場合、学生に活動の依頼を決定する。

決定した学生スクールボランティアは、支援活動を開始する。なお、学校と協議の上、継続したり終了したりすることができる。

4. 学生スクールボランティアの活動内容について

- (1) 支援活動は、学校の教育活動（教育課程内の活動及びそれに準ずる活動）の補助とする。主として、次の内容に分類する。
 - ア コンピュータ学習や理科実験など特別な技能を必要とする教科指導の補助
 - イ ア以外の教科指導の補助など
 - ウ 通常学級における特別な教育的支援が必要な児童生徒への補助
 - エ 特殊学級における障害のある児童生徒の学習・学校生活への支援
 - オ 外国人児童生徒の学校生活における相談、コミュニケーション支援・通訳
 - カ 放課後における児童生徒の学習相談・遊び
 - キ 図書の読み聞かせ・学校図書館の運営補助
 - ク 部活動・校外教育活動の補助など
 - ケ その他
- (2) 支援活動の時間帯、内容、期間について、学校は学生に説明し、学生の了解の上に決定するものとする。

5. 学生スクールボランティアの服務等について

- (1) 学生スクールボランティアの服務についてはパンフレットにある「学生スクールボランティアに関わる注意事項」を順守するものとする。（「学生スクールボランティアに関わる注意事項」については、大学・学校にて学生に説明する。）
- (2) 災補補償については、大学が、ボランティア保険等に加入することを義務付けることとする。ただし、次年度以降、教育委員会と加入の在り方について協議することができる。
- (3) 学生スクールボランティアが、自己の都合により、決定した活動期間の途中で活動を辞任しようとする場合には、事前に、学校及び大学窓口に連絡し、了承を得なければならない。
- (4) 学校が本活動の趣旨に照らして学生が著しく適切さを欠くと判断された場合、活動依頼期間であっても、本人及び大学窓口に連絡した上で、任を解くことができる。また、学校の都合で期間を延長しようとする場合は、事前に、本人及び大学窓口に連絡した上で了解を得なければならない。

※学生スクールボランティアは無償である。

6. 支援活動推進体制の整備について

- (1) 本活動推進のために、学校サポート推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 協議会は、教育委員会、連携大学及び関係者により構成し、当分の間、教育委員会学校教育課に事務局を置くものとする。
- (3) 協議会は、必要に応じて開催し、当分の間、事務局が招集する。

7. パンフレット等について

文中にあるパンフレット、各校（園）の募集状況は静岡市教育委員会のホームページに掲載する。

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/kyouiku/gakkyou/hp1.htm>

大学との連携による学生ボランティアの活用

愛知県刈谷市

概要

愛知県刈谷市の小・中学校は、同市にある愛知教育大学との連携を深め、市内の特殊学級合同行事や各校の普通の授業において、学生のボランティアを活用している。子どもたちにとって学生ボランティアは、気さくに勉強を教えてくれたり、いろいろな手助けをしてくれたりするお兄さん・お姉さんという存在になっている。また、学生にとっては、学校現場を直接知る良い機会になっている。

キーワード

大学との連携 学生ボランティア 小・中学校 通常の学級 特殊学級

1. 刈谷市の特殊学級合同行事での学生ボランティアの活用

毎年、刈谷市特別支援教育推進協議会（以下「特推協」と記す。）が主催となり、刈谷市内にある 21 の小・中学校の特殊学級在籍の子どもたちが集まり、運動会・もちつき会・卒業生を送る会などの合同行事を行っている。その際、愛知教育大学の学生ボランティアを活用している。

(1) 合同運動会における学生ボランティアの活用

毎年5月に行われる合同運動会では、運動会前に特推協の担当者が市内の全小・中学校の特殊学級担当者にボランティア学生の必要数・男女別・その他希望を取りまとめる。そして、その内容を愛知教育大学の障害児教育担当の教官に伝え、ボランティアの学生（障害児教育専攻の学生）を運動会当日派遣してもらう形をとっている。

ボランティアの学生は、弁当持参で自家用車や公共交通機関を使い各自会場へ来る。会場では、特推協の担当者が、学生一人一人に、どの学校のどの子どもたちに付いて支援するのかを連絡する。学生ボランティアは、担当する児童生徒についての情報や支援の仕方について、各学校の教師から指導を受ける。

運動会終了後、学生はボランティアの取組を振り返るため、感想を書いて提出する。その感想用紙は、回収後、各校の担任に渡される。

(2) 成果

ボランティアの希望があった1人の子どもに対し、1人のボランティア学生が担当するということを基本としているので、ボランティアの学生が、担当の子ども演技を間近で支援したり、すぐに賞賛の言葉をかけたりすることができるため、子どもと学生が楽しそうに関わっている様子を見ることができた。普段は限られた人間関係で生活している子どもたちにとって、若い学生と触れ合う機会は貴重であったと考える。

運動会の運営上の役割がある教師にとっては、運営に力を注ぐことができた点も良かった。更に、運動会終了後にボランティアの学生に書いてもらったレポートを読むと、子どもの運動会での詳しい様子や、教師とは違った子どもの見方が書かれており、その後の指導の参考になった。

学生にとっても障害のある子どもたちと直接触れ合うことで、障害への理解を深めるよい

機会となっていると考える。

2. 定期的な各学校での学生ボランティアの活用

(1) 内容

障害児教育専攻の学生 56 人が、愛知教育大学の授業（総合演習Ⅰ及びⅡ）として、刈谷市内の小・中学校 21 校に、各校 2～4 人の配当でボランティアに来ている。

期間は年間を通してであり、時間については、学生の来校できる曜日・時間を優先する。

(2) 事例 ～A小学校での学生ボランティアの活用

現在 4 人の学生（全員女性）が、ほぼ週 1 日の割合で、学生ボランティアとして来校している。朝は 8 時 25 分までに来校し、職員の朝の打ち合せに参加している。終了時刻は、各学生のその日の大学の授業に応じて、適宜決めている。

①通常の学級における学生ボランティアの活用

現在、大学 4 年の学生 1 人が、基本的に、毎週木曜日の午前中に 1 年生を担当している。1 時間目は 1 組、2 時間目は 2 組、3 時間目は 3 組、4 時間目は 4 組の授業に入る。そして、各学級に在籍する発達障害のある子どもを中心に個別の支援を行う。支援の方法については各担任と授業前に、主にどの子に付くのか、どのような支援を行うのかなど、あらかじめ打ち合せておく。

②特殊学級における学生ボランティアの活用

現在、大学 4 年の学生 1 人、3 年の学生 2 人が特殊学級を担当している。週 1 日の割合で、学生が都合のつく午前中に来ることにしている。主に担当する子どもを決めて支援している。

具体的な活動としては、国語の授業では、子どもたちが家族についての紹介文を原稿用紙に書く際、学生ボランティアは、担当の子どもが書く内容を確かめたり、書き方の支援をしたりした。また、図工の授業では、4 年の子どもたちが初めて板をのこぎりで切ったり、釘を打ったりするとき、板を持ったり、道具を使うときの補助をしたりした。危険を伴う作業であったが、子どもたちは安心して作業に取り組むことができた。そして、良い作品を仕上げることができ、とても喜んでいて。

(3) 成果

毎週同じ学生が来校し、子どもたちと関わりをもつことができるので、子どもたちは、とても学生ボランティアの来校を楽しみにしている。そして、学生ボランティアと気さくに話をしたり、勉強で分からないところを聞いたりする姿が見られるようになってきている。

学校側として、授業に集中することが難しい子どもへの支援や学習の理解が遅い子どもへの支援等、担任教師の補助的な役割を担ってくれるので助かっている。また、体育の授業では、授業前に教具の準備や授業後の教具の片付け、到達度別の学習での子どもへの支援等、とても貴重な存在となっている。

また学生側として、将来教師になった場合の具体的な授業のイメージをつかむことができるだけでなく、障害のある子どもたちに対する指導法を現場の教師から直接学ぶことができたり、自分でアプローチできたりする良い機会になっている。

3. 今後の課題

学生ボランティアの立場が、教師でもなく、教育実習生とも違う存在で、どこまで子どもの指導や支援を依頼したらいいのか迷う点が課題として挙げられる。また、学生の都合が優先されるので、学校として必要な時に支援が受けられないことも課題である。

NPOとの連携による支援マニュアルの作成

三重県

概要

NPO法人特別支援教育サポートセンター（以下、サポートセンターと表記）との連携により、サポートセンター職員を特別支援教育体制推進事業の巡回相談員として各市町の小・中学校等に派遣した。支援に当たった事例等の業務内容の整理蓄積を県教育委員会と連携して行い、教育現場における様々な事例や子どもたちの「困り感」などを中心とした支援マニュアルを作成するものである。

キーワード

NPO法人 巡回相談員 支援内容 支援マニュアル サポートセンター

1. NPO法人特別支援教育サポートセンターとのこれまでの連携

これまで、国のモデル事業を通して、県内各市町等教育委員会を地域指定し、地域連携協議会を設置するとともに、児童生徒の実態把握のための巡回相談員を配置し、指定地域における小・中学校等を支援してきた。

しかし、当初は、子どもの実態把握に関して、WISC-ⅢやK-ABC等のアセスメントの実施、結果分析とともに、現場における支援内容や具体的な手立てを提供できる巡回相談員が少ない状況であった。このような状況の中、県内北勢地域を中心に活動をしているサポートセンターが各指定地域の巡回相談員となり各市町を支援する動きが出てきた。

このサポートセンターに所属する職員は、当時、適応指導教室等で勤務する学校心理士や特別支援教育士等であり、学校内外において児童生徒やその保護者とのカウンセリングを実施する中で、発達障害と思われる児童生徒へのより一層の支援が必要であると痛感し、また、親の会からの要請も受けたことにより、NPO法人特別支援教育サポートセンターを立ち上げた。

サポートセンターの職員は、WISC-ⅢやK-ABC等のアセスメントを実施できるだけでなく、教職経験者でもあるため、その結果を分析した後、担任や保護者に対して、個に応じた指導内容やその方法、接し方など多角的に示唆できる。そして、個別の教育支援計画の策定における助言だけでなく、実際の授業場面において、児童生徒の強みや弱みを把握した指導内容のポイントを現場の状況を踏まえた上で、提示することができるため、教職員からの派遣要請が増加した。

そして、教職員の視点とともに親の会との関係から、保護者の視点も取り入れた多角的なアプローチをしているため、研修会等での講師の要請も高まってきた。

県としてもその実績を鑑みて、積極的に連携を図り、県の運営組織である広域連携協議会や専門家チームへの参画を願うこととなった。

2. NPO法人特別支援教育学習サポートセンターの実績

サポートセンターは、巡回相談員としての取組だけでなく、これまでの成果や課題を整理し、教職員の専門性の向上のための各種研修会等の講師の依頼にも対応をしている。

また、個々の事例を整理蓄積した内容をもとに、一人一人の児童生徒に応じた学習場面における支援の提示や独自の教材教具の開発を行っており、その成果を研修会などを通じて、教職員や関係者に積極的に提供している。

3. 支援マニュアルの作成

サポートセンターとの打ち合せ等の活動を通じて得られた、数年間の取組の成果や課題を整理し、発達障害に関する情報や各検査結果の活用方法、指導内容とその方法などを冊子として作成し、教職員に配付することは、これまでの取組を広め、深化させることに有効であると考えられる。

特に心理検査の活用方法における心理的支援と保護者の立場からの視点を教育現場でどのように生かして子どもたちを支援していくのかという点に留意して、実践に役立つ支援マニュアルの作成を計画している。

(1) 支援マニュアルの章立て

支援マニュアルの章立ては以下の通りである。

- ①「困り感」をもつ子どもたちの理解について
- ②各心理検査の見方とその活用について（WISC-III K-ABC等）
- ③実践事例集

(2) 各章の内容

サポートセンターに所属する職員は、特別支援教育に関する研修、子どもの実態把握、心理検査の実施及び分析を全て担い、トータルパッケージでその各小・中学校を支援している。そのため、実際の事例を通して得られた成果や教材教具についての検証結果が得られるというメリットがある。このメリットを計画している各章の内容に生かされるよう、サポートセンターと連携して作成を計画している。

4. 今後の取組と課題

今後は、この支援マニュアル理解のための研修会等を実施し、広く情報を提供することで、コーディネーターを中心とした校内委員会等で活用し、支援開始までの時間を短縮することが望まれる。

課題としては実践後の記録をもとに、結果を検証し適宜、修正を行うと共に新しい知見を付加していく必要がある。

※ 巡回相談等、各市町の支援に当たっているNPO職員の方は、平成18年度は4名で、教員免許状を有する他、LD学会に所属し別支援教育士、学校心理士、認定心理士の資格を保有している。費用は半日で12,500円の単価であり、市町教育委員会との委託契約により巡回相談を実施している。

学校教育活動支援事業

滋賀県彦根市

概要

彦根市内にある3大学の学生等をボランティアとして、特別な教育的支援の要する児童生徒への支援や特殊学級の活動への支援を中心に、学校教育活動に対して広く支援を行う事業を平成17年度から実施している。平成18年度からは、ボランティアの対象を学生以外の市民にも広く呼びかけ、大学生ボランティアは9校に46名を、退職教員等を中心とした一般市民ボランティアは6校に21名を配置し、学校教育支援を行っている。

キーワード

支援 市民 学生ボランティア チューター スクールサポート

1. 「放課後学習チューター」からの発想について

平成15年度から2年間の指定を受け、彦根市立西中学校と滋賀大学で放課後学習チューターの配置にかかる調査研究事業を実施した。平成16年1月には15年度分の予算を使ってしまったが、残りの2・3月については無報酬で学生が活動した。この中で、総合的な学習の時間をはじめ、授業時間での支援や特殊学級での支援を希望する学生が現れてきた。支援を受ける生徒にとってメリットが大きいことはもちろん、チューターとして学校に入り、生徒に対して個別の支援をすることが、教職に就くことを目標とする学生の教員としての資質を向上させ、更に教職への動機付けを一層高いものにすることがうかがわれた。また、チューターとして活動した学生が、採用された学校で活躍しているということから、学生のニーズが、今、教育現場で求めているニーズに合うのではないかと考えた。

2. 平成17年度の実施について

彦根市立西中学校は滋賀大学経済学部との平成15・16年度の2か年の取組を継承させるとともに、他校については、市内の他の2大学から学生ボランティアを募り、支援を必要とする学校へ配置した。

アスペルガー症候群と診断された児童が在籍するクラスに集中的に入ることになったチューターの1人は、発達障害に対して自ら学習を進め、担任とともにTTの形で授業に参加するようになった。必要に応じて市教育委員会担当が連絡を取り、児童への支援の在り方についてアドバイスを行った。

また、通級指導教室及び通級指導教室に通う児童のクラスにおいても支援を行い、担任と通級指導教員との橋渡しとしての役割を務め、対象児童への関わりを深めることができた事例もある。

3. 平成18年度の実施について

平成17年度は学生ボランティアに限った募集であったが、平成18年度からは、広く市民もボランティアとして活動できるように制度を改めた。学生ボランティアを「チューター」、一般市民ボランティアを「スクールサポーター」という名称で取り組んでいる。

その中で、自閉症児の子育てにある程度余裕の出た母親が、その経験を小学校の特殊学級に在籍する低学年の自閉症児へ支援を行う事例が出てきた。自閉症児への関わりについての十分な経験を生かしながら、担任と協力して様々な支援を行い、更に保護者の先輩として在籍児の保護者への相談等も行うという思わぬ成果が現れている。

また、授業中教室を飛び出す児童などに対して、落ち着くまで話を聞いたり、そばに寄り添ったりするなどのクールダウンを図り、また児童の安全を確保するなどの取組も行っている。

本年度の特徴として、教育実習を行った学生がそのままチューターとして学校の支援を行うというケースが出てきた。教育実習の経験から学校も信頼して支援を任せられる上に、学生も普段の児童生徒へ関わる経験をもつことで両者にとっていい成果をもたらしている。

4. 運用面について

4月に3大学にチューター登録の募集を行い、平成17年度はチューター活動に登録するしないに関わらず、この時点で発達障害の研修を行った。

スクールサポーターは、学校が地域に呼びかけ、募集を行う。どちらもある程度人数が確定すれば、ボランティア保険に加入する。

5月の連休までに登録を済ませ、ニーズのある学校へ配置し、学校長が面接を行った上で正式な活動に入る。学校長が了解しなければ支援活動はできない。活動については、学校と登録者が話し合って時間や内容を決める。活動内容を記録簿に記入し、支援の内容については担当教員と相談し、また担当教員に指導を求めることがある。大学によっては、年度末に市教育委員会を交えて反省会を行う。

チューターには支援回数に基づき交通費程度の額を図書券でお礼として渡している。

5. 成果と課題について

以下は、寄せられた感想である。

- ・自分の研究に役立っている。選択性緘黙の女の子をフォローしているが、だんだん心を開いてくれるようになった。この機会を与えられ感謝している。(チューター)
- ・自閉症児への担任の先生の関わりについて学ぶことが多い。自分はまだまだそばにいることしかできないが、担任の先生の技を身に付けたい。(チューター)
- ・先生より若いので相談にのってもらいやすい。(別室登校の中学生)
- ・給食も子どもと一緒にとってもらい、指導してもらっている。大変ありがたい。(教員)

この事業が開始され、2年目も終盤にさしかかった。市としてボランティア保険に入る程度のことしかできていない。しかしながら、参加者は献身的に支援をしてくれ、学校現場では多くの恩恵に授かっている。ある学生にお礼を言うと、「お礼を言うのはこちらのほうです。学校現場での指導を経験する機会が与えられ、やりたいことをやらせていただきました。」との言葉があり、ボランティアの真髄を見た気がした。

献身的な活動に対して現場からのニーズは高まるばかりで、支援してもらえる人を探すことやその人たちへの研修も今後取り組んでいかなければならない。広報活動の充実や支援活動に対するアイデアを広めることなど、次年度はより充実した取組となるようにしていきたい。

丁寧に関わると子どもは伸びる

京都市立光徳小学校

概要

京都市ノーマライゼーションへの道推進会議・京都市総合養護学校長会・京都市教育委員会が主催する「総合育成支援教育ボランティア養成講座」の受講を修了し、ボランティア登録されている方（62歳の女性）に毎週火曜日の1校時から4校時まで来てもらい、2時間は育成（特殊）学級に、2時間はLD等支援を必要とする児童が在籍する通常学級に入ってもらっている。丁寧な個別指導が可能となるので、対象児童にとって貴重な時間となっている。

キーワード

京都市教育委員会との連携 研修の充実と人的配置 安定した学校生活
総合育成支援教育ボランティア養成講座

1. 校内の実情と体制

本校は全校児童数337名（5月1日現在）、普通学級12学級、育成学級3学級、計15学級の中規模校である。育成学級（特殊学級）には、発達育成学級（知的障害）に2名、情緒育成学級に4名、肢体育成学級に1名の児童が在籍している。個別の指導計画の作成はもちろんのこと、週の指導案も一人一人について作成するなど個に応じた指導を心掛けている。指導に当たっては、学習内容により3名の担任が学級ごとに指導したり、7名の児童と一緒に指導したりしている。3名の担任で7名の児童を指導するので行き届いた指導ができるが、場面によっては更に人員を要することもある。

また、通常学級にも児童相談所等で診断されたLD等支援を必要とする児童が7名在籍している。障害の程度は様々であるが、パニックを起こし、しばしば学校を飛び出す子、毎日のようにトラブルを起こす子、自傷行為を起こす子などがある。そこで、本校では、3年前より通常学級に在籍するLD等支援を必要とする児童に対して個別の指導計画を作成し、これを基に全教職員が研修会をもち指導に当たっている。さらに、毎年、京都市教育委員会総合育成支援課の指導主事を招いて校内の研修会を開催したり、総合養護学校の学校サポートチームの巡回相談員に来てもらい、指導に当たっての助言をもらったりするなど指導力の向上に努めている。

今年度は、軽度発達障害について児童と保護者の理解を得るために、このことをテーマにした授業参観と懇談会を開催した。初めての試みであったので、京都市教育委員会総合育成支援課の指導主事に助言をもらいながら取組を進めた。

2. 総合育成支援教育ボランティアの依頼

前述のように本校には総合育成支援教育（特別支援教育）の対象となる児童が多くいる。とりわけ通常学級に在籍するLD等支援を必要とする児童の指導については、研修を積んでいるとはいえ具体的な対応で苦慮することが少なからずある。そこで、人的な支援を得るため「総合育成支援教育ボランティア名簿」の中から希望するボランティアを選び依頼した。その方は、62歳の女性で、「総合育成支援教育ボランティア養成講座」で学んだことを生かし子どもたちと意欲的に関わってもらっている。

京都市においては、当ボランティアの名簿登録から活動までを次の手順で実施している。

①「総合育成支援教育ボランティア養成講座」の修了後、希望者は「登録届」を

- 各総合養護学校内の「育」支援センターに提出する。
- ②「育」支援センターは、活動希望地域、校種、活動可能日時、居住する小学校区、性別、年齢、職業等のデータを記載した「総合育成支援教育ボランティア名簿」を作成し、京都市教育委員会に提出する。
 - ③教育委員会は、光京都ネット内のイントラネット用ホームページに、「総合育成支援教育ボランティア名簿」を作成する。
 - ④市立学校園長は、光京都ネット内のイントラネット用ホームページを閲覧し、希望するボランティアを選び、「育」支援センターに連絡先を問い合わせる。
 - ⑤校園長は、ボランティアと直接相談し、活動について決定する。

3. 活動内容

平成18年9月より毎週火曜日の1校時から4校時まで活動を行っている。原則として2時間は育成学級に、2時間はLD等の支援を必要とする児童が在籍する通常学級に入り、担任とともに指導に関わっていただいている。

育成学級では、教科学習、衣服の着脱、身の回りの整理等に、個別の関わりが必要な場面がある。ボランティアに関わってもらうことにより、よりきめ細やかな指導が可能となっている。

活動に当たっては、ボランティアの方にも担任が作成した個別の指導計画や週の指導計画を渡し、共通理解を図るようにしている。児童も、認めてもらえる回数が増え、来ていただく日を楽しみにしている。

通常学級に在籍するLD等支援を必要とする児童の指導については、主に1年生（アスペルガー症候群）と3年生（自閉症スペクトラム障害）に関わってもらっている。ここでも個別の指導計画や週の指導計画で共通理解した上で支援を行っている。2人の児童は、慣れてくるに従いボランティアの方の支援を素直に受け入れるようになってきている。また、個別に関わってもらえるので、学習に対する不安感が少なくなったり、自分の思いが伝わったり、認めてもらう回数が増えたりして、以前より安定してきているようである。

4. 成果と課題

☆ 教員の総合育成支援教育についての研修は、数年前と比べると飛躍的に進み充実している。

前述のように本校にも「総合育成支援教育」の対象となる児童が多く在籍し、毎日の生活や授業の中でどのように関わればよいのか、日々悩み苦しみながら実践している。その中で、人的な不足を感じる場面もある。そういう意味で、ボランティアに来てもらうことにより、児童が心身共に安定した学校生活を送ることにつながっている。

☆ 身体に障害のある児童と比べて「軽度発達障害」の児童の障害は外見では見えにくい。そのため、「軽度発達障害」についての一般的な理解はまだ不十分だと思う。そういう意味で、一般市民であるボランティアの方にこれらの児童と直接触れていただくことは、市民の方に理解を広げていくことにつながるように思う。

★ 本校の場合、ボランティアは1名で週に4時間だけである。対象児童の数からみればまだまだ少ない。今後はボランティアの方が増え、本制度が充実することを希望する。

※ボランティアは一般の方々の、資格は必要とせず、交通費相当額として1日当たり1,111円を支給している。

「いきいき学級支援員」設置事業

京都府宇治市

概要

LD・ADHD・高機能自閉症など軽度発達障害のある児童が在籍する学級において、学級運営上特別な教育的支援が必要な状況が発生したり、暴力的行為を続ける生徒が在籍する学級において、生徒指導上困難な状況が続いたりするなど、学級運営に支障がある学級において、一定期間支援員を配置し、具体的な支援策を明らかにして、児童生徒や教員(担任)を支援することにより、学級の運営を円滑にする。

キーワード

軽度発達障害 学級運営の困難性 支援員の配置 児童生徒・教員の支援 いきいき学級支援員

1. 取組の内容について

(1) 目的

LD・ADHD・高機能自閉症など、特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学級や、正常な学級運営が困難な学級に一定期間支援員を配置し、具体的な支援策を明らかにして、児童生徒や教員(担任)を支援することにより、学級の運営を円滑にすることを目的とする。

(2) 対象学級

- ① LD・ADHD・高機能自閉症など軽度発達障害のある児童生徒が在籍する学級において、学級運営上特別な教育的支援が必要な状況が発生し、支援員を配置することにより課題解決を図ることができる学級
- ② 落ち着きがない子や言動が荒い子、過剰に1対1の関わりを求めたがる子、授業中に立ち歩く子、教室から飛び出す子などが在籍する学級において、支援員を配置することにより課題解決を図ることができる学級

(3) 配置の手続き

- ① 学校長よりの配置要望
- ② 指導主事による該当学級の参観
- ③ 学校長及び担任と教育委員会の協議
- ④ 「いきいき学級支援員」の配置申請書、活用計画書及び対象児童生徒のアセスメント票、個別の支援プログラムの提出(学校長より教育委員会へ)
- ⑤ 教育委員会による配置決定
- ⑥ 「いきいき学級支援員」推薦書(学校長)及び採用願(支援員)を教育委員会へ提出
- ⑦ 教育委員会による「採用通知書」発行及びボランティア保険加入の手続き
- ⑧ 「いきいき学級支援員」活用報告書及び「いきいき学級支援員」従事報告書を市教委へ

支援員は一般の方で、資格等は教員免許を必要としており、1日4時間で1時間につき700円の報償費を支給。

提出

2. 小学校における軽度発達障害のある児童（1年生）への支援員配置事例

（1）児童の様子

- ①頻繁に教室を飛び出し、多動である。時には、学校外へ出ることもある。
- ②教室内でも立ち歩き等多動が非常に多く見られ、授業妨害を繰り返す。
- ③他の児童とコミュニケーションがうまく結ばず、暴力や威嚇行動が見られる。
- ④作業等の場面でも集中力がなく、すぐ飽きてしまう。

（2）学級の様子

- ①本児への個別指導が必然的に多くなり、学級全体の把握ができていく状況がある。
- ②本児の行動に追随する児童が出てきている。

（3）関係機関との連携

- ①宇治市特別支援教育推進委員会の事業である「巡回相談」を受ける。本児の主訴、アセスメント票から課題克服に向けて支援計画を立てる。
- ②通級指導教室での相談を進める。
- ③児童相談所との連携を進める。家庭における本児と義父の関係から虐待がないか見守る。
- ④就学前教育機関との連携を図る。

（4）「いきいき学級支援員」の活用内容

- ①本児の個別支援を通して、人間関係の構築に努め、自分の気持ちを言葉で表現するように支援する。
- ②本児の得意な分野を通して「ほめる」ことを心がけ、やる気を引き出せるように支援する。
- ③危険なことや許せない行動に対して、毅然とした態度で指導する。
- ④授業中は、教室での学習を原則とし、学習に向かうよう言葉かけを続ける。教室から出る場合は、必ず同行する。
- ⑤休憩時は少し距離を置きながら見守り、他の児童との関係で必要に応じて言葉かけをする。

3. 取組による成果と課題

軽度発達障害のある小学校児童への教育的支援、暴力行為を繰り返す中学校生徒への教育的支援、正常な学級運営が困難な小学校の学級への支援員を一定期間配置することにより、課題解決に向けての兆しが見られた。

（1）具体的な成果

- ①該当児童生徒の授業妨害に対して支援員が対応することで、授業が円滑に進められた。
- ②学級において児童生徒の心の安定が図られた。
- ③支援員と当該児童生徒との関係が深まり、ソーシャルスキルを学ぶことによって、教育効果が見られるようになった。

（2）今後の課題

- ①保護者との教育相談を具体的な視点で続け、該当児童生徒の成長を共有する。
- ②特別支援教育コーディネーターを核として学校体制の確立を図る。
- ③通級指導教室やスクールカウンセラー等関係機関との連携を図り、教員個々の資質向上に努める。

大学連携を生かした学校支援ボランティア

大阪府柏原市

概要

大阪教育大学と柏原市教育委員会は、平成 16 年 10 月に連携協議会を設置し、教育実習や学生の学校派遣について相互の連携を深めている。大学生による学校支援ボランティアは、柏原市教育委員会が各学校より集約した支援活動を大学側に募集し、学生が応募する形式をとっている。特別な教育的支援の必要な児童生徒への大学生ボランティアは、学校現場にとっては大きな存在となっているが、継続した人材の確保については各学校の創意工夫が見られる。

キーワード

大学連携 継続的支援 人材の拡がり 校内支援体制
大学生ボランティア スタディ・アフター・スクール

1. 学校園支援活動参加学生（学生ボランティアについて）

（1）活動・支援の内容について

本市の公立学校園は、小学校 10 校、中学校 6 校、幼稚園 7 園である。各小・中学校及び幼稚園に対し、以下のような活動及び支援内容を 3 期の募集期間に分けて提示している。

- ① 教科学習での支援
- ② 運動やスポーツでの支援
- ③ 音楽活動での支援
- ④ 文化活動での支援
- ⑤ 学校行事での支援
- ⑥ 不登校生への支援
- ⑦ 児童・生徒の心の支援
- ⑧ 福祉教育での支援
- ⑨ その他

平成 18 年度の 1 学期間（夏季休業中も含む）の支援状況においては、授業・放課後学習・夏季休業中の補充学習・水泳指導等を中心に、大阪教育大学からは 67 名の支援活動学生が活動している。それぞれの内容に、教育的な配慮を要する児童生徒への支援は当然含まれるが、学校側のニーズとして最も高いのは、①の教科学習での支援である。授業への入り込みによる個別指導や校内通級指導教室での学習指導など、各校の実態に応じて学生ボランティアが支援に当たっている。また中学校では、数学などの教科を主にした学習支援を行っているところがある。

※ボランティアは大学生で特に資格は必要とせず。市費の学校教育支援指導員報償費から 1 回 2 時間程度 2,000 円（1 校 45 回程度）を基本としているが、学生の了解の下、学校の実態に応じて無償の場合もある。

（2）3 大学との連携

本市には、大阪教育大学の他に関西福祉科学大学がある。柏原市教育委員会は、関西福祉科学大学とも連携し、柏原市の教育及び大学における教育・研究の充実、発展を目指している。

関西福祉科学大学にも、大阪教育大学同様の学校園支援活動募集を行ったところ、平成 18 年度の 1 学期間（夏季休業中も含む）の支援状況においては、23 名の学生が支援活動を行った。

更に、平成 18 年 6 月には奈良教育大学とも連携協力を結び、今後の支援活動にもつな

げていきたいと考えている。

2. 本市における大学生ボランティア活用事例

(1) 柏原市内学校の活用事例より

柏原市立A小学校は、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内体制づくりや実際の支援方法についての研修を日々重ねている学校の1つである。校内に特別支援通級指導教室を開設し、支援の必要な児童の学習支援活動を行っている。特別支援教育校内委員会で児童の実態を把握し共通理解した上で、学生ボランティアの募集を行ったが、学校と大学生との日程等調整がうまく折り合わなかったために、1学期は学生ボランティアの活用がない状態であった。

10月、大阪教育大学から養護教諭養成課程の実習生が1名あり、実習後に「支援を必要としている児童に関わってボランティアをしてみないか。」と勧めてみた。すると「ぜひ、やってみたい。」という声とともに、同じ養成課程の学生をもう1名連れて来てくれた。

大阪教育大学は、4年間の積み上げ方式による教育実習を目指しており、今回の実習生は3回生による「基本実習」後の学生たちであった。また、関西福祉科学大学からも学校支援活動の熱心なボランティアが2名集まり、合計4名のボランティアが継続的に支援活動に当たることとなった。これら4名のボランティアを時間割の中に位置付けたことによって、学生たちは、計画的・継続的な支援に当たることができ、児童の実態をよく理解した上でニーズに応じた支援を行うことが可能となった。

柏原市立B小学校は、大阪教育大学にも近く、学生たちにとってはボランティア活動の拠点としての利便性が高い。従来の形式以外に学校支援活動募集を見て、直接B小学校に電話連絡する学生もおり、平成18年度は9名の大阪教育大学生等学生ボランティアが支援活動を行っている。校内のケース会議で支援を必要とする児童について話し合い、支援する優先順位を決定した上で学生たちの支援配置について考慮している。今年度は低学年を中心に、授業への入り込みなどの学習支援活動を展開しており、担任との打ち合せを行いながら、継続的に支援活動を行っている。また、学習支援だけではなく、休憩時間も児童と一緒に遊んだり、話し相手になったりしながら、学生たちと児童との信頼関係を深めている。

(2) 大学生ボランティアの活用に向けて

多くの学校支援活動の中でも特に特別支援教育における支援活動を希望する学校は、校内支援体制の中で学生ボランティアをどう生かすか、継続的に取り組むための体制をどう整えるか、そのための人材をいかに確保するか等について、苦慮していることが多い。

柏原市教育委員会では、放課後学習推進事業「スタディ・アフター・スクール」モデル事業を平成17年度から実施しており、平成18年度は3つの小学校を実施校としている。この事業で柏原市教育委員会は大阪教育大学との連携を生かして、大阪教育大学生を学習指導員として配置している。事業実施校の1つである柏原市立C小学校は、特別支援教育におけるボランティアとしても「スタディ・アフター・スクール」学習指導員を活用している。学習指導員の中心である学生をキーパーソンとして、ボランティア希望の学生を募り、特別支援教育における人材を確保することができる等、大きな成果を上げている。

柏原市は大学との連携を通して、特別支援教育における学生ボランティアを重要な教育資源として活用しており、ボランティアである学生たちは自分の将来にもつながるものを学びとりながら、熱意をもって活動している。これは、先にも述べた《柏原市の教育及び大学における教育・研究の充実、発展》という相互連携の目指すところとなっている。

通常の学級におけるLD等への特別支援事業

兵庫県神戸市

概要

通常の学級におけるLD・ADHD・高機能自閉症等への教育的支援の充実を図るため、教員養成課程や臨床心理士養成課程を持つ近隣の大学との連携のもと、専門的に研究しようとする大学生・大学院生・内地留学生等を教員補助者として、小・中学校に配置し、学習や生活支援を行っている。

また、大学教員等の専門家による巡回相談を合わせて実施し、一層の効果を得ている。

キーワード

通常の学級 LD等の児童生徒への支援 教員補助者の配置 専門家による巡回相談
大学との連携

1. 取組の内容

(1) 事業の実施状況

事業の実施に当たり、小・中学校からの申請に基づき、児童生徒の状況や校内体制を見ながら実施校を決定している。実施校数は、平成14年度29校、平成15年度52校、平成16年度58校、平成17年度63校、平成18年度69校（小学校62校、中学校7校）であり、毎年、実施校を増やしている。

平成18年度についてみると、教員補助者は、年間60日間（週2日間）あるいは90日間（週3日間）事業実施校に配置される。教員養成課程や臨床心理士養成課程を有している京阪神間の14大学と連携し、大学生・大学院生等171名が教員補助者の活動に参加している。

専門家による巡回相談は、各校原則年2回実施しており、連携大学の教員等27名に活動を依頼している。巡回相談では、専門家を講師とする校内研修とともに、授業中教室を回ってもらい、児童生徒の観察による一人一人の特性の把握と支援に関わる教職員への指導助言が行われている。

(2) 教員補助者の活動状況

- ①教員補助者は、毎週1日同一曜日に実施校の通常の学級に在籍するLD等の特別な教育的支援が必要な児童生徒への学習や校内生活での支援を行っている。
- ②実施校では、校内委員会でLD等の特別な教育的支援が必要な児童生徒について情報交換を行い、教員補助者が支援に入る学級を決める。1日中同じ学級で支援する場合もあれば、毎時間ごとに違う学級で支援する場合もある。
- ③特別支援教育コーディネーターや担任は、毎朝、教員補助者とその日の活動について打ち合わせを行い、児童生徒への支援の内容や方法について共通理解をする。
- ④教員補助者の活動

<学習面>（授業中）注意を喚起する。机上等学習環境を整備する。個別の指示や説明をする。評価しほめて学習意欲を高める。 等

＜生活面＞休み時間等一緒に遊び、仲間づくりを支援する。周囲とのトラブルの時によく話を聞く。集団係活動の支援をする。良い行動をほめ自尊感情を高める。

⑤教員補助者は、その日の児童生徒の学習や生活の様子を記録し、休み時間中や放課後に担任と情報交換を行い、支援に関わる指示を受ける。

2. 成果と課題

本年度で5年目の事業であるが、実施校へのアンケート（別表参照）によると、集団適応や学習面で、顕著な効果が現れている。

また、配置されている学級に落ち着きが出てきたり、学級経営や指導面でもゆとりが出てきたりするなど、学校全体の支援体制の推進にも大いに役立っている。

大学教員等専門家による巡回指導では、教職員の意識も向上し、個別指導計画の作成やケース会議の実施等コーディネーターを中心とした支援体制の充実につながっている。

教員補助者を配置することで、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援の在り方を研究し、実践していくことを目的としているが、学校によって推進体制の整備状況に差があり、市全体として体制整備を進めていくことが課題である。また、近隣の各都市において学生等の活動参加による同様の事業が多くなり、意欲の高い学生等の確保も課題となっている。

※ ボランティアは、実費程度の1日3,000円を謝礼としている。

(別表) 平成18年度実施校69校へのアンケート結果 (平成18年10月実施)

配慮を要する児童生徒の様子			
集団適応	パニックが少なくなった	58校	84.1%
	集団から外れることが少なくなった	57校	82.6%
	教室から出ていくことが少なくなった	61校	88.4%
	友達と遊べるようになった	47校	68.1%
	対人関係で改善が見られるようになった	50校	72.5%
学習意欲	学習に集中して取り組めるようになった	58校	84.1%
	学習に対しての意欲が出てきた	57校	82.6%
学習効果	読み書きの面で改善が見られるようになった	50校	72.5%
	算数(数学)の面で改善が見られるようになった	53校	76.8%
配置されている学級・学校の様子			
学級・学校	配置されている学級に落ち着きが出てきた	61校	88.4%
	支援事業に学校全体で取り組んでいる	69校	100.0%
	学級経営、指導面でもゆとりが出てきた	60校	87.0%
	子どもの様子が以前よりよく把握できるようになった	65校	94.2%
	子どもの見方が変わった	56校	81.2%
	軽度発達障害について以前より理解できるようになった	62校	89.9%
	授業の進行がスムーズになってきた	65校	94.2%

学校や地域に吹く新しい風 ～スクールヘルパー制度～

島根県出雲市

概要

出雲市では、児童生徒のために、学校が家庭・地域と連携を深め、理解と協力を得ながら学校教育を推進していくために、教育活動の協力者として、地域の人材である「スクールヘルパー」を配置している。スクールヘルパーの存在は、特別に支援が必要な児童生徒等はもちろん、教職員や保護者にとっても大きな存在になっている。

このスクールヘルパー制度は、平成9年度中学校でスタートし、翌10年に小学校でも始まり、今年10年目を迎えている、出雲市が全国に誇れる事業である。

キーワード

スクールヘルパー

一人一人を大切にする

協働する支援体制

周知の通り、今日の教育現場の抱える課題は多岐にわたっている。しかし、こうした状況にある今こそ、学校が家庭や地域社会と緊密な連携を図りながら学校教育を推進していくことが強く求められている。

スクールヘルパー制度は、学校教育に深い理解と情熱があり、精力的に活動している地域の人を学校現場に派遣し、学校教育を支援してもらう制度である。

本市では、このスクールヘルパー制度の活用により、「地域に開かれた」「一人一人を大切にする」学校づくりを積極的に進めているところである。

以下に、スクールヘルパーについての具体的な内容等を述べる。

1. スクールヘルパーの3つの内容

特別な教育的支援が必要な児童生徒数の増加などにより、様々な支援を必要とする児童生徒や学校現場の多様な状況に的確に対応でき、そのニーズに合った事業となるように、スクールヘルパーを次の3つの内容に分類して配置している。

(1) 特別支援補助ヘルパー

市内の小・中学校に在籍する、肢体不自由や自閉症など学校生活全般にわたって介助を必要とする児童生徒に対して、学習の補助、トイレでの介助、自立活動の支援等を行う。これにより、児童生徒が楽しく充実した学校生活を送ることができている。

※臨時職員（4/1～7/20, 9/1～12/29, 1/5～3/31）1日8時間で日給6,300円（賃金）、資格なし、保険等有

(2) 特別支援教育ヘルパー

通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等軽度発達障害の児童生徒に対して、適切な対応や指導等教育的支援を行っている。これにより、こうした軽度発達障害のある児童生徒の学力保障もしていくことができる。

※臨時職員（4/1～7/20, 9/1～12/29, 1/5～3/31）1日5時間時給1,280円（賃金）教員免許状保有者、保険等有

(3) スクールヘルパー

家庭・地域・学校を結び、学校内の教育活動の補完など、学校教育活動全般に渡っ

て支援をしている。その中でも不登校、不登校傾向の児童生徒への支援、及び集団になじめない児童生徒への支援を中心に行っている。

※委嘱（4/1～3/31）、1日4時間で3,000円（謝金）、資格なし、保険等無

2. スクールヘルパー制度の特徴

（1）地域に開かれた

「何か地域の子どもたちの役に立ちたい」「子どもや学校のために自分にできることをしたい」という思いをもっている地域の人材はたくさんいる。そうしたボランティアスピリッツをもった方々に学校現場に入ってもらい、学校の教育活動について、間接的な支援に留まらず、一人一人の実態に応じて身辺介助、個別の学習支援、交流学习の中での支援等、児童生徒に直接支援をしている。

（2）一人一人を大切に

現在の、「特殊教育」から「特別支援教育」へという流れの中で、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある児童生徒が学校の教育活動への参画に向けた取組を支援するという視点から、彼らの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うことが必要である。また、学習上の困難を抱えた児童生徒に対する学力保証の視点からの支援も求められている。

そして、まさにこうした一人一人を大切にするという観点に立っているのが出雲市の「特別支援補助ヘルパー」「特別支援教育ヘルパー」である。彼らは児童生徒一人一人のニーズに応じて、生活上、学習上の確かな支援をしている。これにより、身体的な面だけでなく、心理的な面も含めて、児童生徒にとってなくてはならないかけがえのない存在となっているのである。

3. 成果と課題

（1）成果

①現場の声

現場の教員の中から、今まで障害に悩み、落ち込み、できない自分にいらだっていた児童生徒から「人から大切にされている」「自分もやればできるんだ」「大変なのは自分だけではない」といった深い意味の言葉が出てきたという話を聞くことがある。

スクールヘルパーの関わりにより、自尊感情、自己肯定感が生まれ、ひいては他者への共感的理解まで生まれてきている証である。

②教育活動の幅の拡大

この春、肢体不自由で全介助の必要な小学6年生児童が広島への修学旅行に参加した。「修学旅行に行きたい」という児童生徒が修学旅行に参加するためには、特別支援補助ヘルパーの存在なくしては成立しないことである。彼らの献身的な姿勢が児童生徒の夢や願いを実現させている。

（2）課題

①求められる専門性

発達障害の児童生徒が増えている中、その支援内容や支援方法も多様化しており、一人一人に適切な支援が行えるための「研修の機会」の充実が不可欠であり、これまでに以上に専門的な研修と人材の確保が必要であると考えられる。

②教員とスクールヘルパーとの連携による支援体制の構築

子どもへの対応をスクールヘルパーに任せるのではなく、担任をはじめとする教員が、より適切な支援を行うための専門的な知識習得と、協働する支援体制を構築していく必要がある。

特別支援教育における学校支援ボランティアの活動

岡山県岡山市

概要

岡山市では、岡山市立の学校園での教育活動に地域の教育力を活かすため、平成14年度から学校支援ボランティア制度をスタートし、予め登録した地域住民や保護者などに、教育活動支援、教師の補助、環境整備支援、学校安全支援など幅広い分野で、学校教育を支援してもらっている。近年、特別支援教育に関わる活動依頼が増加している。

キーワード

学校支援ボランティア 大学との連携 教育活動支援 登録者リスト 開かれた学校づくり

1. 岡山市学校支援ボランティア制度

(1) 制度の趣旨・目的

岡山市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校での教育活動に、予め登録した地域の方々や保護者の様々な特技や趣味などを活かし、学校教育を支援していただく制度である。

学校を地域に開き、学校・家庭・地域社会が連携して子どもたちの「生きる力」の育成を図るとともに、学校の施設・設備の開放や、地域の教育力の学校教育への導入を進めることで、地域住民のために生涯学習の場の提供と、学校教育の改善・充実を図る「開かれた学校づくり」の一環として、平成14年度に開始した。

(2) ボランティア登録及び活動までの流れ

- ・対象：岡山市在住・在勤・在学の方
- ・活動範囲：岡山市立学校園（幼稚園 68 園、小学校 88 校、中学校 35 校、高等学校 1 校）での教育活動への支援を対象とする。
- ・登録期間：登録した日から年度末まで（毎年更新）
- ・活動分野：
 - ①教育活動支援：各教科や総合的な学習の時間などにおける補助、学校園行事やクラブ活動・部活動等における支援
 - ②教師の補助：子どもたちの学習活動や学校生活の補助、障害のある子等へのサポートなど
 - ③環境整備支援：校舎等の補修、植木の選定、花の栽培、教材や教具の作成、表示札の作成など
 - ④学校安全支援：通学路の巡回、登下校時の付き添い、校門でのあいさつ、声かけなど

登録時に、活動希望場所や活動希望分野について、届出をしていただいている。

・活動までの流れ

学校園からの依頼を受けて、教育委員会生涯学習課が登録者リストの中から該当者を探しボランティア本人の了解を得た後、学校園に紹介する。その後、改めて学校園からボランティア本人に連絡し、相談・打ち合わせの上、活動を開始している。また、地域の方や保

護者など学校園から直接依頼を受けて活動する場合もある。

(3) 学校支援ボランティア保険

登録に当たって、学校支援ボランティア制度の対象事業等に参加・活動した場合に適用するボランティア保険に加入している。

(4) 大学・専門学校との連携

平成 15 年度から市内の大学と連携し、大学生の学校単位での登録を進めている。本年度は、市内 6 大学・短期大学、1 専門学校の学生が学校単位で多数登録をしている。連携している大学等には学校園からの依頼内容を毎月掲示し、学生からの活動希望を受け付けている。教職を希望する学生の登録も多く、近年は、障害児のサポート、個別学習支援、3 歳児保育支援などへの依頼が増加している。

(5) 登録者数

制度を開始した平成 14 年度には約 800 人の登録があったが、登録者数は年々増加している。平成 18 年 12 月末までに、約 3,200 人の登録があり、そのうち約 700 人が学生である。

2. 特別支援教育における学校支援ボランティアの活動

近年、特別な支援を必要とする幼児児童生徒数の増加や障害の多様化に伴い、学校園からの障害児等の支援や障害児学級の支援の依頼が増えている。平成 18 年 12 月末で総依頼件数の約 4 割強であり、校種では小学校が 7 割強と圧倒的に多い。また、大学生に依頼を希望する学校園も大変多く、特別支援に関して学校支援ボランティアに寄せる期待が大ききことが分かる。この他にも、学校園が直接登録ボランティアに依頼をして活動をしているケースも多数ある。

学校支援ボランティアは、支援の内容や期間・回数・時間等は各学校園とボランティアが個々に相談して決めており、通常学級や障害児学級で学習や生活上で困難を抱える子どもに寄り添い、それぞれの障害に応じた支援を行っている。

3. 成果と課題

学校支援ボランティアが支援に入ることで、支援の量的・質的補完ができ、支援を必要とする幼児児童生徒だけでなく他の子どもたちも落ち着いて活動に取り組むことができる。また、継続的に関わることによって、信頼関係も生まれ、幼児児童生徒の成長にもつながっており、学校支援ボランティアが活動をした学校園では、この活動を高く評価している。

課題としては、打ち合せの時間の確保や、学校園とボランティアの活動時間等の調整が難しいことなどがある。更に、大学生の活動依頼は多いが、大学から遠い地域や市周辺部での活動希望は非常に少なく、依頼に応じられないことがある。今後、コーディネート機能の充実が必要である。

また、大学で学んだ一部の大学生や専門的な資格を有しているボランティアを除いては特別支援教育に関する専門的な知識がないまま活動しているため、今後、ボランティアの資質向上を目的とした研修等の充実が必要である。

特別支援教育アシスタントによる支援

広島県広島市

概要

広島市立小・中学校等（以下、「学校」という。）の通常の学級に在籍する児童生徒に対して、肢体不自由のため学校生活の支援・介助を必要とする場合及びLD・ADHD・高機能自閉症等のため担任による指導や校内の指導体制の工夫による対応だけでは指導困難である場合で、本市教育委員会が必要であると認めた時に、特別支援教育アシスタントを配置し、担任の指導のもと学校生活の支援・介助を行っている。

キーワード

有償ボランティア 通常の学級 特別支援教育アシスタント 専門性の向上
肢体不自由 LD ADHD 高機能自閉症

1. 目的

通常の学級に在籍する肢体不自由、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒のうち、車椅子等の使用等により介助を必要とする場合及び専門家チームによる巡回相談を行い、担任による指導や校内の指導体制の工夫による対応だけでは指導困難であり、本市教育委員会が必要であると認めた場合に、特別支援教育アシスタントを配置し、担任の指導のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた学校生活等の支援を行う。

1. 支援・介助の内容

特別支援教育アシスタントは、各学校の特別支援教育に関する計画に基づき次に掲げる内容の支援・介助を行っている。

- (1) 階段昇降などの移動・排泄・着替え・食事などの学校生活の支援・介助
- (2) 校外学習における移動などの支援・介助
- (3) 学習活動時における個別指導の補助等の支援
- (4) 生活活動時における個別指導の補助等の支援
- (5) その他、学校長が特に必要と認めた支援

3. 経過

平成17年度は、学校の通常の学級に在籍する肢体不自由児童生徒に対して小学校40校50人、中学校13校17人、計53校67人の特別支援教育アシスタントの配置を行い、LD等特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して小学校46校46人、中学校17校17人、計63校63人の特別支援教育アシスタントの配置を行った。

総計としては、116校に対して130人の特別支援教育アシスタントの配置を行ったことになる。

平成18年度は、更に配置人数を拡大し、肢体不自由児童生徒に対して小学校42校57人、中学校12校18人、計54校75人、LD等の児童生徒に対して小学校45校45人、中学校15校15人、計60校60人、総計としては、114校135人の配置を行っている。

4. 募集

本市の広報誌及びホームページ上に「特別支援教育アシスタント募集案内（有償ボランティア）」を掲載し、広く公募を行った。申し込み方法としては、履歴書を1部送付していただき、書類審査の上、配置予定の学校に紹介し、学校長が面接を行い決定することとした。

5. 活動条件

活動条件は、1時間920円、1日4時間以上の活動に対して、最大4時間分の謝礼金を支給している。交通費の支給はなく、スポーツ安全保険（賠償責任保険付損害保険）に加入することとしている。

民間のボランティアである特別支援教育アシスタントが児童生徒に対して直接支援するため、アシスタント自身が傷害を受ける可能性がある。しかし、現在ではこれら民間のボランティアの不測の事故等に対し補償できる制度がない。したがって、この保険に加入することにより特別支援教育アシスタントの活動中及び往復時の事故等に対し補償を可能にするためのものである。

6. 特別支援教育アシスタントの専門性の向上

特別支援教育アシスタントの専門性の向上を図ることは、教育的効果の点だけでなく、アシスタント自身の意欲を高める上でも重要である。

したがって、児童生徒の障害についての理解を深めることや具体的な支援方法を学ぶことを目的として全てのアシスタントを対象とした研修会を毎年行っている。

研修は2回行い、それぞれ次の内容である。

- (1) オリエンテーション、概論、LD疑似体験、カウンセリングマインド、ソーシャルスキルトレーニング、行動療法、教育現場からの声、当事者（保護者・本人）の声等
- (2) スクリーニング、補助教材・支援ツール、教科（国語、算数・数学、英語）の支援、実践的指導法、ロールプレイング等

更に、指導主事の学校訪問による個別指導等も実施している。

7. 配置学校長の声

(ア) アシスタントが、担任と連携を図りながら支援を行うことで、当該児童が教室から飛び出したり席を離れたりすることが少なくなり、学級の雰囲気落ち着いてきた。

(イ) 当該生徒がイライラした不安定な気持ちになった時には、アシスタントがそばにつき指導していることで、暴力行為がなくなってきた。

(ウ) 友だちとの関係がうまくとれないため、場違いな言動をし、授業を中断させてしまう児童に対してアシスタントが寄り添い支援を行うことにより授業の中断が少なくなってきた。

8. アシスタントの声

(ア) 子どもとの関わりの中から多くのことを学び、よい経験になった。

(イ) 教えることの難しさを知ると同時に教えることのうれしさも知った。

(ウ) アシスタントを経験して教員になる思いを強くした。

(エ) 子どもへの対応の仕方を学ぶ機会を持つことができてよかった。

夏季休業中のボランティア養成の取組

山口県

概要

夏季休業中に、PTAと学校が連携し、児童生徒のために学校の施設等を活用してサマースクールを開催しており、この活動を支援するため、高校生、大学生、一般市民等からボランティアを募集すると共に、併せて参加者を対象に、障害についての理解や支援の方法等を学ぶボランティア養成講座を実施している。回を重ねるごとにボランティアの参加が増えてきており、日々の教育活動への支援についても検討している。

キーワード

サマースクール PTAとの連携 ボランティア養成講座 学校ボランティア人材バンク

1. 取組の内容について

山口県立周南養護学校(肢体不自由)では、例年、PTAと学校とが中心となり、夏季休業中に児童生徒のためのサマースクールを校内や隣接する肢体不自由児施設を会場に開催してきた。

この活動には、地域のボランティアを募集していたが、平成16年度からは、サマースクールに先立ってボランティア養成講座を開催し、人材育成を併せて図っている。

この取組は、保護者と学校が連携を深め、協力し合うことと、地域の人々にボランティア活動を通して、障害のある児童生徒を地域社会の中で支え合い、育てていくことの必要性についての理解・啓発を図ることを目的として実施されている。

サマースクールとボランティア養成講座の活動内容を示すと以下のとおりである。

実施日	サマースクール活動内容	ボランティア養成講座
第1週(金)	・朗読と音楽の集い	研修講座：活動の実際(新応募者対象)
第2週(金)	・プールで遊ぼう ・体を動かそう(カローリング、ボッチャ等)	研修講座：支援の基礎的な技術と留意点 (プール介助、運動支援等)
第3週(金)	・わっしょい周南夏祭り(ステージ活動、ゲーム、模擬店等)	研修講座：障害のある人の生活と障害の理解 (車椅子の介助、食事介助、生活支援等)
第4週(金)	・楽器を鳴らそう ・うどんを作ろう	研修講座：地域における生活について (楽器演奏、調理活動の介助・食事介助等)

ボランティアの募集は、PTAと学校が協力し、周南市内の全高等学校及び総合的な学習の時間等で交流のある市外の高等学校、大学及び関係機関への文書依頼、市の広報等による一般公募を行った。本年度は、市内外の高校生、大学生、一般市民からの応募があり、保護者、教職員も積極的に活動に参加した。

この取組の特色は、参加したボランティアに対し、サマースクールの活動に先立って研修講座を実施し、事前に障害の特性についての理解や支援の仕方について研修した後、活動に参加するなど、支援の目的や留意事項等を理解しながら体験できることにある。

また、それぞれの講座には、本校教員及び経験豊かなボランティアが、研修講座の講師やリーダーとなり、参加する児童生徒の実態に即した支援について説明するとともにボランティアの経験に応じた内容となるよう配慮している。

第1週では、初心者のボランティアは、経験豊かなボランティアが進める朗読や音楽の集いを参観し、活動の実際を体験した。第2週以降は、障害の理解、介助、コミュニケーションの取り方、地域における支援の在り方等について、講義や討論を通じて経験のあるボランティアと共に学び、その後、サマースクールでの支援活動に当たるなど、効果的なボランティア養成を行っている。

ボランティア養成講座の運営方針と留意事項を示すと以下のとおりである。

- ・PTAと学校とが連携して実行委員会を組織し、企画・運営を行う。
- ・研修講座の講師は、本校教員や経験豊かなボランティアが担当し、障害の特性の理解や支援の在り方について、サマースクールの活動内容と関連付けた講義、演習を実施している。
- ・初めて参加したボランティアの養成及び経験者のグレードアップに焦点を当てた講座内容となるようプログラムを編成している。
- ・ボランティア参加者に、2学期以降の学校行事等の案内を送付し、情報提供と共に継続的な参加を依頼している。

※ボランティアは、高校生、大学生、一般・地域の方で資格等は必要とせず、無償である。養護学校教員や福祉施設職員、保護者が協力した。

2. 取組による成果と課題及び今後の取組について

(1) 成果について

サマースクールにおけるボランティア養成講座も3年を経過し、高校生、大学生、一般ボランティアの継続参加も増えた。また、保護者の参加も増えており、サマースクールの企画・運営も充実してきた。とりわけ教員、保護者、ボランティアの協働により、相互の連帯感が深まると共に地域における活動への理解や認識も広がってきた。

(2) 課題について

ボランティア養成講座については、日々の教育活動の中で、児童生徒のニーズに応じた恒常的な支援を行うために、より組織的で質の高い人材養成が必要である。

また、地域の行事や総合的な学習の時間等を通じて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流の機会を通じて、早期からの相互理解を進めていくことが必要である。

(3) 今後の取組について

現在、市内の工業高校生による総合的な学習の時間での車椅子の修理等のボランティア活動が行われているが、今後、これらを児童生徒との交流の場として拡充するとともに、高校生として自分ができる支援を考えさせるなど、日常的かつ主体的な支援が行えるように働きかけたい。

また、本県では、特別支援学校（本県では総合支援学校(仮称)と呼ぶ。）への移行に向けて、平成18年度から2年間、「総合支援学校(仮称)体制整備モデル事業」を実施しており、本校は「交流・共同学習モデル研究」の指定校として実践研究を行っている。

このモデル研究の中で、本年度から「学校ボランティア人材バンク」制度を立ち上げ、サマースクールに参加したボランティアに加え、地域の企業ボランティアや市民ボランティア団体へも登録を呼びかけ、地域で継続して支援できる体制づくりを進めている。

更に、ボランティアの人材養成についても、モデル研究の中で、大学等との共同による地域人材の育成・活用について検討を進めている。

学習支援ボランティアによる支援の実際

徳島県徳島市

概要

通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等を含む特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の特性に応じた指導支援の充実を図ることを目的に、平成18年10月より試行的に実施している。

県内4大学との連携により、大学生、大学院生を小・中学校8校に派遣し、学級担任等の補助として生活や学習の支援を行っている。来年度は、本格実施を目指す。

キーワード

通常の学級に在籍する支援の必要な子ども 大学との連携 指導支援の補助
開かれた学校づくり 学生 学習支援ボランティア

1. 事業開始の経緯

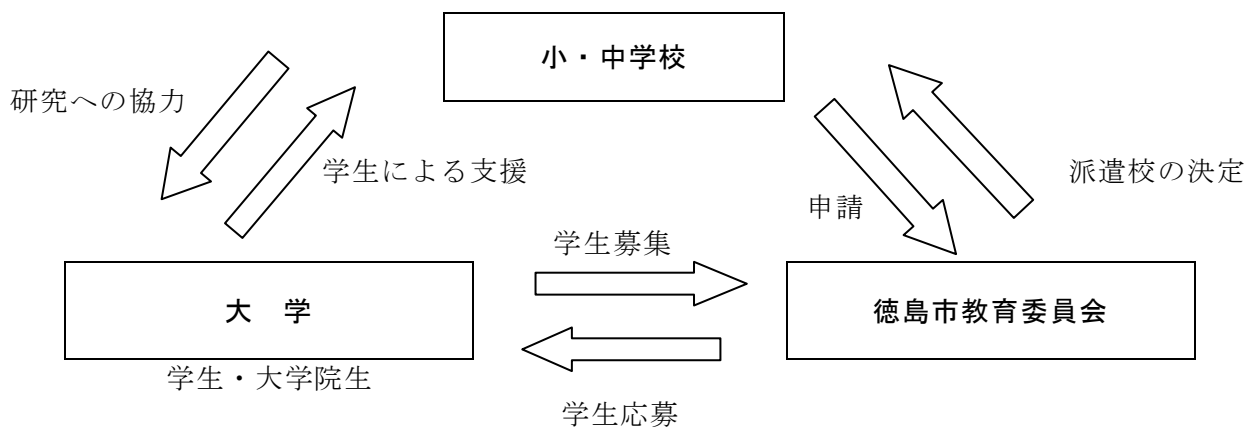
本市では、17年度より徳島市特別支援連携協議会を設置し、関係機関との連携による支援体制の整備を目指している。その中で「児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かい支援を行うには、現場への人的な支援をすることも必要ではないか。」との意見があった。そこで、神戸市の取組等を参考にしながら、学生ボランティアの派遣事業の実施を検討した。

表 学習支援ボランティアモデル事業実施の経緯

時 期	内 容
平成18年 4月	○小・中学校長会、教頭会で概要説明
5月	○県内大学への打診
6月	○特別支援連携協議会でモデル事業実施要綱等の審議
7月	○小・中校長会での実施要綱等説明と実施校の募集 ○大学との打ち合せ
8月	○モデル事業実施予定校の内定
9月	○大学へ学習支援ボランティア募集依頼
10月	○学習支援ボランティアの研修
12月	○モデル事業実施校説明会 ○モデル事業実施校と学生との打ち合せ
平成19年 1月	○学習支援ボランティアモデル事業開始
4月	○実施校からの実施状況中間報告 ○来年度実施に向けた準備開始 ○本格実施（予定）

2. 今年度の取組

県内には4つの大学があり、いずれも教員養成課程または心理学系コースを有している。これら4大学の理解と協力を得て、平成18年10月より、モデル事業として実施した。



(1) 派遣対象校

通常の学級にLD・ADHD・高機能自閉症等の特別な支援を必要とする児童生徒が在籍し、かつ本市の特別支援教育に関する調査研究及び学生の大学における研究に協力できる学校

(2) 学習支援ボランティアの役割

〔支援対象〕

通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒、及びその特性のある児童生徒を中心に、支援を必要とする全ての児童生徒

〔支援内容〕

特別支援教育コーディネーターや学級担任等の指導のもと、学習や生活の指導支援を補助する。

〔活動時間〕

週に1回（午前または午後4時間程度）

具体的な時間は学校と学生で打ち合わせをする。

(3) その他

ボランティア活動保険は教育委員会が一括して加入する。それ以外は無償である。

3. 実施の効果と課題

〔実施の効果〕

学校現場からは、「一斉指導の中で支援の必要な子どもに丁寧な個別指導を行うなど、子どもの学びを助けてくれている。」「休み時間や給食準備など多くの目が必要な場面で、子どもたちの様子を見てくれ、トラブルになる前の対応ができるようになった。」「子どもにとっては、年の近い相談相手、遊び相手として心の安定を図るのに役立っている。」等の報告があった。また、学生にとっても、将来の職業選択に向け、貴重な体験になっている。

〔課題〕

週に1回、しかも半日程度の時間であるため、学生と担任等が話し合う時間を確保することが難しく、児童生徒の状況の共通理解や支援方法等の打ち合わせが十分にできない。今後、打ち合わせ時間の確保、打ち合わせ方法の工夫が必要である。更に、本格実施を目指すために、意欲のある学生の確保と活用方法の研究が課題である。

本市のような地方都市では、大学の数が少なく、支援のボランティアを学生だけに頼ることは難しい。そこで、地域人材を活用すること等も検討し、支援の輪を広げていきたいと考えている。特別支援教育の視点に立った、地域ぐるみ子ども支援を目指したい。

第3章

ま と め

第3章 まとめ

地域人材の活用について、今回、取り上げた実践事例の特徴を以下の観点に従ってまとめた。

1 ボランティア等の活用場面について

(1) 専門的な知識・技能・資格を活かして活用している例

教員免許を持っている、教員免許を取得中である、あるいは教員としての経験がある、大学等で心理学関係の専門家になるための学習をしている、特殊な技能がある等を生かして活躍している例があった。具体的には以下のとおりである。

①相談員やカウンセラーとして

児童生徒等の様子を観察して助言を行う、悩んでいる児童生徒の相談に直接携わる。

②個別の指導計画等を作成する際のスタッフとして

児童生徒等の観察や心理検査などを行い、校内委員会で作成する個別の指導計画等の話し合いに参加する。

③学校支援人材の養成スタッフとして

学校を支援する人材の研修や養成に携わる。

④教員が授業を進める際の補助

教室に入り、直接、児童生徒に対する支援を行う。あくまでも教員の授業進行を補助する立場で行う。個別の児童生徒に対応する場合もあれば、学級全体を対象に支援する場合もある。

⑤児童生徒の学習の幅を広げる(人形劇、読み聞かせ、紙芝居、遊びなど)

人形劇など、ふだんの授業では接することができないような活動を提供する。伝統的な遊びを伝えるなどの活動を行う例もある。

⑥教材開発

障害のある子どもにとって使いやすい教材を開発し、学校に提供する。

⑦環境整備(施設補修、植物の世話など)

なかなか手が回らない細かな環境整備に力を貸している例があった。床や壁の補修、庭木の手入れ、花壇の整備などに対する特殊な技能を生かしている。

⑧車椅子などの修理

上記と似ているが、特殊な技能を生かして特殊な用具を修理している例。

⑨コンピュータ学習や理科実験などの補助

教員の専門性を補完し、また、手が不足する面に対する援助を行っている例。

⑩外国人児童生徒への相談も含めたコミュニケーション支援

外国語を学んでいる人材が、増えてきている外国人児童生徒への支援を行っている例。

(2) 一般的な知識やある程度の専門的知識・技能があれば対応できる支援例

基本的には、専門的な資格を求めている。ある程度の研修やボランティア経験などがある人材が学校支援を行う。

①教員が授業を進める際の補助

注意がそれている場合に声をかけるなどして、授業の補助を行う。

②車椅子などの介助

ある程度の基礎的な知識を身につけた上で、外出する際、車椅子を押したり、トイレの介助をしたりする。

③生活面での支援（着替え、トイレなど）

幼少期の子どもが生活面で支援を必要とするような場面に対して、支援を行う。

④安全確保のための見守り

教員だけでは目が届かないようなところにまで目を配り、危険を避け、安全を確保するための補助を行う。

⑤休み時間などの遊び相手

学生などの場合、障害のある子どもが遊ぶときに相手をしたり、集団との仲立ちをしたりする。危険な遊びをしないで、安全に過ごせるように配慮する。

⑥放課後支援

放課後、学校に残って遊びや学習などを行う場合に、個別に、あるいは少人数の集団に対して支援を行う。

2 人材の確保方法について

人材をどのようにして確保するかは、地域の実情に応じた工夫が行われている。教育委員会がコーディネーター役を果たしていることが多いが、個々の学校が直接人材募集をすることもある。

(1) 特定の団体と連携する（大学、NPO、ボランティアグループなど）

特定の団体と連携することで、一定の専門性のある人材を確保する。大学の学生、大学院生、あるいは大学教員などの、ある分野に関して専門的な知識のある人材が多い。特別支援教育をテーマに活動しているNPOやボランティアグループ、ボランティア研修を受けた市民をボランティアグループとして組織した上で協力を求めるなどの例があった。

(2) 広く公募する

特別な資格を必要としない場合には、広報などを利用して、広く公募することもある。募集した後、簡単な研修を行う場合もある。

(3) 研修受講者を募集し、その中から依頼する

学校支援などのテーマの基に、人材養成研修講座の募集を行い、その受講修了者を活用する。ある程度の知識・技能が見込める上、依頼する側や当事者が適性を見極める時間がもてる。

地域人材を活用して研修を行う場合には、人材を養成する人材が地域で増えていくというメリットもある。

3 資格等について

下記のような資格を求めている場合があった。支援内容と資格とは密接に結びついている

と同時に、地域人材に対する報酬の額に反映している。要求する資格の専門性が高いほど、報酬も高くなる傾向があった。

(1) 教員免許を持っている

学校教育の場において、安心して任せられる要件を満たしていると思われる。

(2) 教員になるための勉強をしている学生

教員免許に準ずるものとしてとらえられる。

(3) 心理学の専門家

特定の資格を有している場合のほかに、大学院で学んでいる場合も含まれる。

(4) 一般の市民

その地域に居住し、共に子どもたちを育てていくという立場である。

(5) 学校長などの推薦を得た者

ボランティアなどの場合は、様々な希望者がある。学校長が面接等を行い、責任を持って推薦するなどの手順を踏んでいる例があった。

4 成果

教育現場に地域人材が入って支援することにより、児童生徒に対する教育的効果だけでなく、幅広い範囲での成果が認められた。

(1) 児童生徒に対する成果

児童生徒に対しては、以下のような成果が報告された。

- ・読み書きや算数など、学習面で向上が見られた。
 - ・授業に取り組む態度が落ち着いたり、学習が理解できるようになったという自信から意欲が見られるようになったりした。
 - ・様々な活動における安全が確保できた。
 - ・集団に入ることができるようになった。不登校状態が改善の方向に向かった。
 - ・相談しやすい相手ができ、安心して学校生活を送るようになった。
 - ・周囲の児童生徒が障害のある児童生徒を理解することが進んだ。
 - ・情緒面での安定が見られた。自分の感情をコントロールすることができるようになってきた。
 - ・暴力行為が発生する前に介入されることで、落ち着くことができるようになった。
- など

(2) 学校や教員に対する成果

学校や教員に対しては、以下のような成果が報告された。

- ・安心して授業に取り組む環境が提供され、学級が活性化した。
- ・専門的な見地からの助言や児童生徒の実態を適切に把握するための情報提供がなさ

れた。

- ・学校としての特別支援教育に対する専門性が高まった。
- ・地域に対して開かれた学校に変わってきた。
- ・教育活動の幅が広がった。これは児童生徒にとっても利益となった。
- ・外部人材と意見交換することにより、児童生徒に対する観察力が高まった。
- ・個別の指導計画作成などを地域人材派遣の条件とした結果、学校の特別支援教育体制の推進が図られた。
- ・人材養成の場としての特別支援学校の活用ができた。

など

(3) その他

その他、以下のような成果も指摘されている。

①人材自身への効果として

- ・自己の成長ややりがい、生きがいにつながった。
- ・大学の単位認定につながった。
- ・教員志望の学生にとっては、大学では経験できない貴重な現場体験学習ができた。
- ・進路や適性について考えるための貴重な情報が得られた。

②地域に対する効果として

- ・理解啓発につながった。地域において直接かかわった人材が特別支援教育について理解することができた。
- ・関係者相互の連帯感ができ、地域のネットワークが形成された。

5 課題

今後の課題としては以下のような点が指摘されている。

- ・更に多くの人材を確保すること。人材を発見し協力を呼びかけること。
- ・人材の専門性を向上させていくこと。
- ・個人情報の流出を防ぐこと。公務員の守秘義務とは異なる枠組みの中で解決される必要がある。
- ・事故が起きた場合の補償や保険をどのように取り扱うか。
- ・報酬や交通費など最低限の経費をどのように負担するか。
- ・どのような支援を行うかの事前打ち合わせが十分に取れない場合がある。
- ・教員と地域人材の専門性の違いから見解の相違が生じる場合がある。
- ・ボランティアの場合は支援する側の事情により、計画的に行えない場合がある。
- ・人材が希望する支援内容と実際に任せられる内容が異なるという問題、あるいは児童生徒との相性の問題が起り得るため、どのような支援をお願いすることが良いのか十分な打ち合わせや事前協議が必要である。
- ・地域人材を支える仕組みを学校内につくりあげることが必要である（一人だけで背負わない、教員だけで背負わない、他者と協働する態度）。
- ・支援人材に対する支援内容の決定などに関して教員の専門性向上が欠かせない。

6 実践から示唆されたこと

地域人材を養成することが人材確保につながる。間口を広く募集し、段階的に経験や研修を積むことで意識や専門性を高めていく。つまり、身近な地域で簡単な内容で支援してくれる人材から始めて段階的に養成していくことを考えていく必要があるだろう。地域人材の調整役としての活躍も特別支援教育コーディネーターに期待されるが、地域人材を組織化し、相互の情報交換やモラル、技能の向上を図ることも有効である。

なお、報酬については、支援行為自体には支払われず、交通費などの経費を補助するという場合から、人材を一定期間専属的に活用するために非常勤講師として雇用するといった場合まで、様々な例があった。支援内容と求める資格、要件などに応じて、慎重な検討が必要なところだろう。それぞれの長所、短所を分析していく必要がある。

参 考 资 料

特別支援教育の対象の概念図

〔義務教育段階〕

資料1

義務教育段階の全児童生徒数 1086万人

重

障害の程度

軽

盲・聾・養護学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害

肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.52 (%)
(約5万6千人)

小学校・中学校

特殊学級

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由

病弱・身体虚弱
言語障害
情緒障害

0.96 (%)
(約1.0万5千人)

1.86 (%)
(約2.0万人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害

自閉症
情緒障害
学習障害 (LD)
注意欠陥多動性障害 (ADHD)

0.38 (%)
(約4万1千人)

LD・ADHD・高機能自閉症等

6.3%程度の在籍率^{※1}
(約68万人)

※1 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※1を除く数値は平成18年5月1日現在)

平成18年度 特別支援教育体制推進事業実施要項

平成18年4月1日
初等中等教育局長決裁

1 趣 旨

本事業は、幼稚園から高等学校までのLD・ADHD・高機能自閉症等を含む、障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制を整備することを目指し、47都道府県に委嘱して実施するものである。また、本年度からは、障害のある幼児児童生徒に対する早期支援の重要性に鑑み、厚生労働省とも協議の上、保育所も本事業の対象とすることができるものとする。

なお、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する支援体制の整備に当たっては、発達障害者支援法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して実施するものとし、もって、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携した個別の教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を目指すものとする。

2 事業の委嘱

文部科学省は、事業の実施を都道府県教育委員会に委嘱する。

3 事業の実施

(1) 調査研究運営会議の設置

事業の実施を委嘱された教育委員会は、教育委員会、学校、学識経験者、関係機関等の関係者からなる調査研究運営会議を設置する。

(2) 特別支援連携協議会の設置

事業の実施を委嘱された教育委員会は、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒を含め、障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、親の会、NPO等の関係者からなる広域特別支援連携協議会を設置する。また地域レベルでも、関係部局・機関等の関係者からなる特別支援連携協議会を設置する。

(3) 幼稚園、小・中学校及び高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する総合的な支援体制の整備

文部科学省の協力者会議においてとりまとめられた、LD、ADHD、高機能自閉症の定義、判断基準（試案）等の有効性を検証するとともに、学校内の体制整備及び関係部局や機関の連携協力による一定の地域におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する支援体制の整備を図るため、以下の取組を行う。

① 推進地域の指定

事業の実施を委嘱された教育委員会は、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒への支援体制の整備を行う一定の地域をLD・ADHD・高機能自閉症等推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。推進地域の範囲については、一の市町村単位又は二以上の市町村が管轄する地域若しくは市町村内の一定地域等、各都道府県の実情に応じて効果的な範囲の設定を可能とする（一つ又は複数の教育事務所が管轄する地域を推進地域として指定することも考えられる）。

② 校内委員会の設置

推進地域内のすべての小・中学校においては、児童生徒の実態把握等を行うために、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師、その他必要と思われる者で構成する「校内委員会」を設ける。

③ 特別支援教育コーディネーターの指名

推進地域内のすべての小・中学校においては、校内委員会での推進役、専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行う特別支援教育コーディネーターを指名する。

④ 巡回相談の実施

事業の実施を委嘱された教育委員会は、LD・ADHD・高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。巡回相談員は、推進地域内の幼稚園、小・中学校及び高等学校を定期的に巡回し、当該学校の教員に、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行う（これらの児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成される場合には、作成に向けた助言を含む）。

⑤専門家チームの設置

事業の実施を委嘱された教育委員会は、幼稚園、小・中学校及び高等学校からの申し出に応じてLD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断、望ましい教育的対応等を示すため、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等からなる専門家チームを設ける。

⑥個別の教育支援計画の策定

推進地域内のすべての小・中学校においては、長期的な視点に立ってLD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒一人一人のニーズを的確に把握して、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する計画（個別の教育支援計画）の策定を行う。

※1 幼稚園及び高等学校については、引き続き④及び⑤を対象とするとともに、昨年度、推進地域内で②③⑥についてその機能の在り方の検討を行った幼稚園、高等学校については、その成果を踏まえて、②③⑥について取り組むよう努めること。

※2 小・中学校における②及び③の取組については、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒はもとより、校内の障害のある児童生徒のための支援体制整備についての役割があることにも留意すること。

(4) 特殊学級や通級指導教室の弾力的な運用について

中央教育審議会答申を踏まえ、特別支援教室（仮称）の構想を実現するための先導的な取組を行うこととし、現行制度の中で特殊学級及び通級指導教室の担当教員による通常学級に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への弾力的な運用について推進地域内において実践的な研究を進めること。（本研究については、実施希望のある都道府県に限る。）

(5) 盲・聾・養護学校における特別支援教育の推進

盲・聾・養護学校における特別支援教育を推進するため、以下の取組を行う。

①特別支援教育推進校の指定

事業の実施を委嘱された教育委員会は、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実や個別の教育支援計画の策定を行う盲学校、聾学校又は養護学校を特別支援教育推進校（以下「推進校」という。）として指定する。

②盲・聾・養護学校におけるセンター的機能

推進校として指定された盲・聾・養護学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、実際に推進地域の小・中学校等への支援を行うなどしながら、その支援方策や連携協力の在り方等について実践的な研究を行う。その際、上述の答申におけるセンター的機能の記述を参照すること。

③特別支援教育コーディネーターの指名

推進校として指定された盲・聾・養護学校においては、関係機関や保護者、地域の小・中学校との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名する。

④個別の教育支援計画の策定

推進校として指定された盲・聾・養護学校においては、長期的な視点に立って障害のある児童生徒の一人一人のニーズを的確に把握して、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する計画（個別の教育支援計画）の策定を行う。なお、平成14年12月障害者施策推進本部決定の「重点施策実施5か年計画」において、「盲・聾・養護学校において個別の支援計画を平成17年度までに策定する」ことが示されていることに留意すること。

(6) 特別支援教育コーディネーターの養成研修

事業の実施を委嘱された教育委員会は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所において示した特別支援教育コーディネーター養成研修モデルプログラムを踏まえ、地域の実情に応じた特別支援教育コーディネーターの養成研修プログラムの具体的内容について、調査研究運営会議で検討を行い、その養成研修を実施する。

(7) 関連事業との連携

① 本事業の実施に当たっては、厚生労働省の実施する「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して行うこととし、特に、以下の点について配慮すること。

- ア 調査研究運営会議の設置（3（1））に当たっては、当該事業の担当部局の参画を得るなど効果的な連携を図ること。
 - イ 特別支援連携協議会の設置（3（2））に当たっては、当該事業における「発達障害者支援体制整備検討委員会」と密接な連携を図ること。
 - ウ 推進地域の指定（3（3）①）に当たっては、当該事業における指定地域（障害保健福祉圏域等）との関係も検討すること。
- ② また、文部科学省初等中等教育局幼児教育課の実施する「幼稚園における障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究」や「幼児教育支援センター事業」の指定を受けている都道府県教育委員会においては、本事業との連携・協力について検討すること。
- ③ なお、障害のある子どもに対する早期支援の重要性に鑑み、上記関連事業関係部局と調整の上、保育所も本事業の対象にすることができるものとする。

4 委嘱期間

事業の委嘱期間は、平成18年度とする。

5 事業報告等

教育委員会は、事業の終了後速やかに事業報告書を作成し、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長あて提出するものとする。

6 連絡協議会の開催

文部科学省は、事業の推進に資するため、教育委員会の担当者等による連絡協議会を開催する。

7 経費

文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費を支出する。

8 実態調査

文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。

9 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日中央教育審議会答申）、平成17年4月から施行されている「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）、文部科学省関係局長連名通知「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」（平成17年4月1日付け17文科初第211号）及び「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号）の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。
- (2) LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への教育支援体制については、本事業等を通して、平成19年度までにすべての小・中学校においてその整備を目指すものである。整備に当たっては、平成16年1月に文部科学省が公表した「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を参考にすること。
- (3) 本事業の委嘱は、都道府県に対して行うものであり、政令指定都市に対しては文部科学省から直接委嘱を行わないため、域内に政令指定都市が含まれる都道府県においては、推進地域の指定に当たって、政令指定都市の全部又は一部を指定することも検討すること。

特別支援教育体制推進事業(18年度)

文 部 科 学 省

委 嘱

都 道 府 県

広域特別支援連携協議会

関係部局横断型のネットワーク構築



特別支援教育コーディネーター
養成研修の実施



専門家チームの設置



巡回相談の実施



推 進 地 域

地域における特別支援連携協議会

関係部局横断型のネットワーク構築



盲・聾・養護学校
センター的機能

教育センター



幼稚園・保育園

○ 校内体制の整備



小・中学校

校内体制の整備

- 校内委員会の設置
- 特別支援教育コーディネーターの指名
- 個別の教育支援計画策定

高等学校



○ 校内体制の整備

医療機関

児童相談所

通園施設

発達障害者支援センター

一貫した支援

早期発見

- 1.6歳児健診
- 3歳児健診
- 就学時健診

早期発達支援

- 幼稚園
- 保育所

特別支援教育

- 小・中・高校
- 放課後支援
- 学童保育

就労移行支援

- 高校
- 就労支援
- 障害者職業センター

地域生活支援

- 支援センター

個別の支援計画

学生支援員について

平成19年度特別支援教育体制推進事業において、新たに設けられる予定の学生支援員については、下記事項を参考に、平成19年度実施計画書の作成を進めてください。

また、文部科学省では、年度内に「特別支援教育関係ボランティア活用事例集」を作成し、配布する予定であるので、計画書の作成の際にご参照ください。

記

1. 学生支援員とは

学生支援員とは、障害のある子どもに対する支援の一層の充実を図るため、学校に派遣される教員志望の学生等を活用した支援員です。

学生支援員には、教育委員会と学生本人との契約により派遣される場合や、教育委員会と大学との契約等により派遣される場合があります。

2. 予算積算上の想定

19年度政府予算案では、以下のとおり想定しております。

- 学生支援員講習会講師謝金 1人6時間×1回×8, 800円
- 学生支援員連絡費 各都道府県70人×10月×2, 000円
(週1回を想定)

3. 研 修

障害のある子どもの支援を行うに際しては、基礎的な知識が不可欠です。派遣を行う教育委員会は、派遣する学生の力量を勘案し、必要に応じて研修等を実施してください。

4. 大学等との連携

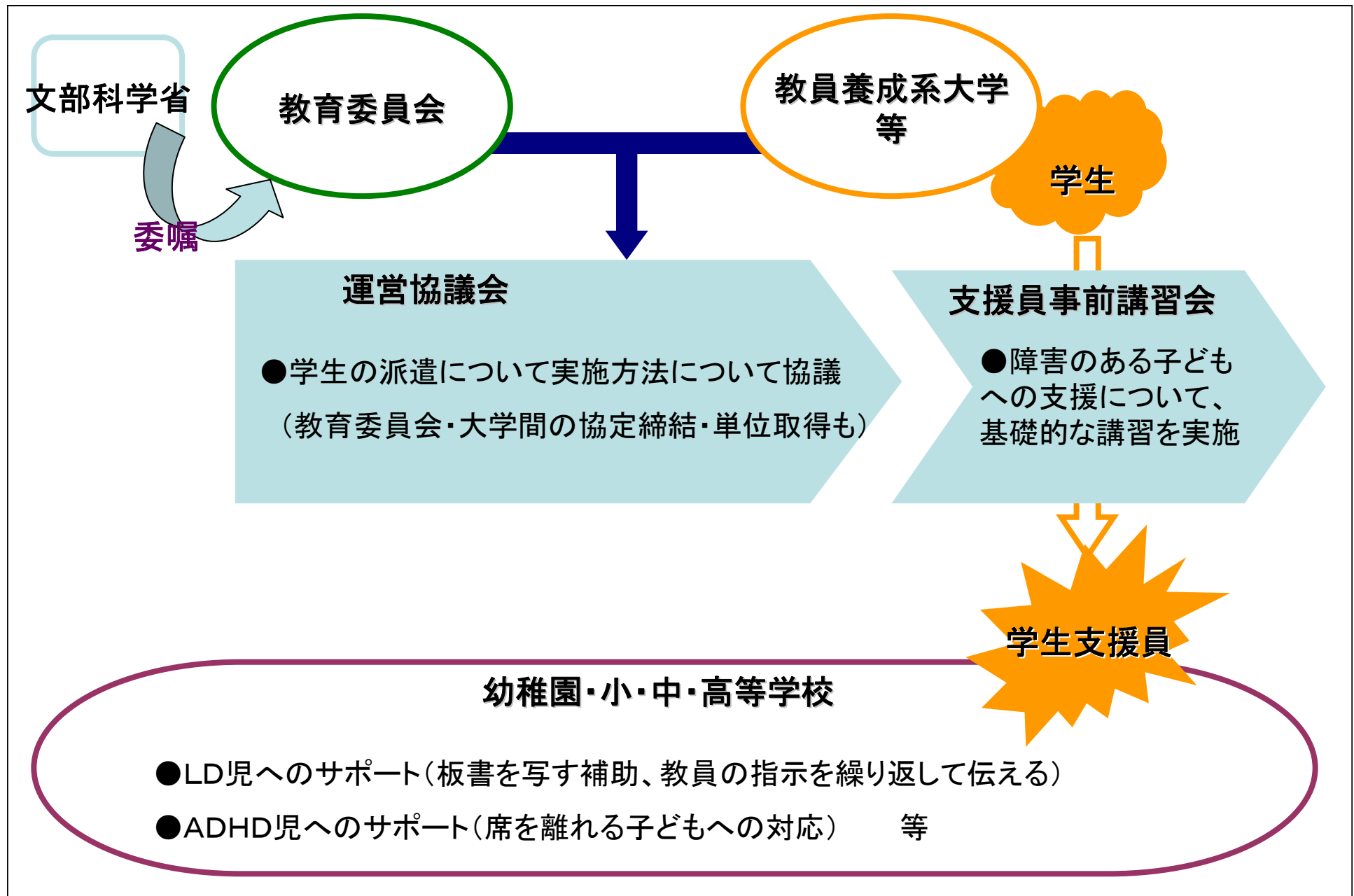
文部科学省としては、19年度実施要項(案)に基づき国公立大学あて、(参考2)の事務連絡(写)を発出し、各都道府県教育委員会から依頼があれば、「学生支援員」の派遣について御協力いただきたい旨、別途通知する予定です。単位認定等を行う場合は、個別に交渉を行ってください。

5. 想定される支援内容

- (1) 通常の学級において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、教員の指導に基づき補助的な支援を行う。
 - 例) ノートを取るときの板書の読み上げ
 - 教員の指示の繰り返し など
- (2) 特別支援学級における授業や通級による指導において、教員の指示に従い、指導の補助を行う。
 - 例) 移動の際の介助 など
- (3) 学校行事などに際して、障害のある児童生徒の参加に関わる補助を行う。
- (4) その他、特別支援教育に関する支援

学生支援員の活用【特別支援教育体制推進事業拡充部分】

資料5



18初特支第15号
平成18年12月27日

各都道府県教育委員会
特別支援教育主管部課長 殿

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課長 瀧本 寛

特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係る
地方財政措置の予定について（通知）

先般の学校教育法等の改正において、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。

このうち、小学校及び中学校には、学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障害をもつ児童生徒が在学しており、特に、通常の学級においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒が約6パーセントの割合で在籍している可能性が示されています。

このような状況を踏まえ、小学校及び中学校において、様々な障害をもつ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置が可能となるよう、下記のように新たに地方財政措置される予定となっておりますので、域内の市町村教育委員会へ速やかにご周知くださいますようお願いいたします。

なお、具体の単位費用算定基準については、総務省において決定され次第ご連絡いたします。

記

措置予定時期	平成19年度より
平成19年度措置予定額	約250億円（市町村分）
特別支援教育支援員	平成19年度 21,000人相当 平成20年度 30,000人相当 （全公立小中学校数に相当する人数）

担当：特別支援教育課
庶務係 山内
（電話） 03-6734-2430
（FAX） 03-6734-3737

「特別支援教育支援員」の地方財政措置予定について

背景 学校教育法の改正により、平成19年4月からは小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことを明確に位置づけられた。

資料7

通常の小・中学校における障害のある児童生徒へのこれまでの支援状況

- ・ 特殊学級、通級指導対象者の増加
- ・ LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒への教育的対応の必要性
- ・ 児童生徒の障害の重度、重複化

介助員、学習支援員などの活用で対応（都道府県及び市町村の独自予算）



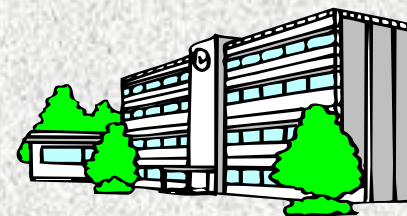
これら通常の小中学校において障害のある児童生徒に対して支援を行う者について「特別支援教育支援員」という広い概念で整理し、地方財政措置が行われる予定。

＜ 特別支援教育支援員の業務内容の一例 ＞

学校教育活動上の日常生活の介助・・・食事、排泄などの補助、車椅子での教室移動補助など
学習活動上のサポート・・・LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒等に対する安全確保など

措置予定の概要

措置予定時期	平成19年度より
平成19年度措置予定額	約 250億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	平成19年度 21,000人相当
	平成20年度 30,000人相当（全公立小中学校数に相当）



執筆・編集者一覧

はじめに

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長 瀧本 寛

第1章

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 樋口 一宗

第2章

青森県八戸市教育支援ボランティアセンター 代表 中村 智子
岩手県教育委員会事務局学校教育室 指導主事 佐々木 徹
宮城県教育庁障害児教育室 室長補佐(指導主事) 檜村 恵三
仙台市立中山小学校 校長 臼井 泰雄
山形県山形市立第五小学校 教頭 中井 義時
福島県教育庁教育指導領域特別支援教育グループ 指導主事 佐藤 由弘
栃木県鹿沼市教育委員会学校教育課 指導主事 小野 撰子
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課 主幹 佐藤 裕之
千葉県船橋市総合教育センター 副主幹 藤川 央
千葉県立船橋養護学校 教諭 五十嵐 祐子
東京都港区教育委員会 指導主事 長谷川 和恵
東京都文京区教育委員会 指導主事 植村 洋司
東京都江東区教育委員会 指導主事 牧野 英一
東京都北区教育委員会 統括指導主事 林 嘉瑞子
東京都板橋区教育委員会指導室 指導主事 藤江 敏郎
東京都足立区教育委員会事務局学務課 特別支援教育対策担当係長 大山 美紀子
東京都府中市立府中第九小学校 校長 加藤 康紀
横浜市教育委員会特別支援教育課 指導主事 佐々木 徳子
川崎市総合教育センター 指導主事 高橋 あつ子
神奈川県相模原市立富士見小学校 校長 矢野 英明
富山県教育委員会学校教育課 養護教育係主幹 嘉義 陽子
岐阜県教育委員会特別支援教育課 指導主事 安田 和夫
静岡市教育委員会事務局学校教育課 特別支援教育担当統括主幹 浅井 夏美
愛知県刈谷市立富士松南小学校 教諭 浅田 敏宏
三重県教育委員会小中学校教育室特別支援教育グループ 指導主事 平松 有吾
滋賀県彦根市教育委員会事務局学校教育課 主査 山田 孝
京都市立光徳小学校 校長 上西 豊一
京都府宇治市教育委員会教育改革推進課 統括指導主事 山下一也
大阪府柏原市教育委員会事務局教育部指導課 指導主事 中平 好美
神戸市教育委員会事務局指導部特別支援教育課 指導主事 本條 誠
島根県出雲市教育委員会学校教育課 特別支援教育係長 藤江 勲

岡山県岡山市教育委員会生涯学習課 係長	難波 玲子
広島市教育委員会学校教育指導第一課特別支援教育室 主任指導主事	竹内 吉和
山口県教育庁特別支援教育推進室 主査	河本 太
徳島市教育委員会学校教育課 主査	木津 実穂

第3章

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官	樋口 一宗
-------------------------------	-------

○編集者

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長補佐・軽度発達障害支援専門官	古川 聖登
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 振興係	小林 美陽
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 振興係	吉原 誉夫
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 振興係	小倉 京子

明治大学 政治経済学部地域行政学科 (インターンシップ研修生)	鈴木 優
明治学院大学大学院 心理学研究科 (インターンシップ研修生)	渡邊 はるか